

II 建築物

基本的考え方

公共、民間を問わず公益的な建築物には、日常生活や仕事の場所である共同住宅、商店、金融機関、事務所、学ぶ場である学校やスポーツ施設、文化・社会活動の場である映画館、娯楽施設、ホテルなどがある。こうした公益的建築物は、県民が安心して生活し、積極的に社会参加ができるバリアフリー社会の基盤となる役割を担うものであり、非常に重要な役割を持っている。

したがって、建築物を設計・監理・施工する者は、高齢者、車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者、妊婦、子ども等多様な身体特性を有する人々が社会を構成していることを十分認識する必要がある。その上で、建築関係者はそれぞれの身体特性を把握し、専門的知識を活かしながら、積極的な発想のもと、すべての人が安心して快適に利用できる良好な社会資本としての建築物を作っていく責務がある。

設計のポイント

1 基本計画での検討

敷地の周辺状況や周辺施設との関係性、敷地内での位置・規模・利用者動線、建築物内の機能及び配置、利用者動線等を検討する基本計画段階で、単純でわかりやすいバリアフリー動線の連続性、高低差の処理等のバリアフリーの基本事項を十分検討し、対応することが重要である。こうした基本設計段階での検討が、手すりの設置、スロープの整備等部分的な設計に大きい影響を及ぼすことを認識する。

2 バリアフリー整備の一般化

バリアフリー整備を特別のこととして考えるのではなく、設計当初から一般的な整備として取り扱う。例えば、玄関までのアプローチを階段とスロープで別々に経路を設けるのではなく、誰もが一緒にアプローチできる通路となるよう外構全体で設計するなど、総合的な設計を行うことが大切である。バリアフリー整備の一般化は、結果的に建築物のメンテナンスコストやライフサイクルコストを軽減していくことにも通じる。

3 特定対象者のための設計

一方で、利用者が特定（限定）される建築物、設備では、利用者の身体特性に対応した設計上の工夫が必要である。利用者の身体特性や動作方法が、多様であることを認識し、特定される利用者等とコミュニケーションを行いながら、使い勝手の良い施設を模索する必要がある。

4 整備基準や事例の取扱い

整備基準で示す基準寸法などは、必要条件ではあるが十分条件ではないことを認識し、数値のみを運用することは避けること。逆に、「なぜ、こうするのか」という基準の意義や、施設及び利用者の身体特性を十分理解することにより、建築関係者自らがより良い事例を作り出していくことが重要である。

5 利用者や専門家の意見活用

基本計画から詳細設計、施工などの各段階において、多様な身体特性を有する利用者や専門家等から意見を聞いたり、プロトタイプモデルで検証を行うなどして、設計に反映していくことが、空間の質を高める上で重要になる。また、完成後も実際の使い勝手について検証を行い、フィードバックさせていくことが重要である。



ユーザーと検証しながらの
設計フロー



一次モデルによる検証



現物モデル（二次モデル）
による検証

6 目的地までの誘導

視覚障害者や高齢者のみならず、初めて施設を利用する人も安心して、迷うことなく目的地の場所に行くためには、自分の位置や方向を含めてわかりやすい動線計画と空間把握のための工夫が必要である。その上で、サイン計画等では、人間の行動特性に基づき、的確な場所でわかりやすく情報提供を行う必要がある。同時に、視覚障害者に配慮した案内板や手すりの点字表示、国際化に対応する情報提供を行い、あわせて非常時の安全性にも配慮する。

7 気候・風土への対応

本県は、全国的にみても降雨日数が多く、また、冬期には降雪・積雪があるのが特徴である。建築物についても、こうした気候や風土等、地域性に配慮した対策を図る必要がある。例えば、施設の構内通路、駐車場から出入口までのアプローチ、出入口などには、屋根またはひさしや側壁を設置するなどの対策を図る。

8 景観・環境との調和

バリアフリーを機能として満足しながら、デザインとしても美しく融合させることが、バリアフリー・デザインである。地域固有の美しいまちなみの形成や周辺環境との調和を図りながら、バリアフリーを積極的に取り入れ、より高いレベルのデザイン性を追及していくことが、建築関係者に求められる大きなテーマである。

9 福祉用具や設備の提供

実際に施設を円滑に利用する際には、車椅子利用者も利用できる家具や機器の設置が重要となる。また、水周り設備（便所、浴室等）や昇降・移動設備の研究も進み、近年、使いやすいものが商品化されている。本手引きでは、詳細な紹介はしていないが、こうした福祉用具や設備機器の情報も把握し、きめ細かな設計を行うことが重要である。



楕円形と螺旋の軌跡によって構成された建物、階段、傾斜路が洗練されたデザインとして組み合わせられている例である。ロンドン・シティ・ホール・イギリス

基本的考え方

建築物においては、道路、敷地内の通路から目的とするすべての利用居室等まで安全に移動できることが基本である。建築物を設計する際には、単に建築部位や単一空間のみの整備を目標とするのではなく、利用しやすいことを念頭におきながら、全体を通して連続的な動線を計画することが重要である。

バリアフリー経路では、「道路あるいは車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路」、「利用居室等から車椅子使用者が使えるトイレへの経路」を特に重要な経路とし、連続的な動線を確保する。

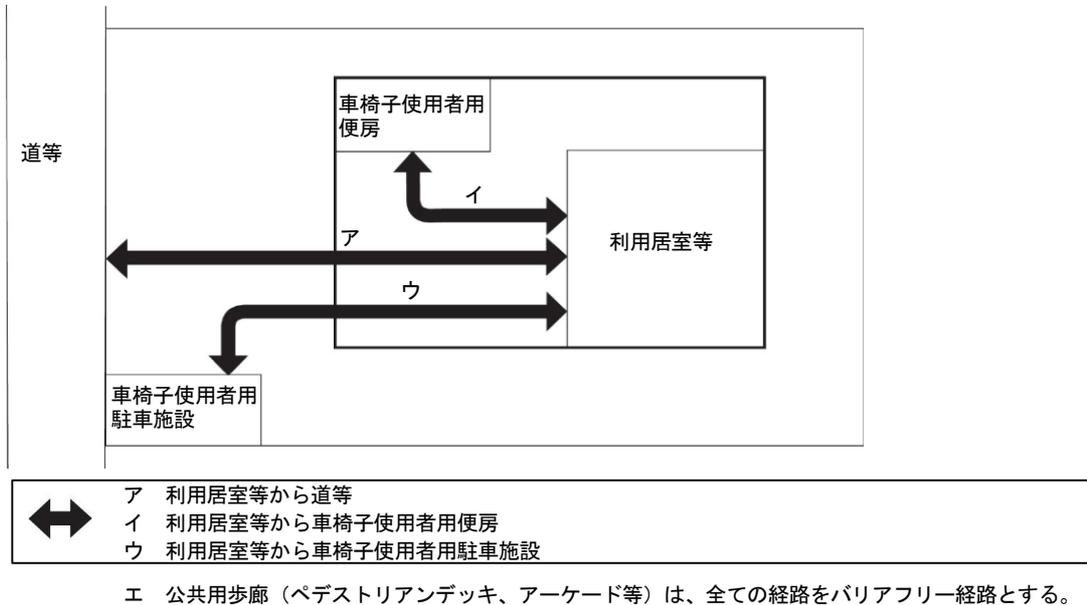
整備基準	バリアフリー経路	解説図
<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれに定める経路のうち1以上(エに掲げる場合にあっては、その全て)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「バリアフリー経路」という。)にすること。</p> <p>ア 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等(以下「利用居室等」という。)を設ける場合、道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室等までの経路(当該利用居室等が17の項の観客席である場合にあっては当該観客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路(以下「車椅子使用者用経路」という。))を含み、直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この項において「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室等を設ける床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物にあっては、当該地上階とその直上又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合、利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路(当該利用居室等が17の項の観客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路(当該利用居室等が17の項の観客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)</p> <p>エ 建築物が公共用歩廊である場合、その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)</p> <p>(2) バリアフリー経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) (1)アに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により13の項*の規定によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)ア中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。))とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>	<p>図 2-1 バリアフリー経路</p>	<p>図 2-2 階数の少ない小規模施設の場合</p>
		<p>図 2-1 バリアフリー経路</p>

※13の項とは、「バリアフリー経路を構成する敷地内の通路」(2-18頁)で規定する基準である。

整備基準の解説

■ 図 2-1 バリアフリー経路

(1) ア、イ、ウ、それぞれ1以上の経路をバリアフリー経路とする。



バリアフリー経路とは

- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路のこと。

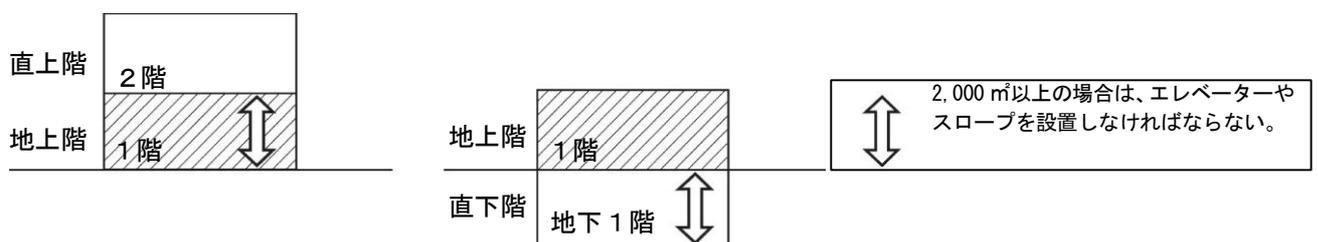
利用居室等とは

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等のこと。

■ 図 2-2 階数の少ない小規模施設の場合

〈適用除外〉

地上階の直上階又は直下階のみに利用居室を設ける場合、その上下間の移動に係る部分。（ただし2,000㎡未満に限る。）



(2) バリアフリー経路における段の禁止

階の移動は、傾斜路又はエレベーター等の昇降機を設置し、段を解消する。

(3) 地形が特殊な場合のバリアフリー経路 高台に建つ老人ホーム、ホテル等地形の特殊性により道等から建築物の出入口まで歩いて移動することが考えられない場合は車寄せから利用居室等までをバリアフリー経路とすることができる。

案内設備までの経路

(視覚障害者バリアフリー経路)

基本的考え方

視覚障害者にとって、道路、敷地内の通路から目的とする利用居室等まで、迷わず安全に移動できることが基本であり、自ら情報を取得しながら快適に到達できる環境を整えることが大切である。建築物を設計する際には、建築物全体を通して、視覚情報以外の連続的な情報提供を行うよう配慮する。建物の内外において、周辺との景観の調和、良好な室内環境の確保ができるよう色彩等計画に留意する。

整備基準

案内設備までの経路

解説図

(1) 道等から15の項※(2)に規定する設備、同項(3)に規定する案内所又は同項(4)に規定する呼出装置までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この項において「視覚障害者バリアフリー経路」という。）にすること。ただし、道等から案内設備までの経路を主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。

(2) 視覚障害者バリアフリー経路は、次に掲げるものであること。

ア 当該視覚障害者バリアフリー経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

イ 当該視覚障害者バリアフリー経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

(ア) 車路に近接する部分

(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等がある部分を除く。）

図3-1

視覚障害者
バリアフリー経路

→図3-2

段または傾斜があ
る場合の整備

※15の項とは、「案内設備」（2-66頁）で規定する基準である。

整備基準の解説

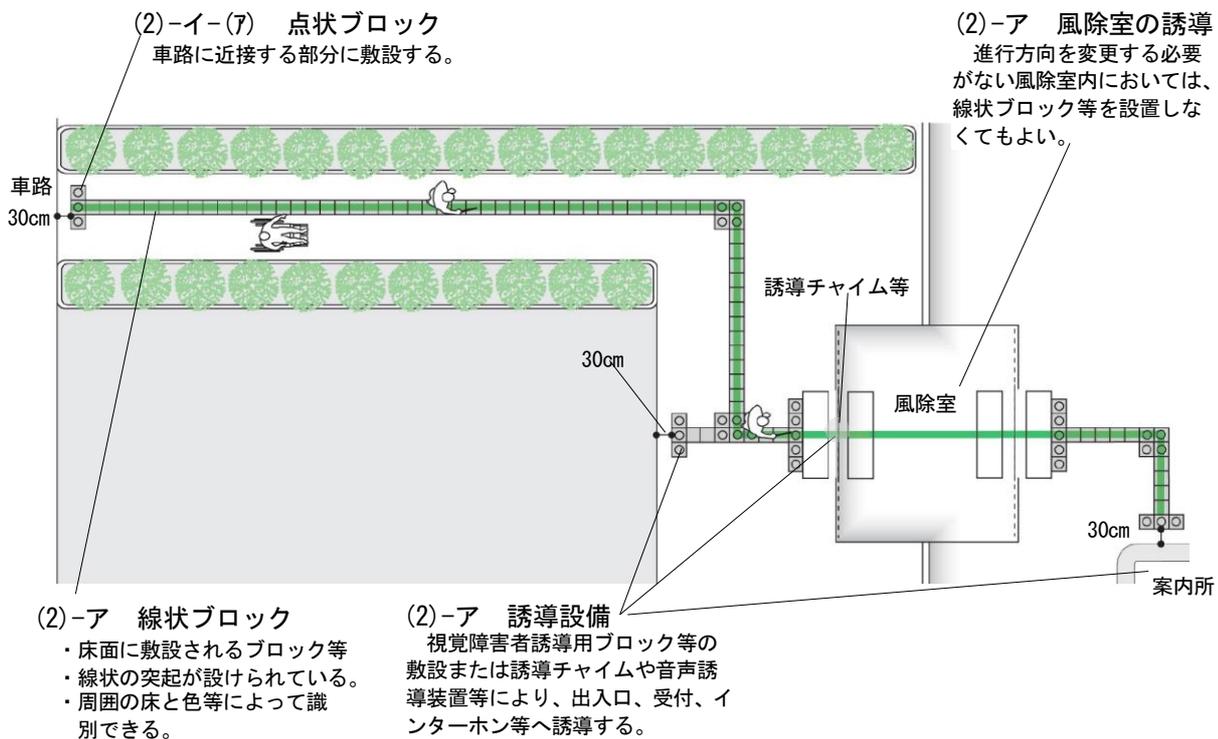
(1) 道等から次のうち1以上の経路を視覚障害者バリアフリー経路とする。

- ・案内設備（エレベーター、便所等の配置を示す点字、音声等の設備）
- ・案内所（常時勤務者ありの場合）
- ・呼出装置（出入口に設けるインターフォン等）

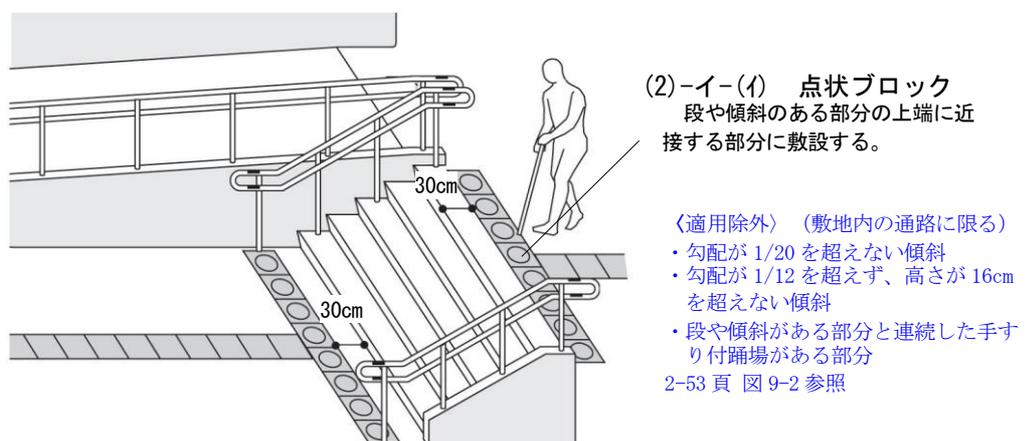
〈適用除外〉

- ・自動車の駐車のために供する施設に設ける場合
- ・案内所（常時勤務者あり）から出入口が見え、かつ、道等から出入口までが視覚障害者バリアフリー経路の場合。

■ 図 3-1 視覚障害者バリアフリー経路



■ 図 3-2 段または傾斜がある場合の整備



動作特性

※ここでは、高齢者や障害のある人等の移動動作を表し、後述の「設計上の配慮事項」において、動作特性格、設計箇所別の配慮事項を示している。

● 白杖、視覚障害者誘導用ブロックによる全盲者の移動動作（歩行）

- ・白杖で自分がいる場所より2枚程度先の線状ブロックを確認しながら歩く。線状ブロックの上を歩く人、片足だけ線状ブロックの上を歩く人、横を歩く人等個人差がある。点状ブロックは、白杖で確認すると同時に足の裏で踏んで確認する。



● 白杖、視覚障害者誘導用ブロックによる全盲者の移動動作（階段）

- ・白杖で階段の高さを確認しながら上る。降りる時は、2段程度先の階段の縁を杖で確認しながら降りる。



● 白杖、手すり利用による全盲者の移動動作

- ・手すりがある場合は、白杖で路面を確認し、視覚障害者誘導用ブロックは、補助程度に使う。



● 白杖利用による全盲者の移動動作

- ・白杖を肩幅より少し広いくらいの幅で振りながら前方を確認して歩く。



● 盲導犬利用による全盲者の移動動作

- ・盲導犬は、利用者を歩道の左側に誘導し、路面の凸凹や障害物を発見すると止まり、指示を待つ。



設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

	設計 図内 の 番号	視覚障害 	
		見えにくい（弱視/色盲）	見えない（全盲）
情報取得方法	—	・視覚以外の情報（聴覚情報、触覚情報等）に加え、わずかな視力や視界で（視覚）情報を感じ取る。	・触覚的情報（白杖、指先、足底等）、聴覚的情報（音声、足音、誘導鈴等）、嗅覚情報を総合的に感じ取る。
敷地内の通路	①	・車路に接する部分に点状ブロックを設置する。 ・積雪により通路を判別しにくくなるため、できるだけ融雪装置や上屋を設ける。	
外部出入口 （玄関）	②	・道等から玄関まで視覚障害者誘導用ブロック等で誘導する。 ・大規模な建築物では玄関がわかりにくく迷いやすいので注意する。	
		・戸のガラス等は、衝突防止のため目線高さに表示を行い、衝突時の事故防止のため安全ガラスを用いる。	
案内板、 触知図	③	・案内板等の表示は、大きめの文字や図を用い、わかりやすいデザインとし、背景色との色相と明度の差に配慮する。 ・接近して確認できる設置高さが望ましい。 ・案内板、触知図は、表示が見えやすいよう明るさに配慮する。	・案内板は、触知図と併用することが望ましい。 ・触知による総合案内板は音による案内、インターホンも併設するなど利用のしやすさに配慮する。 ・触知図を屋外に設置する場合は、雨や積雪、夏の表面温度の上昇等に配慮し、快適に触察できるようにする。
廊下等	④	・手すり、視覚障害者誘導用ブロック、壁面、床面の色相や明度により誘導を行う。 ・床から壁への立ち上がり境を認識しやすくするため、床面と壁は、色相と明度の差に留意する。 ・誘導方法は、施設の用途に応じて、誘導設備や色相と明度の組み合わせを検討する。	
		・ロビー等の広い空間では迷いやすいため視覚障害者誘導用ブロック等で誘導することが望ましい。 ・消火栓、配電盤等を設ける場合は、通行の妨げとならないように設置し、柱等の突出物はできるだけなくす。	
室名表示	⑤	・大きめの文字、背景色との色相と明度の差に配慮する。	・手すりに部屋名の点字表示を行う。 ・点字を読めない視覚障害者も多いため、墨字部分は凸文字とすることが望ましい。
階段	⑥	・回り階段は方向を失いやすく、踏面の寸法が内側と外側で異なるため、直階段または折り返し階段とする。	
		・段の踏面端部とその周辺の部分は、色相、明度、仕上げ等に差をつけて、識別しやすいものとする。	・階段の上端に近接する踊場部分（階段の降り口）には、点状ブロックを敷設する。 ・玄関等から階段まで連続誘導がなされている場合には、階段の下端にも視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが望ましい。 ・手すりの水平部分に現在位置及び上下階の情報等を点字表示する。 ・階段下の空間が空いている場合、気づかずに近づきぶつかる危険があるため、近づかないように誘導するなど安全対策をすることが望ましい。
傾斜路	—	・傾斜路は、色相、明度、仕上げ等の差に配慮し、通路や廊下等と識別しやすいものとする。	・傾斜部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロックを敷設する。
昇降機	⑦	・受付等から昇降機への誘導を、視覚障害者誘導用ブロック等で行うことが望ましい。また、昇降機から降りた後も、視覚障害者誘導用ブロック等への誘導を行うことが望ましい。点状ブロックは呼出ボタン側に設置する。	
		・籠の昇降方向、到着する階、出入口の戸の開閉を音声で案内する。 ・ボタン操作時に応答音により案内することが望ましい。 ・制御装置の取り付け位置、配列、ボタン形状、使い方等を施設内で統一することが望ましい。	・籠内、乗降ロビーに点字表示を行う。 ・制御装置の階数表示は、凸文字とする。 ・制御装置の点字表示は、立位で利用するボタンに設置することを基本とするが、車椅子対応ボタンにも設置することが望ましい。

	設計 図内 の 番号	視覚障害 
		見えにくい（弱視/色盲） 見えない（全盲）
便所	⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・同一建物内の便所は、利用方法が同じだとわかりやすいため、同一建築物ではできるだけ同じ配置、同じ部品を使用することが望ましい。 ・便器洗浄等のボタンは、凹凸、点字、凸文字や触覚記号等、コントラスト等をつけて認識しやすくする。 ・男女の区別は、色相、明度やピクトグラムによりわかりやすく表示する。 ・手すりは認識しやすい色とする。 ・触知図がある場合は、触知図へ、触知図がない場合は、出入口へ視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 ・触知図の取付け位置は、手すり及び多目的便所の開閉ボタンとの位置関係に留意する。 ・便所近くの壁面には、便所内の配置及び男女の区別を触知図や点字等で案内する。
視覚障害者 誘導用ブロック	⑨	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行ルートは、湾曲しないよう直線上に敷設し、屈折する場合は直角に配置する。極端に遠回りにならないように注意する。 ・受付等案内設備までの敷設を基本とするが、建築物の用途に応じて、昇降機、カウンター、福祉関係の窓口等の利用頻度が高いところまで連続的に敷設する。 ・屋外で視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、積雪時に滑りやすいので材質に注意する。 ・弱視者が認識しやすいよう、床面との色相と明度の差や輝度比に配慮する。
点字表示	⑩	<ul style="list-style-type: none"> ・点字だけではなく墨字も表示する。 ・点字を読めない視覚障害者も多いため、墨字部分は凸文字とすることが望ましい。 ・点字は、最新の点字表記法に基づいて正しく表示する。 ・操作ボタンへの点字表示は、左、上、下、右の順で優先的に設置する。 ・点字の読みやすさはもとより、手触りにも配慮する。

設計上の配慮事項（設計箇所別）

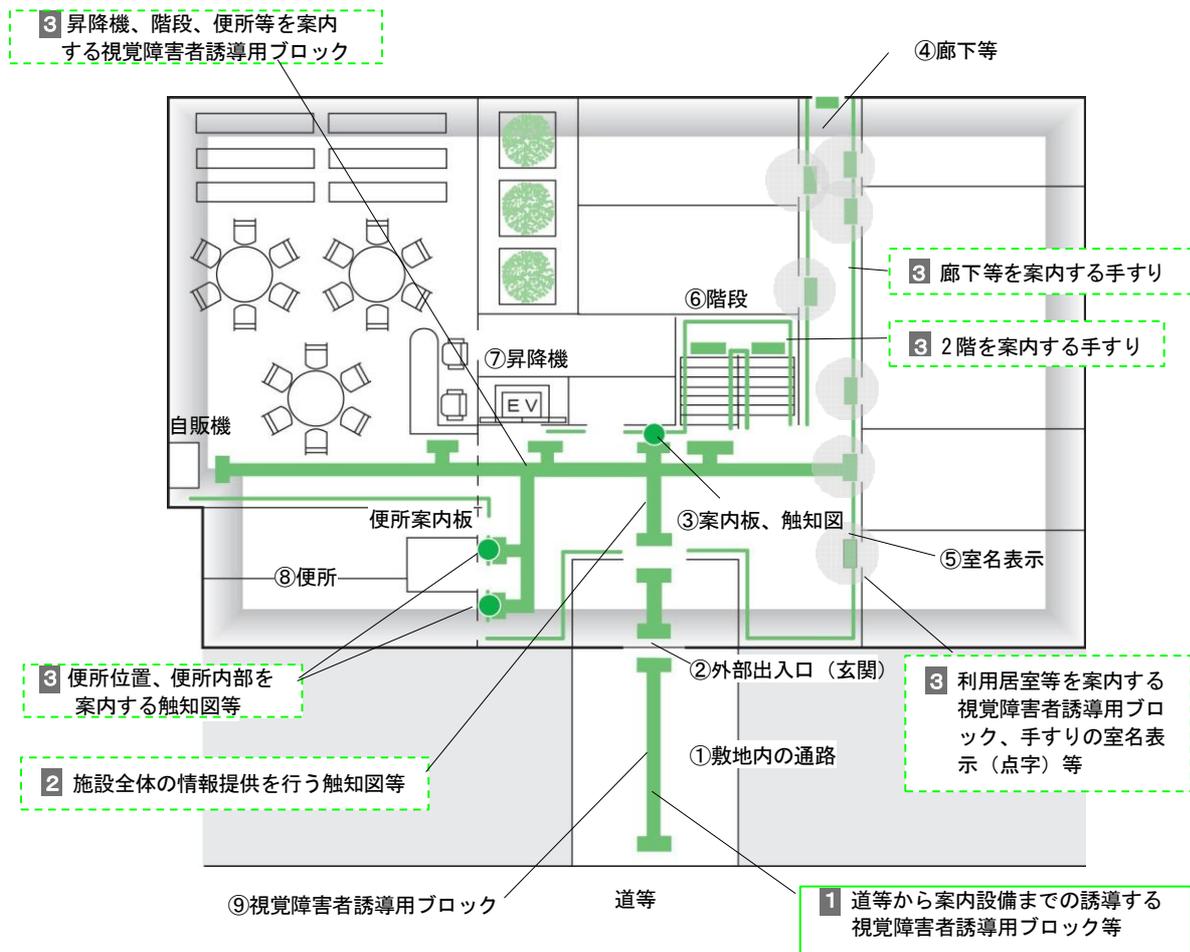
※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■視覚障害者誘導の考え方

- ・単純でわかりやすい誘導を原則とし、目的地となる利用居室等まで誘導を行うとともに、利用居室等から道等までの帰路も誘導する。
- ・誘導を手助けする各種誘導補助設備（手すり、触知図、視覚障害者誘導用ブロック、点字表示、音声案内システム等）を単独で配備するのではなく、それぞれの特性を効果的かつ複合的に組み合わせることにより、利用者の移動の流れに配慮する。
- ・弱視者や色覚障害者向けに、認識しやすい色とする。（以下色の見やすさについては2-70頁参照）
- ・視覚障害者への対応だけにとらわれず、高齢者や他の障害のある人の円滑な移動にも配慮し、総合的に歩行支援することが望ましい。

●視覚障害者誘導手順の例

- 1 道等から受付や案内設備までは、視覚障害者誘導用ブロック等により、曲がりや分岐をなくし、直線的に誘導する。
- 2 受付や案内設備では、施設全体の情報提供を触知図等で案内する。
- 3 受付や触知図等から目的地までは、視覚障害者誘導用ブロック、手すり等により誘導し、手すりの点字表示等により利用居室等の案内を行う。
- 4 逆の手順で利用居室等から道等までの帰路を誘導する。

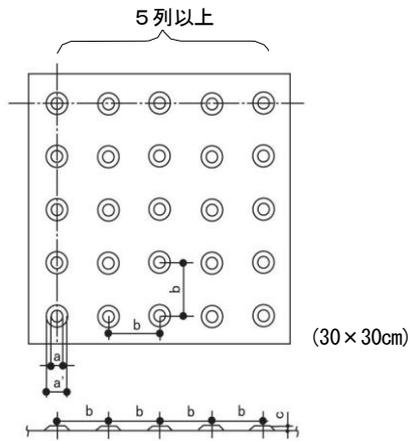


■ 視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法

JIS T 9251

⑨ 視覚障害者誘導用ブロック

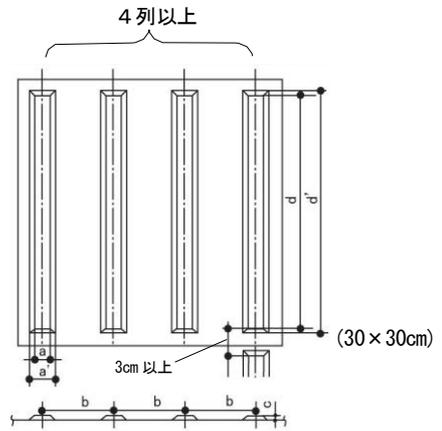
点状ブロック
前方の注意喚起、歩行方向の転換、
誘導対象施設等の位置情報を予告する



単位：mm

記号	寸法	許容差
a	12	+1.5
a'	a+10	0
b	55~60	
c	5	+1 0

線状ブロック
線の延長を歩行方向として案内する

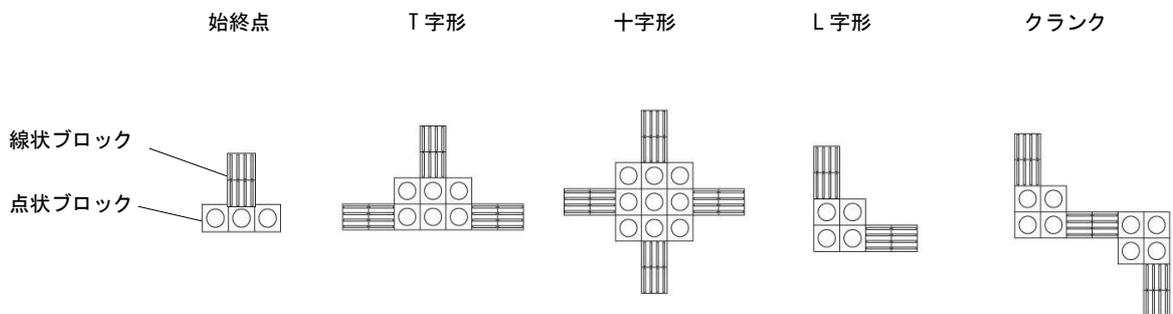


単位：mm

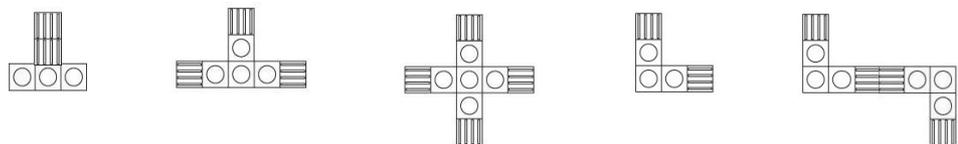
記号	寸法	許容差
a	17	+1.5
a'	a+10	0
b	75	
c	5	+1 0
d	270 以上	
d'	d + 10	

■ 視覚障害者誘導用ブロックの分岐部・屈曲部の敷設方法の例

⑨ 視覚障害者誘導用ブロック

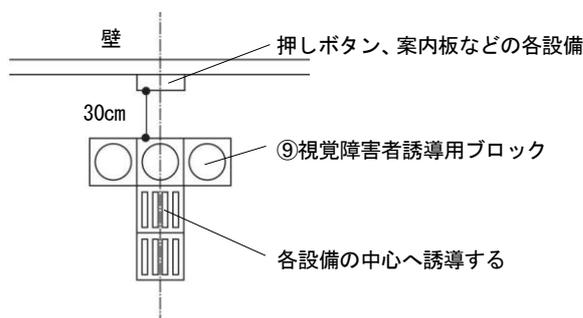


※小規模な建築物の場合

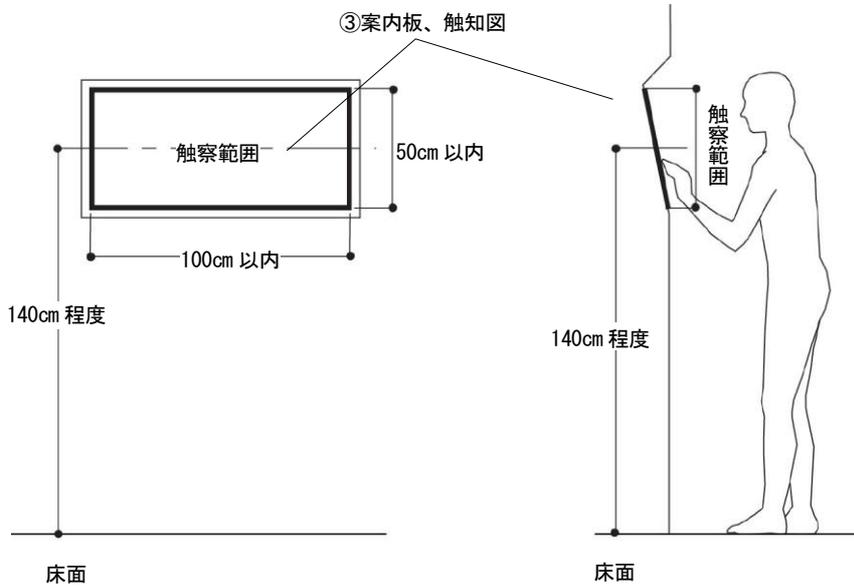


■ 視覚障害者誘導用ブロックの各設備への敷設方法の例

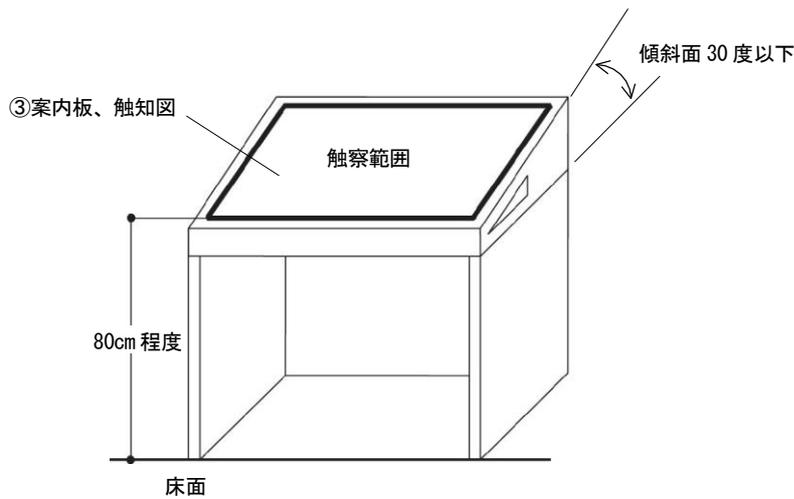
4-26~34 頁参照



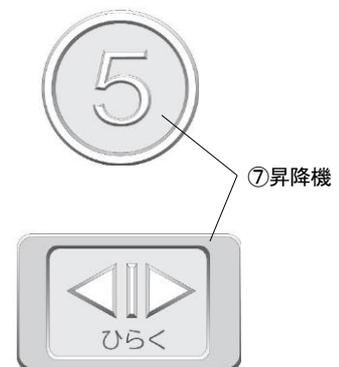
■ 壁付触知図の例



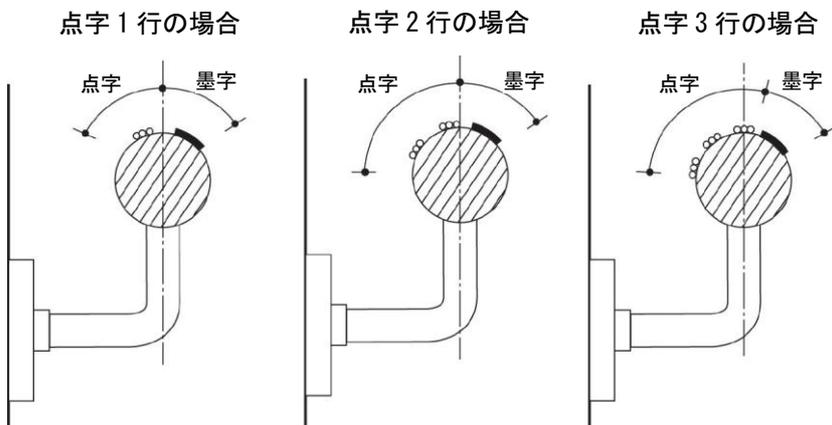
■ 据置触知図の例



■ 凸文字の例



■ 手すりの点字表示の例 ⑩点字表示



整備事例

●広いロビーは視覚障害者誘導用ブロックで誘導



- ・1階ロビーは広く迷いやすいため、昇降機や階段へも視覚障害者誘導用ブロックで誘導している。
- ・触知図や案内板、受付等により、わかりやすい誘導をしている。(石川県庁・金沢市)

●手すりと点状ブロックで誘導



- ・昇降機の乗降ロビーから触知図まで、視覚障害者誘導用ブロックで誘導している。
- ・手すりと点状ブロックで、利用居室等や便所を案内している。
- ・壁が白に近いため、床面は濃いグレーとしてコントラストを付けている。(石川県庁・金沢市)

●昇降機は呼出ボタンへ誘導



- ・昇降機の呼出ボタン位置へ誘導している。
- ・点状ブロックを扉方向に延ばすと、昇降機から降りた時に、視覚障害者誘導用ブロックが察知しやすい。(石川県庁・金沢市)

●墨字をベースにアクリルカバーに点字表示



- ・触知図は、ベースの地図に墨字を表示し、その上に重ねたアクリルカバーに触知図や点字を表示している。
- ・触知図の中心高さは140cm程度。(石川県庁・金沢市)

●大きく曲がる手すり



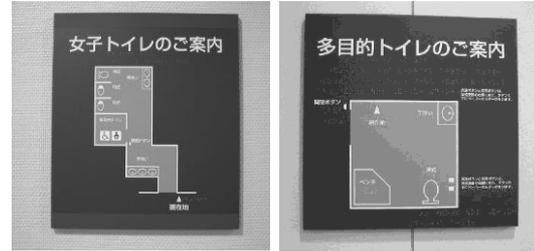
- ・利用居室等の開口部では、手すりを大きく上に曲げて案内している。
- ・室名等の表示がある壁面は、濃紺で統一されていてわかりやすい。
- ・文字とのコントラストも強い。(ビッグ・アイ・大阪府堺市)

●音声誘導装置で玄関、受付、利用居室等へ誘導



- ・音声誘導装置を、庁舎1、2階で試験的に導入している。
- ・受信機のスイッチを押しながら発信器の方向に向けて、手元のスピーカーから音声で案内する。（石川県庁・金沢市）

●触知図での便所案内



便所内の案内

多目的トイレ内の案内

- ・便所入口付近に、便所内と多目的トイレ内を案内する触知図があり、内部の配置が確認できる。（石川県庁・金沢市）

●色相でわかる男女の区別



- ・便所正面の壁には、大きなピクトがあり、さらに、面全体が男性青色、女性赤色であるため、男女の区別がわかりやすい。
- ・触知図、手すりの点字表示、点状ブロックが連動している。（ビッグ・アイ・大阪府堺市）

●主要な案内表示はすべて凸文字



- ・利用居室等や便所等の案内表示は文字が大きい。
- ・凸文字のため、点字が読めない人にも判読できる
- ・扉の引き手方向の矢印も、凸文字である。（ビッグ・アイ・大阪府堺市）

●バス停から受付まで誘導



- ・バス停付近に建物の触知案内を設置している。

- ・バス停から視覚障害者誘導ブロックと手すりを利用し受付まで誘導している。（県立美術館・金沢市）

管理、人的対応の留意事項

- ・大規模な建築物では、常時来客に対応できる従業員（案内係、受付係、ドアマン等）を配置し、必要に応じて案内を行うことが望ましい。
- ・視覚障害者バリアフリー経路上において、案内板等の設置や、自動車・自転車の乗り上げにより、通行や情報取得の際に妨げとならないよう注意する。また、設計段階から、通行の妨げとなる物が置かれないう配慮することが望ましい。
- ・施設内で触知図や点字表示の設置が難しい場合には、携帯できる簡易な触知図資料（印刷物）を用意することが望ましい。
- ・視覚障害者誘導用ブロックや点字表示等が、破損や汚濁等によって機能や効果が低下しないよう定期的にメンテナンスを行うことが望ましい。
- ・利用居室等の名称を変更する場合には、点字表示も速やかに変更する。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、視覚障害者誘導用ブロックをよりどころとして歩くことで不安が軽減される人もいるため、視覚障害者誘導用ブロックの敷設は、知的、発達、精神に障害のある人の誘導にとっても有効である。
- ・また視覚障害者誘導用ブロックに限らず、手すりの設置や床面の仕上げ、色彩の工夫など歩行のより所や注意喚起として有効な整備が求められる。

敷地内の通路及びバリアフリー経路を構成する敷地内の通路

基本的考え方

道路から建築物の出入口に至る通路、車椅子使用者駐車場から建築物の出入口に至る通路及び同一敷地内の建築物間の通路は、高齢者や障害のある人等すべての人が、迷わず安全に通行できるよう配慮が必要である。

特に、玄関前においては、段ができないようまた、極力動線が短くなるよう基本設計段階から配慮を行い、誰もが支障なく通行できる構造とすることが重要である。

また、雪国においては、屋根や融雪装置による冬期の積雪対策も重要である。

整備基準 敷地内の通路	解説図
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 手すりを設けること。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 勾配が15分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(4) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 排水溝を設ける場合の溝蓋は、次に定める構造とすること。</p> <p>(7) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まない構造とすること。</p>	<p>表 4-1 敷地内の通路及びバリアフリー経路を構成する敷地内の通路 図 4-1 バリアフリー経路を構成する敷地内の通路</p>

整備基準 バリアフリー経路を構成する敷地内の通路	解説図
<p>バリアフリー経路を構成する敷地内の通路は、6の項※に定めるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 勾配は、15分の1（屋根等を設けた場合にあつては、12分の1）を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 降雪及び路面凍結に対する措置を行うこと。</p>	<p>表 4-1 敷地内の通路及びバリアフリー経路を構成する敷地内の通路 図 4-1 バリアフリー経路を構成する敷地内の通路</p>

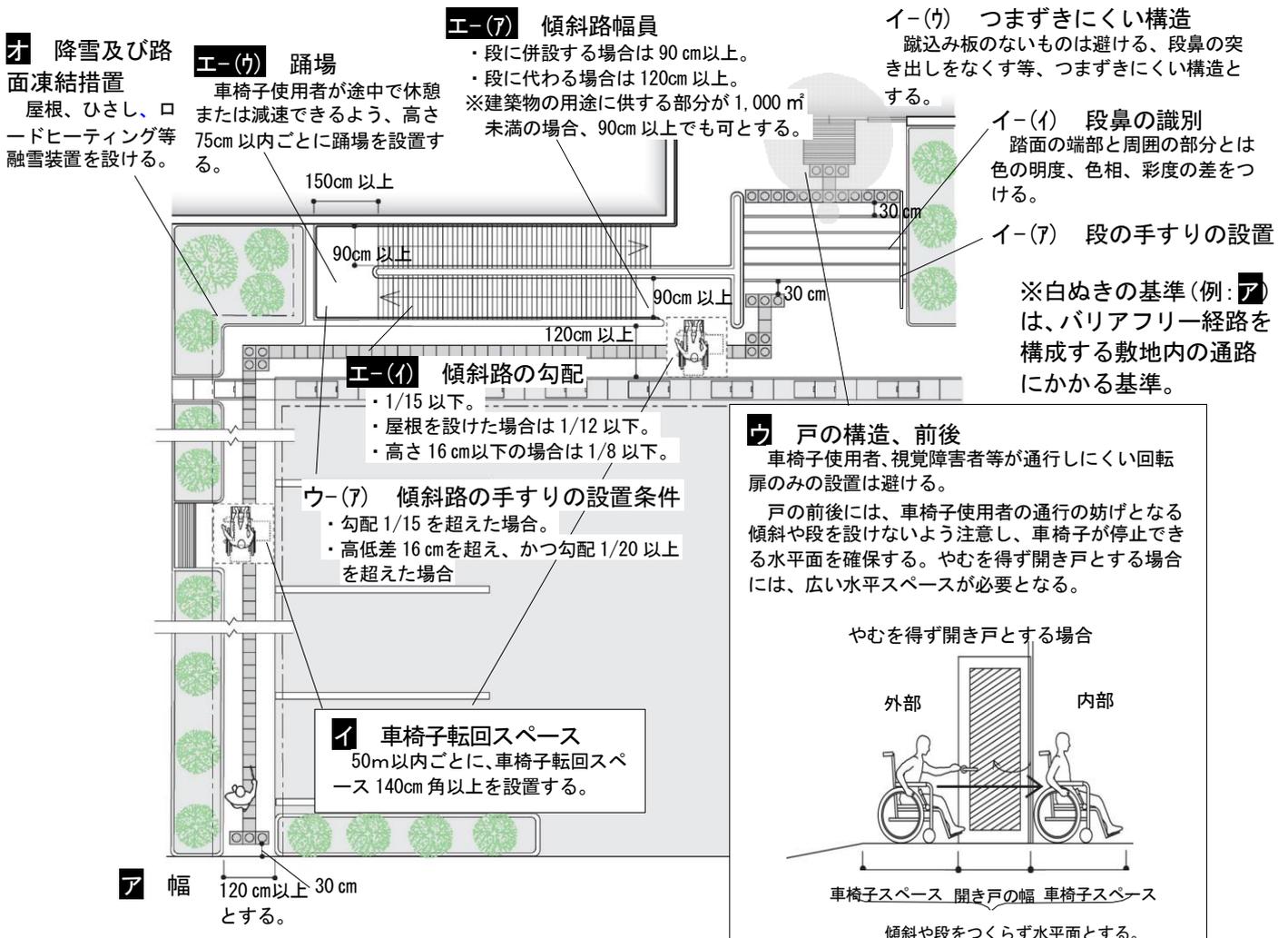
※6の項とは、上記基準の「敷地内の通路」で規定する基準である。

整備基準の解説

■表 4-1 敷地内の通路及びバリアフリー経路を構成する敷地内の通路

	敷地内の通路	バリアフリー経路を構成する敷地内の通路
表面	ア 粗面又は滑りにくい材料とする。	同左
幅	—	ア 120cm 以上とする。
車椅子転回スペース	—	イ 50m 以内ごとに設ける。
戸	—	ウ 自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造。 ウ 前後に高低差なし。
段	イ-(ア) 手すりを設置する。 イ-(イ) 踏面の端部と周囲の部分との色の明度、色相、彩度の差をつける。 イ-(ウ) 段鼻のつきだし等つまずきの原因となるものを設けない。	同左
傾斜路	ウ-(ア) 手すりを設置する。(勾配が 1/15 を超える場合、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 20/1 を超える場合。) ウ-(イ) 前後の通路との色の明度、色相、彩度の差をつける。	同左 エ-(ア) 幅は、段に代わるものは 120cm 以上、段に併設するものは 90cm 以上とする。 エ-(イ) 勾配は、1/15 以下とする。(ただし、屋根等を設けた場合は 1/12 以下、高さ 16cm 以下の場合は 1/8 以下とできる。) エ-(ウ) 高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場を設置する。
排水溝	エ-(ア) 表面は滑りにくい仕上げとする。ウ-(イ) 車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まない構造とする。	同左
降雪および路面凍結措置	—	オ 降雪、路面凍結に対する措置を行う。

■図 4-1 バリアフリー経路を構成する敷地内の通路(段や傾斜路を設けざるを得ない場合)



設計上の配慮事項（動作特性格別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性格別の「設計上の配慮事項」を示している。

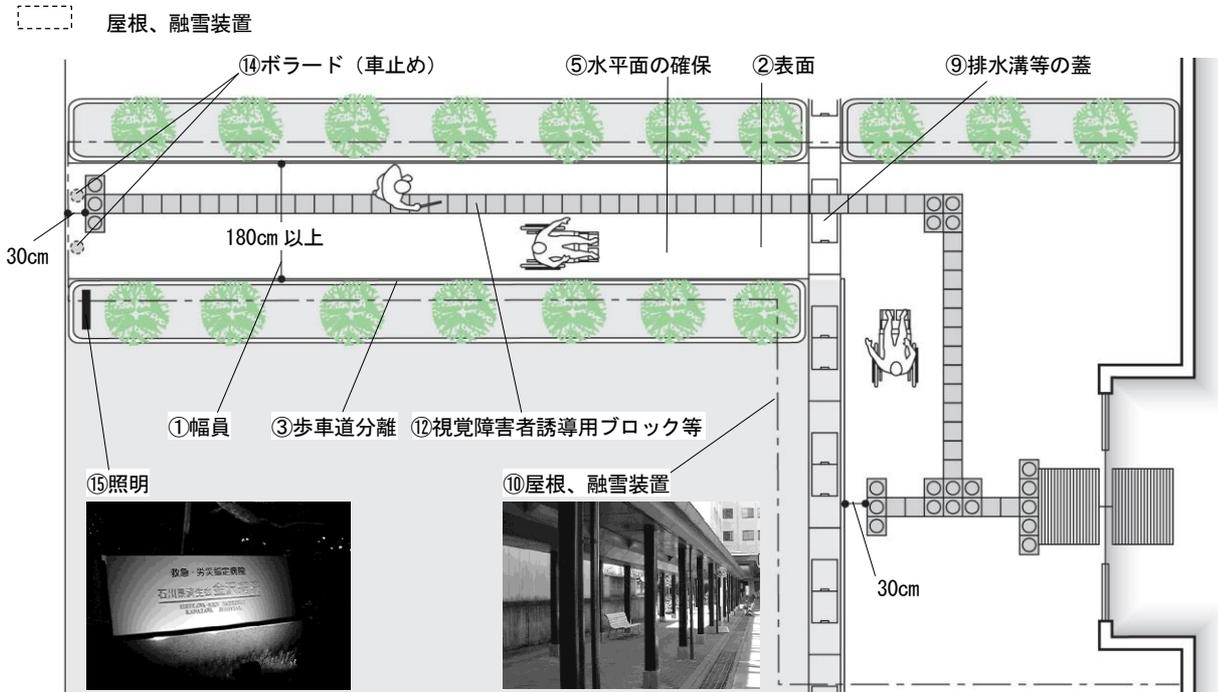
	設計図内の番号	肢体不自由 			
		立位移乗		座位移乗	介助移乗
		杖歩行	歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）	
幅員	①	・幅員 180cm 以上確保する。小規模な建築物においても 120cm 以上確保する。			
表面	②	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子移動が困難となる砂利敷きや石畳の採用を避ける。 ・レンガやタイル等を敷く場合は、路盤の沈下による不陸や目地の凹凸を生じないよう施工や管理を行う。 ・仕上げ材料の目地幅は、車椅子使用者や視覚障害者の通行に配慮する。 			
歩車道分離	③	・安全性を確保するため、歩行者と車の動線を分離する。			
傾斜路等の動線	④	・高齢者や障害のある人等の通路を別に設ける場合は、他の利用者と著しく異なる経路とならないようにする。			
水平面の確保	⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の通路は、計画段階から段や傾斜路は設けず、できるだけ水平面を確保する。やむを得ず段を設ける場合には、傾斜路または昇降機を設置する。 ・前面道路や出入口の境界には段差を設けないよう配慮する。 ・水勾配が必要な場合を除き、できる限り水平とする。 			
傾斜路	⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・衝突防止のために傾斜路の終点、通路との交差点には 150cm 以上の水平部分を設ける。 ・段に併設する場合は、幅員 120cm 以上とする。 ・段に代わる場合は、幅員 150cm 以上とする。 (手すりの突出が 10cm 未満の場合、手すりはないものとみなせる。) 			
階段	⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・階段を設置する場合は、傾斜路等を設置する。 ・幅員 140cm 以上、蹴上げ 16cm 以下、踏面 30cm 以上とする。 			
手すり	⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりは、両側に設置することが望ましい。床高 75~80cm（二段とする場合は低い方を 60~65cm）に設置する。 ・縁部の立ち上がりは、脱輪または杖の滑落防止のため、5cm 以上設ける。 ・手すりの端部は、袖口がひっかからないよう壁方面または下方向に曲げておく。 			
排水溝等の蓋	⑨	・原則として通路上に排水溝を設けない。やむを得ず設ける場合は、排水溝等の蓋は通路面との段差をなくし、蓋のスリット等は杖先や車椅子のキャスター等が落ちないものとする。			
屋根、融雪装置	⑩	・冬期の積雪、凍結時に、安全に移動ができるよう、屋根及びひさしや融雪装置を設ける。融雪装置はロードヒーティングが望ましい。			

	設計図内の番号	視覚障害 	聴覚障害 		
		見えにくい（弱視/色盲）	見えない（全盲）	聞こえにくい	聞こえない
歩車道分離	③	・車路へ進入してしまうのを防ぐため、歩道と車道の間に色相と明度による差や段で認知しやすい工夫を行う。			
手すり	⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの始点（終点）には、始点（終点）であることを知らせるために、30cm 以上の水平面を設ける。 ・始点（終点）及び現在位置を知らせるため、水平部分には点字プレートを設置する。 			
点状ブロック	⑪	・傾斜路及び段の上端に近接する部分に点状ブロックを敷設する。			
視覚障害者誘導用ブロック等	⑫	・敷地境界から建物の出入口または案内設備等まで視覚障害者誘導用ブロック等による誘導を行う。			
段等の識別	⑬	・傾斜路、階段は色相と明度により識別しやすいものとする。			
ポラード（車止め）	⑭	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者の衝突を避けるため、原則として設置しない。 ・やむを得ず設置する場合は、弱視者が認識しやすい色とし、白杖でも認識しやすいものとする。 			
照明	⑮	・建物名称表示等は、大きく見やすい文字とし、夜間でもわかりやすいよう照明に配慮する。			

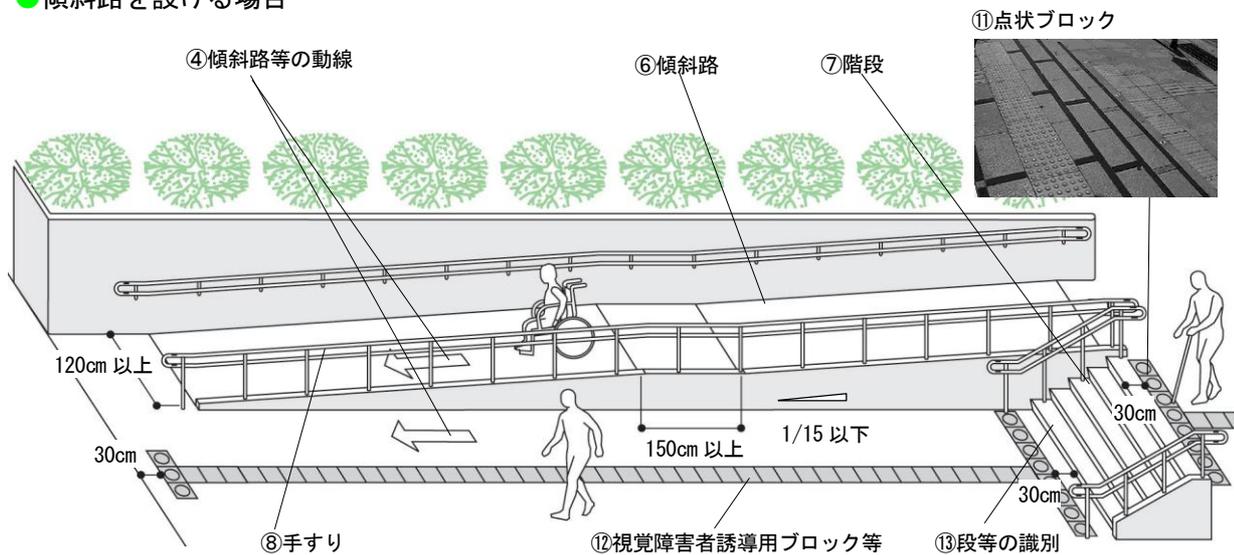
設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

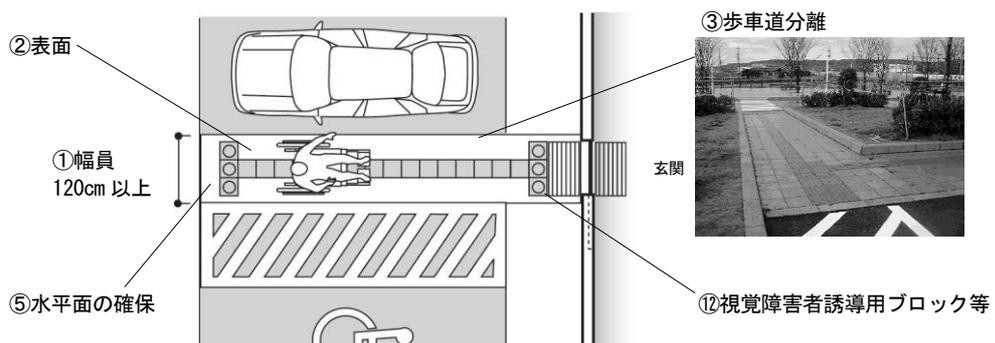
敷地内の通路の例（大規模なもの）



傾斜路を設ける場合



敷地内の通路の例（小規模なもの）



整備事例

● 歩道から段差なし



- ・ 歩道から玄関まで段差がない。
 - ・ 歩道から直線的な動線である。
- (北國銀行高松支店・かほく市)

● 小規模な喫茶店のアプローチ



- ・ 歩道から出入口までの経路に、連続して視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。
- ・ 玄関まで段差はない。(Café of time・小松市)

● 階段と併設した傾斜路



- ・ 階段と併設し、傾斜路を設けている。
 - ・ 屋根があるため、雨、雪に濡れずに利用できる。
 - ・ 手すり、滑落防止の立ち上がりがある。
- (サントウンコミュニティセンター・能美市)

● 明度差のある階段



- ・ 階段は、踏面と蹴上げに明度差がある。
 - ・ 踏面はコンクリート、蹴上げ等はタイルと、材質が異なる。
 - ・ 階段と傾斜路を併設している。
- (セミナーハウスアイリス・加賀市)

● 皆が同じ経路を通行できる



- ・ 階段を設けず、全体を傾斜路とし、すべての人が同じ経路を通行できるよう配慮している。
- ・ 傾斜路の上下端部に、点状ブロックを敷設し、両側に手すりがあある。(いきいき魚市・金沢市)

● 階段と併設した屋根付きスロープ



- ・ 出入口の階段に屋根付きの傾斜路を併設している。(東山歯科医院・白山市)

管理、人的対応の留意事項

- ・ 敷地内の通路上に通行の妨げとなる案内板、自動車や自転車の乗り上げ等がないよう注意する。設計段階においても、施設運用上のあり方を十分に検討し、物品や案内板等による通行の支障がおきないよう、配慮することが望ましい。
- ・ 大規模な建築物では、常時来客に対応できる従業員（案内係、受付係、ドアマン等）が配置されていることが望ましい。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事

- ・ 知的、発達、精神に障害のある人には、周囲の確認を十分せずに飛び出す人もいるため、歩行者と車の動線が交差する場所では、危険回避するために見通しをよくすることが有効である。

基本的考え方

自動車は、高齢者や障害のある人等が外出するための重要な交通手段である。駐車場は出入口に近く初めて訪れる人にもわかりやすい位置に設置する。また、安全に乗降できるスペースを確保するとともに、建築物の入口までは屋根やひさしを設ける。

整備基準

駐車場

解説図

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子利用者用駐車施設(車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。)を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件(令和6年国土交通省告示第1072号)に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数

(2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、350センチメートル以上とすること。

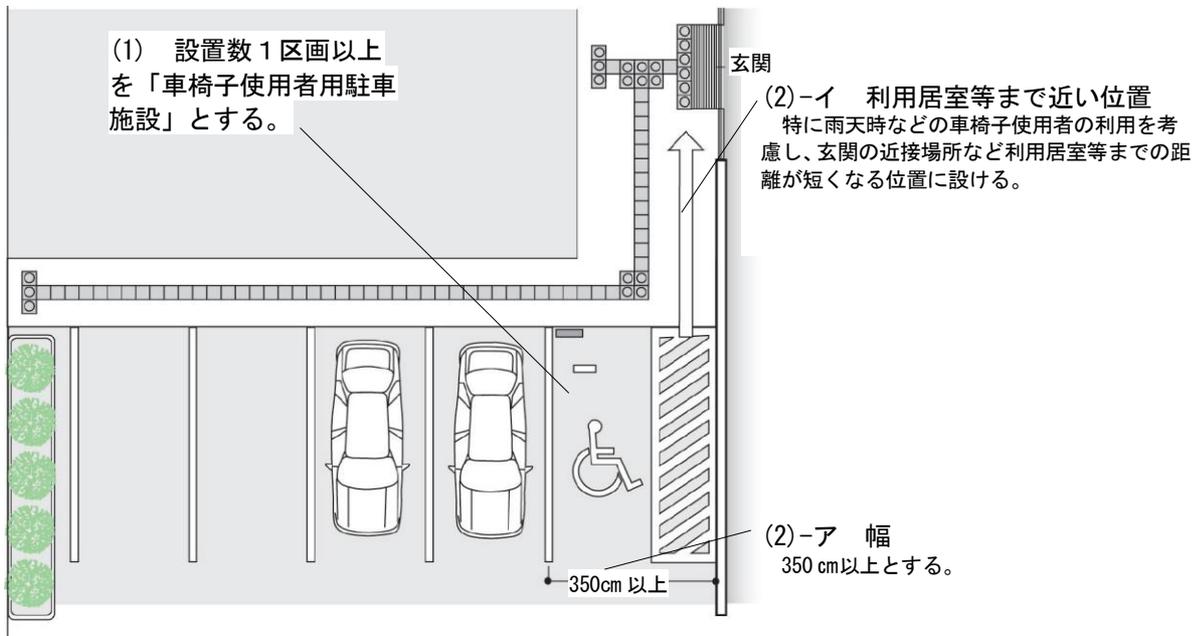
イ 8の項(1)ウに定める経路[※]の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

図 5-1
駐車場

※8の項(1)ウに定める経路とは、「バリアフリー経路」(2-4頁)で定める車椅子利用者駐車施設から利用居室等までの経路である。

整備基準の解説

■ 図 5-1 駐車場



車椅子使用者用駐車施設の標識(表示) 例
移動等円滑化の措置がとられた駐車施設の付近には、駐車施設があることを表示する標識を設けること。
車椅子使用者用駐車施設の標識(表示)については、2-66 頁参照

動作特性

※ここでは、高齢者や障害のある人等の乗降動作を表し、後述の「設計上の配慮事項」において、動作特性格、設計箇所別の配慮事項を示している。

●立位移乗による車椅子使用者の乗降動作

- ・車椅子から立位で送迎車の助手席に移乗する。介助者が車椅子をたたんで送迎車の後部に載せる。



●座位移乗による車椅子使用者の乗降動作

- ・座位で運転席に移乗し、車椅子を持ち上げ、後部座席に載せる。



●介助移乗による介助用車椅子や電動車椅子使用者の乗降動作

- ・介助者が送迎車のスロープを使い、介助用車椅子や電動車椅子を送迎車に乗せて固定する。



設計上の配慮事項（動作特性格）

※ここでは、整備箇所別、動作特性格の「設計上の配慮事項」を示している。

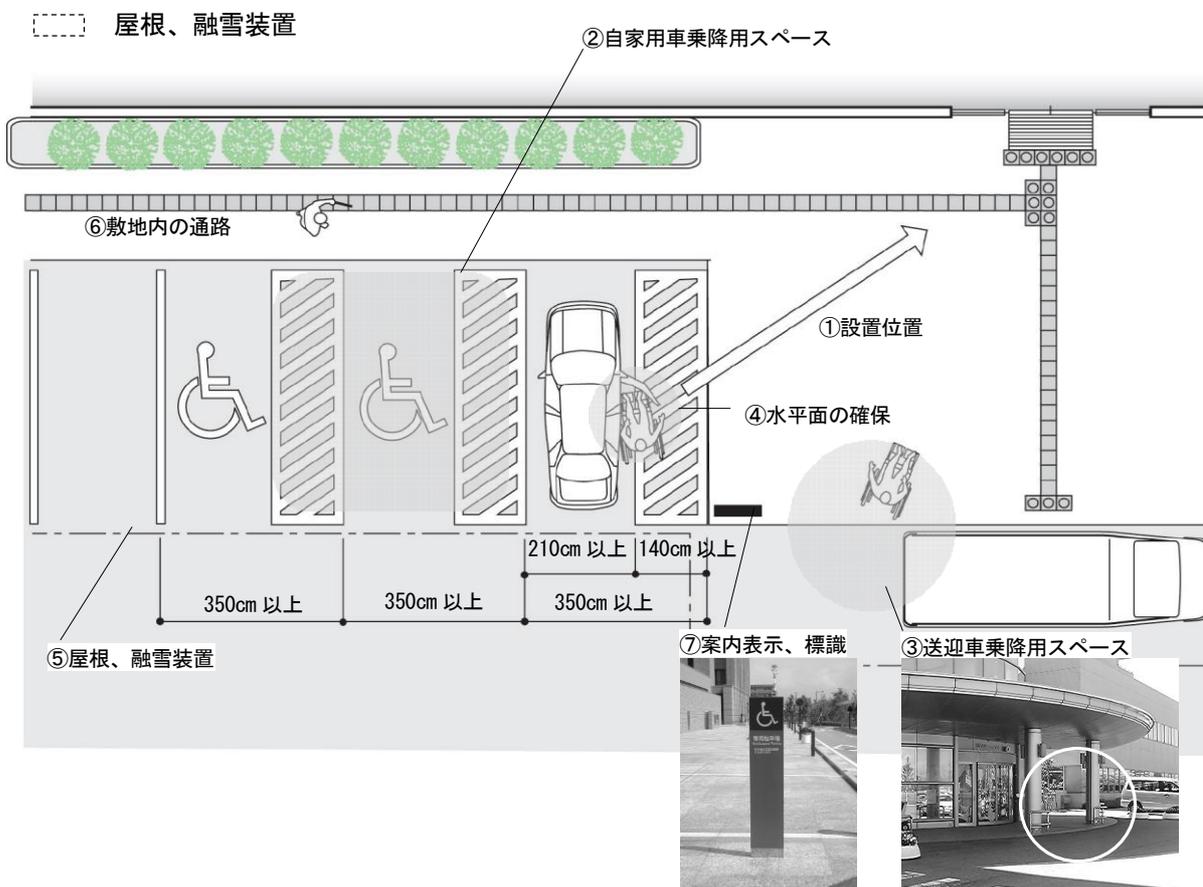
	設計 図内 の 番号	肢体不自由 		
		立位移乗		座位移乗
		杖歩行	歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）
設置数	—	<ul style="list-style-type: none"> ・次の式により得た数以上の車椅子利用者用駐車施設を設置することが望ましい。 ・全駐車台数 $A \leq 200$ の場合：$A \times 1/50$ ・全駐車台数 $A > 200$ の場合：$A \times 1/100 + 2$ 		
設置位置	①	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者用駐車施設の設置位置は、建築物側とする。また、車路を横断しないなどの安全確保について工夫することが望ましい。 ・屋内駐車場の場合は、昇降機の昇降ロビーの入口付近に設けることが望ましい。 		
自家用車乗降用スペース	②	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者の乗降用スペースは左右両方に設けることがより望ましい。複数設けると左右どちらからでも乗降できるようになる。また、送迎車の利用も想定し、後方にスペースを設けることが望ましい。 		
送迎車乗降用スペース	③	<ul style="list-style-type: none"> ・リフト付バスや車椅子利用者送迎車の利用も想定し、車寄せから通路に段を設けない、ひさしを大きくとるなどの配慮を行うことが望ましい。また、後方に乗降用スペースを設けることが望ましい。 		
水平面の確保	④	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者駐車場は水平にする。 		
屋根、融雪装置	⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者は、車の乗降に時間がかかるため、雨等に濡れないように屋根を設ける。 ・冬期の積雪に配慮し、融雪装置を設置することが望ましい。 ・ロードヒーティング等の無散水式のもの望ましいが、やむを得ず散水式とする場合には、移乗する際に足下に水がかからないよう配慮する。 		
敷地内の通路	⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降用スペースから通路へ車椅子で円滑に移動できる構造とする。 ・歩行者の安全を確保するため可能な限り確保する。 ・大規模施設の場合、出入口までの通路に屋根を設けることが望ましい。 		
案内表示、標識	⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降用スペース表面は、斜線で塗装表示することが望ましい。 ・駐車場入口には、車椅子利用者用駐車施設に至る経路の誘導案内標識を設置する。 ・大規模駐車場や地下駐車場の場合は、車椅子利用者用駐車施設、便所、避難誘導ルート、非常口等を明記した案内標識を設置する。 		
発券機等	—	<ul style="list-style-type: none"> ・機械式駐車場に設置する発券機や精算機は、手の不自由な人も利用できるよう配慮することが望ましい。 		

	設計 図内 の 番号	視覚障害 		聴覚障害 	
		見えにくい（弱視/色盲）	見えない（全盲）	聞こえにくい	聞こえない
敷地内の通路	⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・通行時に通路から駐車場へ進入するのを防ぐため、通路と駐車場は、色相、明度、仕上げや2cm程度の段等で認知しやすい工夫を行う。 			
案内表示、標識	⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物や施設の情報案内とともに、駐車場の案内表示はわかりやすさに配慮する。 			

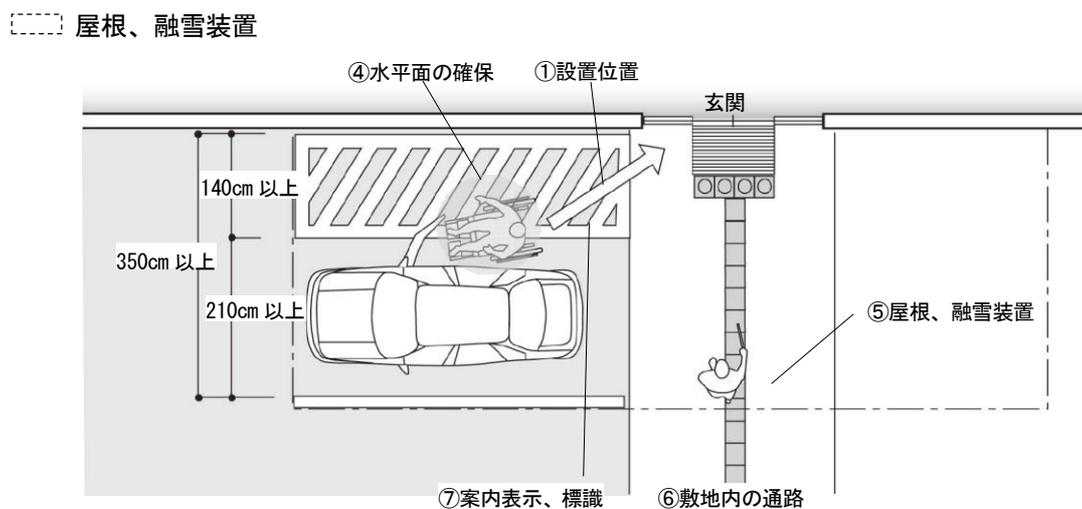
設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■ 駐車場の例（大規模なもの）



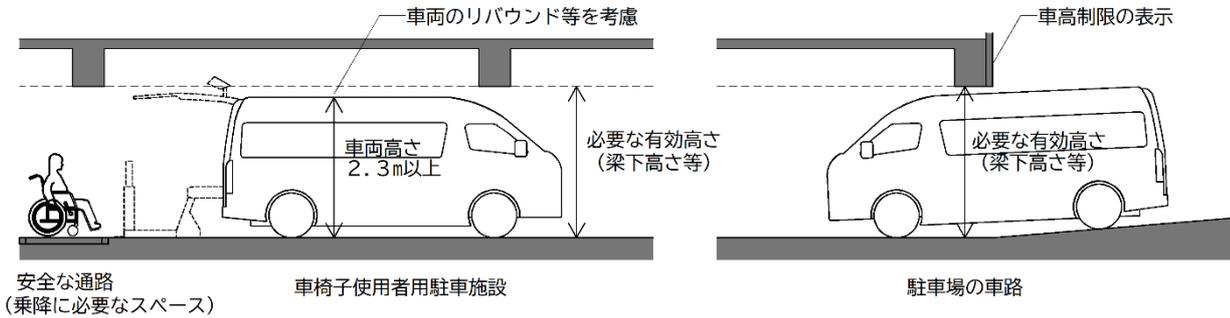
■ 駐車場の例（小規模なもの）



■ 車椅子使用者用駐車場設置数

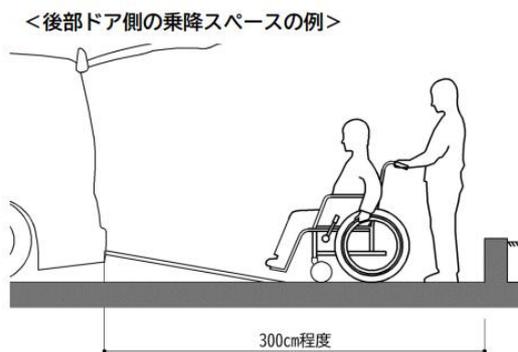
5-30 頁参照

■ 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さ



・車椅子使用者用駐車施設及び車椅子による乗降可能な駐車スペースを屋内に設ける、又は屋外の駐車場施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（230cm以上）に対応した必要な有効高さ（梁下高さ等）を確保する。（改修等で対応が困難な場合を除く）

■ 狭小敷地等ではむを得ない場合の車椅子使用者用駐車施設の乗降スペース



・狭小敷地や地上部の敷地活用の制約等ではむを得ない場合には、関係機関と協議の上、車椅子使用者用 駐車施設の乗降スペースを、人の出入りが少ない建築物の出入口（通用口等）に通ずる敷地内の通路（避難経路以外の通路）と兼用することが考えられる。

・この場合、通常の車椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。

整備事例

● 屋根、ひさし



・車椅子使用者用駐車スペースが施設正面入口のすぐ近くであり、屋根があるため、建築物までスムーズにアプローチできる。

・植栽マスの中に案内板があり、通行を妨げない。
（石川県庁・金沢市）

● 建築物と一体化



・施設と車椅子使用者用駐車施設が、建築物と一体的に作られており、ドライブスルーができる構造である。
（道の駅富来街道・志賀町）

●大規模な駐車施設



・車椅子使用者用駐車場から、外来出入口への通路をひさしが覆っている。（やわたメディカルセンター・小松市）

●昇降機近くの車椅子使用者用駐車スペース



・昇降機付近に車椅子使用者用駐車施設を設置している。（ビッグアイ・大阪府堺市）

管理、人的対応の留意事項

- ・大規模な建築物の場合は、出入口等への案内や車の乗降等を介助できる従業員が配置されていることが望ましい。
- ・車椅子使用者以外の利用者が、車椅子使用者用駐車施設を利用しないよう、できるだけマナーの向上に努める。
- ・車椅子使用者の送迎車は、乗降のため一時的に玄関前に停車し、その後一般駐車場に駐車を促すことが望ましい。

車椅子使用者用駐車場施設の適正利用のための工夫

・車椅子使用者用駐車施設等について、本来であれば必要がない者が駐車すること等により、真に必要な者が利用できない等の課題が指摘されている。

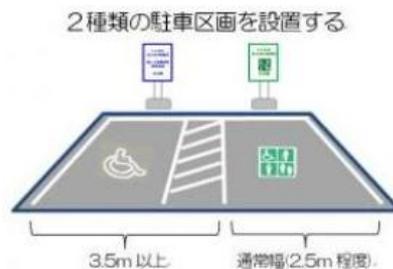
●いしかわ支えあい駐車場

・日常的に多くの方が利用される施設の障害者用等用駐車場（≒車椅子使用者用駐車施設）の適正利用を図るため、石川県では、いしかわ支えあい駐車場制度を平成27年11月2日から開始しました。

●制度の概要

いしかわ支えあい駐車場制度とは、障害者や高齢者等で歩行が困難な方に対し、県内共通の利用証を交付する制度です。

この制度の導入により、障害者用等用駐車場を利用できる方を明確にすることで、障害者用等用駐車場を必要とする方が駐車場を利用しやすくなることを目指しています。



お問い合わせ 石川県健康福祉部 障害保健福祉課

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/sasaesai/seidogaiyou.html>

6 | バリアフリー経路を構成する出入口

基本的考え方

玄関や利用居室等への出入口は、様々な人の動線が重なり合うため、誰もが円滑に利用できる出入口を設計する。

- (1) 誰でも安全かつ容易に通過できる出入口の構造であること。(幅員、段差、床材、取っ手等)
- (2) 建築物や施設に関する情報が出入口周辺に適切に表示されていること。(案内板、受付カウンター等)
- (3) 外部とつながる玄関には、雨や雪の対策がなされていること。(屋根、車寄せ上屋等)

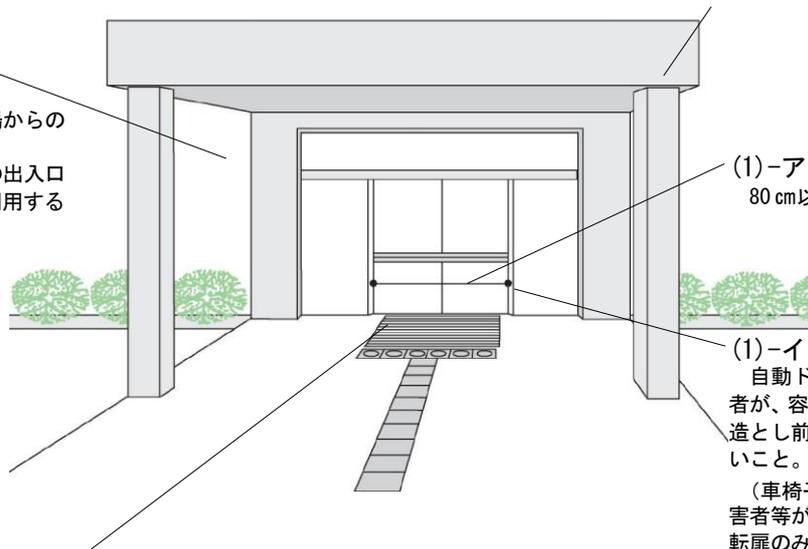
整備基準	バリアフリー経路を構成する出入口	解説図
<p>(1) バリアフリー経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 戸の周囲を水平とし、戸を手前に引く場合は、車椅子寄せスペースを設けること。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる出入口には、出入りの際、風雨、雪等の影響をできるだけ少なくするため、屋根、車寄せ上屋等を設けること。</p>		<p>→図 6-1</p> <p>バリアフリー経路を構成する出入口</p>

整備基準の解説

■ 図 6-1 バリアフリー経路を構成する出入口

1) 対象出入口

- ・主たる玄関の出入口
- ・車椅子利用者用駐車場からの出入口
- ・車椅子利用者用便所の出入口
- ・不特定多数のものが利用する居室等の出入口



2) 直接地上へ通ずる出入口

玄関への屋根、車寄せ上屋等の設置。

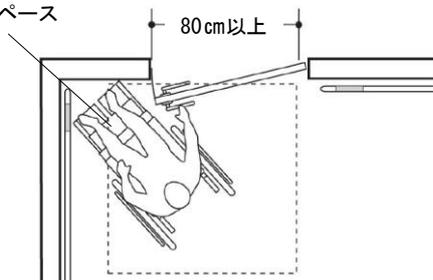
(1)-ア 幅
80 cm以上

(1)-イ 戸の構造
自動ドア等車椅子使用者が、容易に通過できる構造とし前後に高低差がないこと。
(車椅子使用者、視覚障害者等が通行しにくい回転扉のみとすることは避ける。)

(1)-ウ 戸の周囲

水平とし、やむを得ず戸を手前に引く場合は、車椅子寄せスペースを設ける。

車椅子寄せスペース



※使用する部分の床面積が500㎡未満で、敷地の規模、形状等によりやむを得ない場合は、高低差があってもよいものとする。ただし、この場合は、車椅子使用者の届く位置にインターホンを設置しなくてはならない。

動作特性

※ここでは、高齢者や障害のある人等の出入り動作を表し、後述の「設計上の配慮事項」において、動作特性格、設計箇所別の配慮事項を示している。

●杖歩行者による出入り動作

- ・戸に平行ぎみに立ち、利き手で杖を持ったまま取っ手を握り、戸を開いて出入りする。



●歩行器使用者による出入り動作

- ・戸の正面に立ち、片手で歩行器に握りながら、もう一方の手で戸を開いて出入りする。



●手動車椅子使用者による出入り動作

- ・戸に対してやや斜めに向かい、利き手で戸を開いて出入りする。



●電動車椅子使用者による出入り動作

- ・戸に平行に近づいて、戸を開き、方向転回して出入りする。



設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

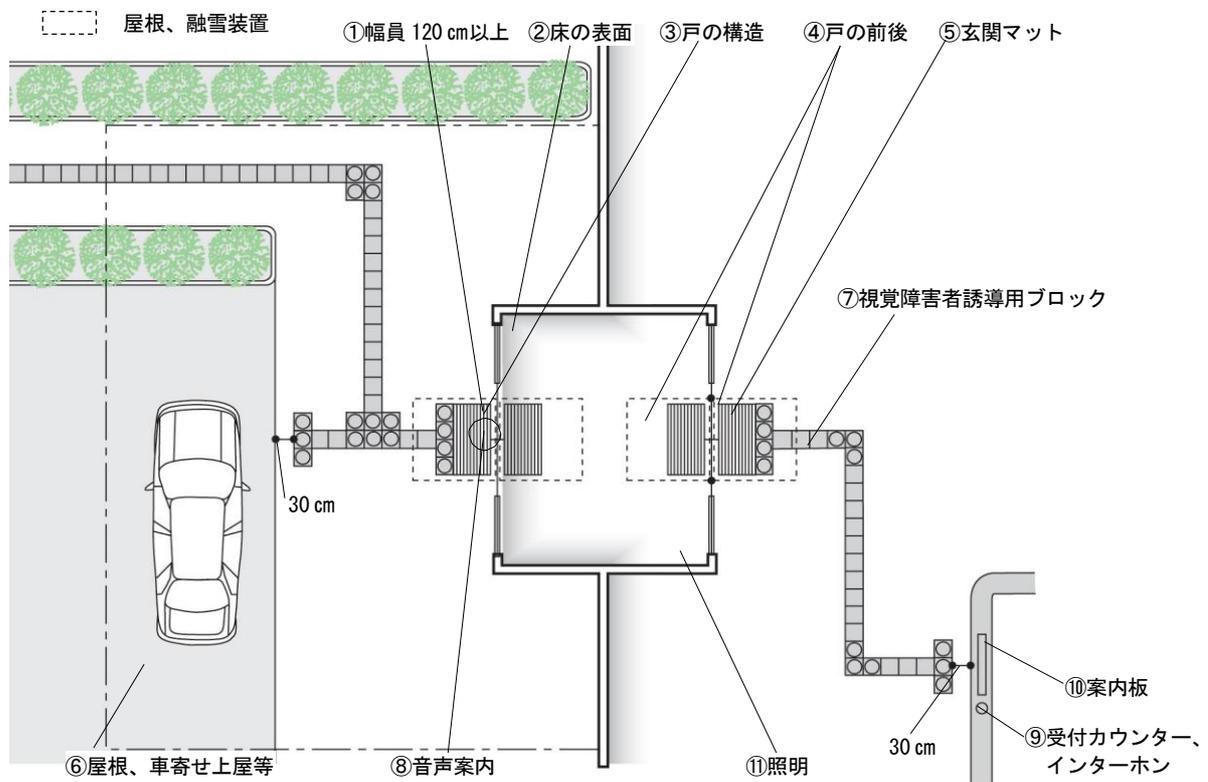
設計図内の番号	肢体不自由 			
	立位移乗	座位移乗	介助移乗	
	杖歩行	歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）	
幅員	①	・段差をなくし、通行可能な幅員を確保する。主要な出入口は、幅員 120cm 以上確保する。その他の出入口でも 90cm 以上確保することが望ましい。（ただし、昇降機（籠・昇降路）、便所、浴室、更衣室又はシャワー室は 80 cm 以上確保する。）		
床の表面	②	・濡れても滑りにくい仕上げとする。		
戸の構造	③	・上肢障害や様々な移動方法に応じて開閉しやすい戸の形式とする。できるだけ自動引き戸が望ましいが、手動の場合は開き戸より引き戸が望ましい。戸のガラス等は衝突時の事故防止のため、安全ガラスを用いる。		
		・引き戸は、室内側に設ける上吊式で軽快に開閉できるものとする。やむを得ず通常の引き戸を設ける場合は、敷居の段差が生じないものとする。		
戸の前後	④	・風除室の両開き戸の間隔は、車椅子使用者等が特機できるスペースを十分確保する。		
戸の前後	④	・140 cm 角以上の転回できるスペースを確保する。		
玄関マット	⑤	・車椅子の走行に配慮した埋込式とし、ハケ状のものは使わない。		
屋根、車寄せ上屋等	⑥	・出入りの際及び自動車乗降時に雨、雪がかからないよう屋根または車寄せ上屋等を設けることが望ましい。		
自動引き戸	戸の開閉	—	・完全に通過する前に閉まり始めることがないよう配慮する。起動装置は、開く時は迅速に、閉まる時は遅くするなど、通行の際に支障なく作動するよう配慮する。また緊急時は、手動開閉ができるようにする。	
	検出エリア	⑫	・光線式反射スイッチの場合は、検出エリアを戸の前後に幅 90 cm 以上、長さ 100 cm 以上設ける。高齢者や障害のある人が戸に挟まれないように、戸枠の左右に安全センサーを設置することが望ましい。	
	押しボタンスイッチの位置	⑬	・押しボタンスイッチの自動引き戸の場合、戸に直接設けたスイッチに車椅子が接近しにくいので、脇に副スイッチを設置する。スイッチは、軽くて押しやすい形状とし、手を挙げるのが困難な人に配慮して、水平に並べることが望ましい。車椅子が完全に通過してから操作できる位置にスイッチを設置し、手すりがある場合（手すり高 80 cm）は高さ 90 cm 程度、手すりがない場合は 80 cm 程度の位置とする。	
車椅子の取っ手	取っ手	⑭	・取っ手形状は、棒状のものが望ましい。	
	車椅子寄せスペースと取っ手形状	⑮	・取っ手を握る際に必要な車椅子寄せスペース（フットサポート先端からアームサポート先端までの距離）を確保する。確保できない場合は、手が届きやすい取っ手形状を選ぶ。	
開き戸の取っ手	取っ手	⑯	・操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式、パニックバー形式のものから選ぶ。	
		⑰		
		⑱		
車椅子寄せスペース	⑲	・引き戸の場合は、戸を引く際に必要な車寄せスペースを確保する。開き戸の場合も、車椅子使用者が開閉及び通過しやすいように、戸の開き勝手方向にスペースを設ける。		
ガラス窓	⑳	・戸開閉時の安全を確保するために、戸の向う側が見えるようなガラス窓等を入れる。窓は割れにくい材質とし、床上 60 cm 程度の位置を下端とする。		
避難路の確保	—	・災害時の 2 方向避難を確保するため、正面玄関も含めて 2 箇所以上の外部への出入口を幅 80 cm 以上とし、段差を設けないことが望ましい。		

設計図内の番号	視覚障害	聴覚障害
	見えにくい（弱視/色盲）	見えない（全盲）
戸の構造	③ ・ 出入口への誘導を促すため、壁面とドアは色相や明度の差をつける。	聞こえにくい 聞こえない ・ 開き戸は、危険防止のため、戸の向う側の様子がわかるような窓を設ける。
視覚障害者誘導用ブロック	⑦ ・ 出入口から受付カウンター等の案内設備まで連続して敷設する。風除室には、敷設しなくてもよいが、方向転回が求められる場合は敷設する。	
音声案内	⑧ ・ 出入口やインターホン、受付カウンター等の案内設備への誘導を行う。出入口の場合は、開口部真上に設置する。	
受付カウンター、インターホン	⑨ ・ 建築物の出入口に近い位置に設置し、人的な対応を行う。	
案内板	⑩ ・ 「3 案内設備までの経路（視覚障害者バリアフリー経路）」2-6 頁参照。	・ 施設の利用案内を文字表示する。
照明	⑪ ・ 夜間の安全通行に配慮して照明器具を設置する。	
押しボタンスイッチの位置	⑬ ・ 自動引き戸のスイッチを探す際に、スイッチを操作する反対の手が戸袋に引き込まれないよう、開く側の壁にスイッチを設置する。	

設計上の配慮事項（設計箇所別）

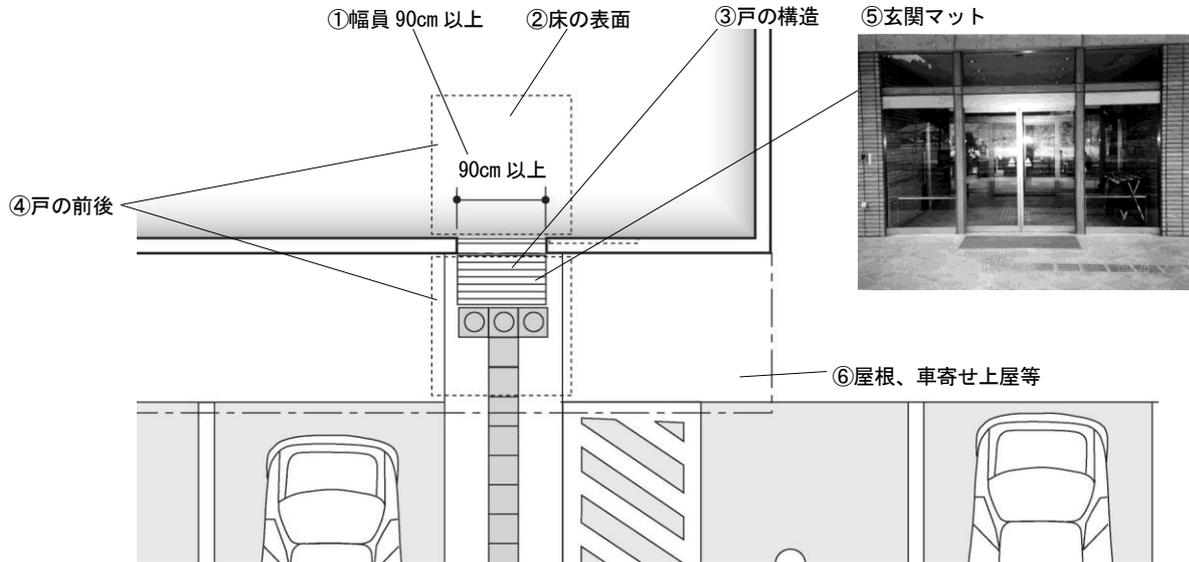
※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■ 外部出入口（玄関）の例（大規模なもの）

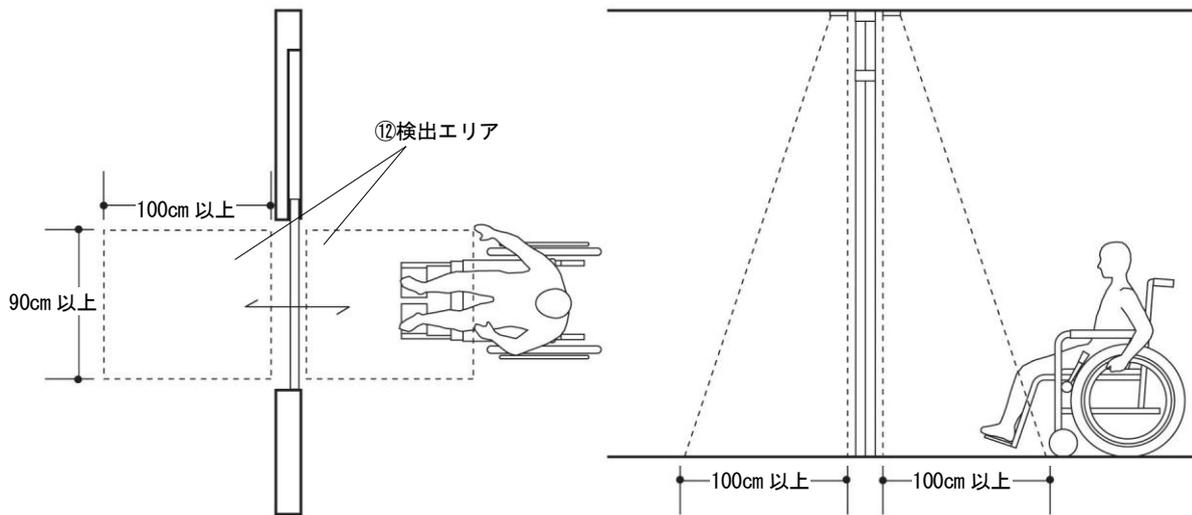


■外部出入口（玄関）の例（小規模なもの）

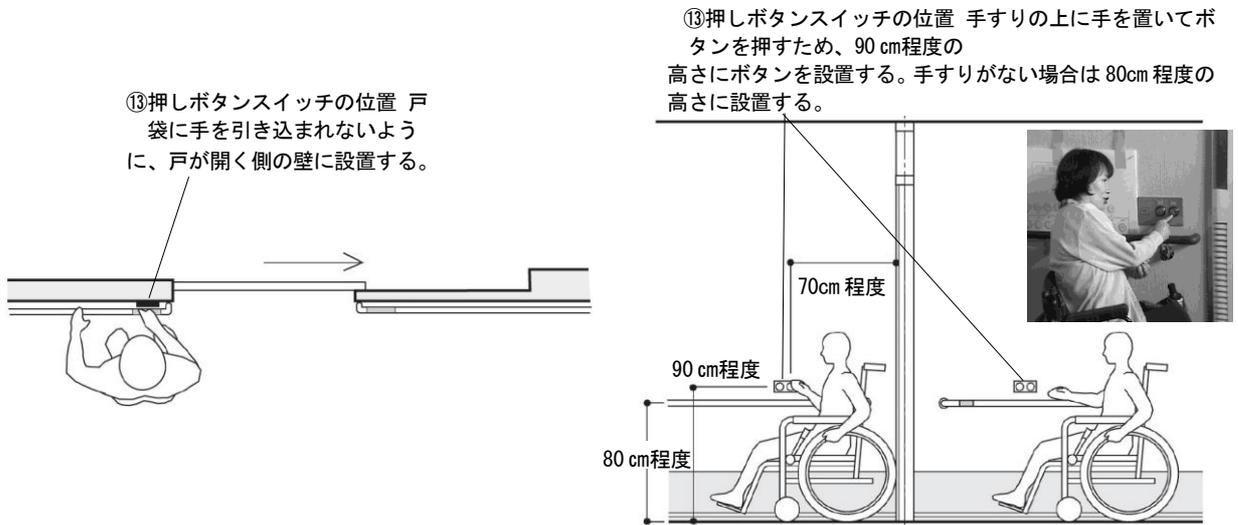
屋根、融雪装置



■自動引き戸（光線式反射スイッチ）の仕様

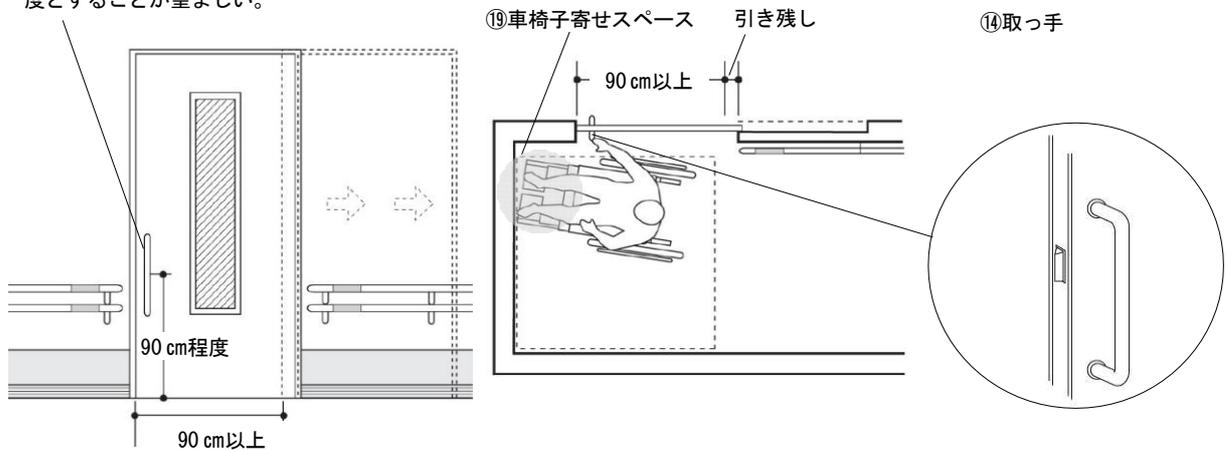


■ 自動引き戸（押しボタンスイッチ）の仕様



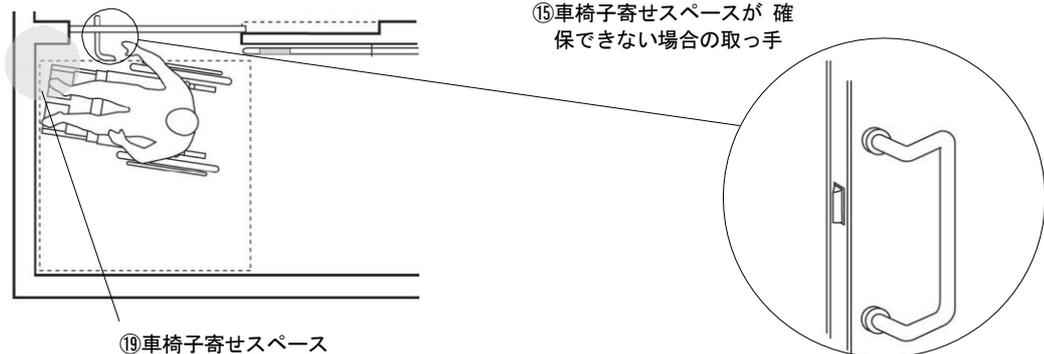
■ 引き戸の仕様（車椅子寄せスペースが確保できる場合）

棒ハンドルの場合、車椅子使用者に配慮し、長さを60 cm程度、ハンドルの下端を高さ60 cm程度とすることが望ましい。

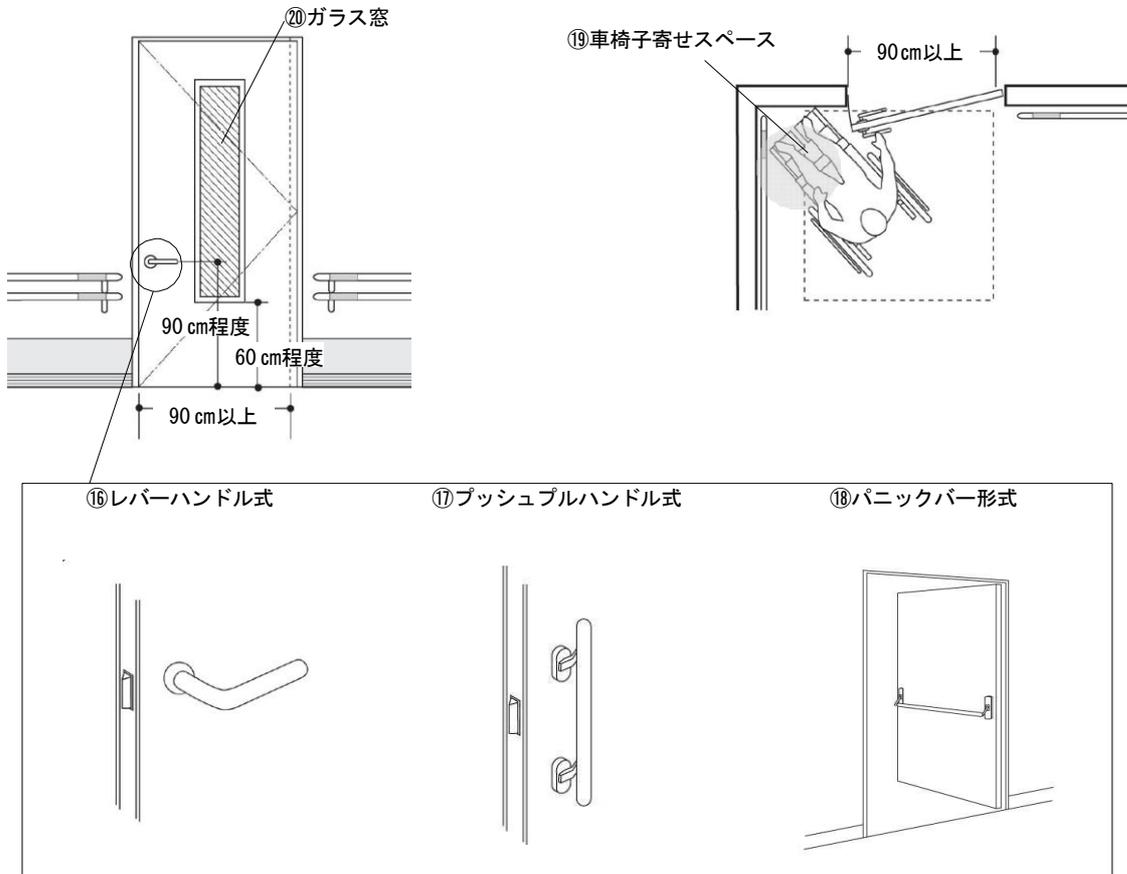


■ 引き戸の仕様（車椅子寄せスペースが確保できない場合）

⑮ 車椅子寄せスペースが確保できない場合の取っ手



■ 開き戸の仕様 (やむを得ない場合を除き引き戸が望ましい)



整備事例

●わかりやすい直線的な動線



- ・玄関の出入口は自動両引き戸で、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。

(ハートフル押水・宝達志水町)

●大きな屋根



- ・玄関に大きな屋根がある。
- ・中央に回転扉、その両側に自動両引き戸がある。

(石川県庁・金沢市)

●入りやすい喫茶店



- ・玄関の出入口は自動引き戸で、戸の前後に段差がない。(Café off time・小松市)

●駐車場から出入口まで連続した軒と屋根



- ・障害者駐車場の軒と玄関にはおおきな屋根を連続することで、雨や雪対策がされている。

(いしかわ総合スポーツセンター・金沢市)

管理、人的対応の留意事項

- ・傘立て、ゴミ箱、マットレス等を設置する際には、利用者の動線や通行、戸の開閉動作等を妨げないよう配慮する。
- ・大規模な建築物においては、来客に対応できる従業員（案内係、受付係等）が常時配置されることが望ましい。
- ・インターホンは、来客が常時利用できるよう電源を常に入れておくとともに、故障のないよう定期的にメンテナンスを行う。

基本的考え方

廊下は、玄関、階段、昇降機及び各出入口までの通路であり、誰もが自由に移動できる動線を確保するため、次の点に配慮する。

- (1) 利用者が迷わず容易に目的の空間まで到達できる動線計画や案内設備をほどこす。(単純な動線計画、案内板等)
- (2) 移動を妨げる物がなく、誰もが支障なく通行できる構造であること。(床の表面、幅員、手すり、判別しやすい色相や明度、仕上げ等)

整備基準 廊下等	解説図
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p>	<p>→図 7-1 廊下等の基準</p>

整備基準 バリアフリー経路を構成する廊下等	解説図
<p>バリアフリー経路を構成する廊下等は、1の項※の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	<p>→図 7-2 バリアフリー経路とするために上記基準に追加する基準</p>

※1の項とは、上記基準の「廊下等」で規定する基準である。

整備基準の解説

■ 図 7-1 廊下等の基準（廊下等の床の表面と視覚障害者誘導用ブロック）

ア 表面

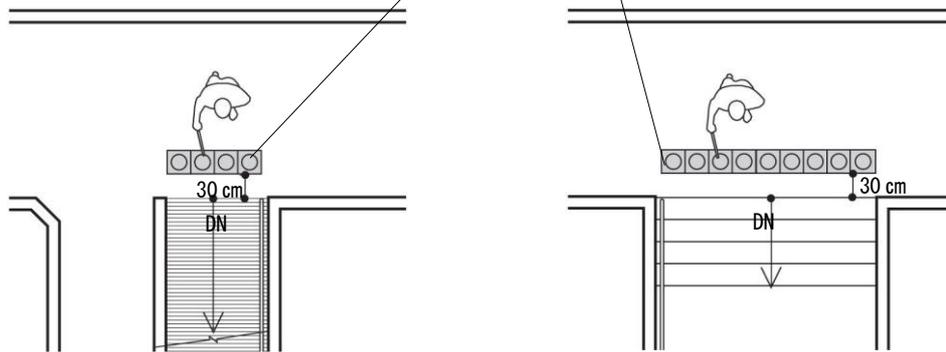
粗面とし、又は滑りにくい材料とする。

イ 点状ブロック

傾斜路や階段の上端に近接する廊下部分に設置する。

〈適用除外〉

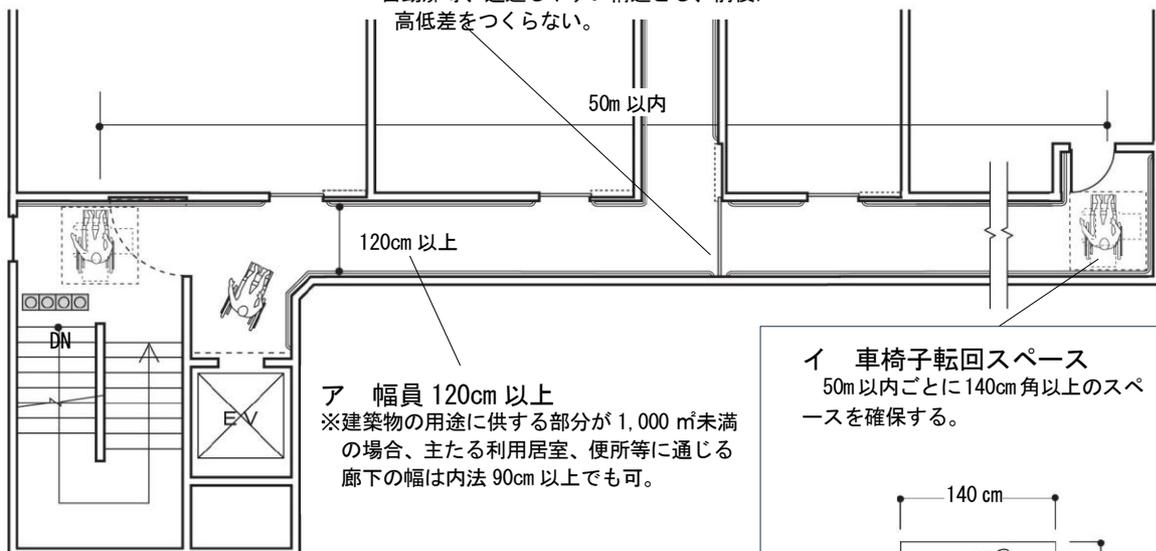
- ・ 1/20 を超えない傾斜路
- ・ 高さが 16 cm を超えず 1/12 を超えない傾斜路
- ・ 自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
(図 9-2 (2-53 頁) 参照)



■ 図 7-2 バリアフリー経路とするために上記基準に追加する基準（廊下等の幅員と転回スペース）

ウ 戸を設ける場合

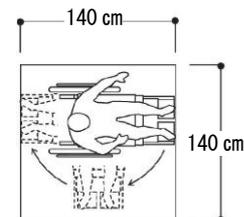
自動扉等、通過しやすい構造とし、前後に高低差をつくらない。



ア 幅員 120cm 以上
※建築物の用途に供する部分が 1,000 m² 未満の場合、主たる利用居室、便所等に通じる廊下の幅は内法 90cm 以上でも可。

イ 車椅子転回スペース

50m 以内ごとに 140cm 角以上のスペースを確保する。



設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

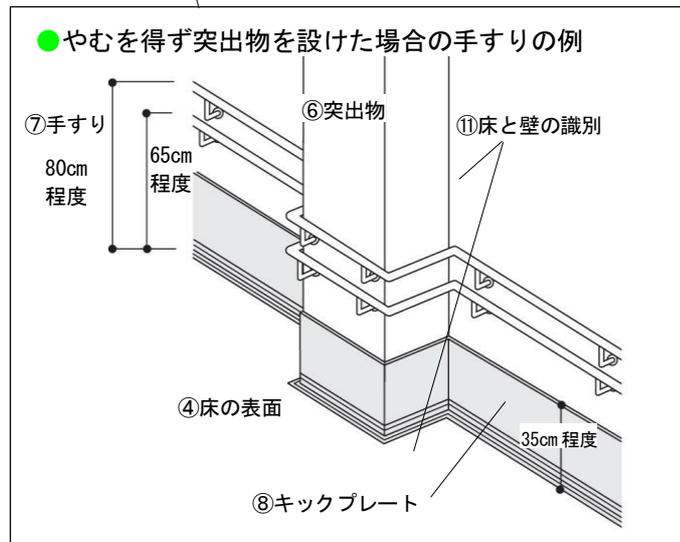
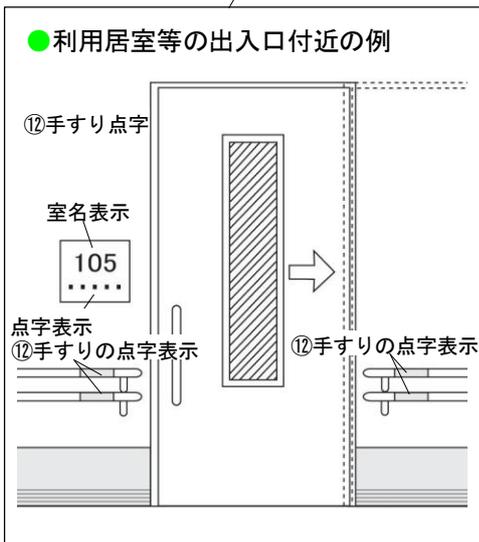
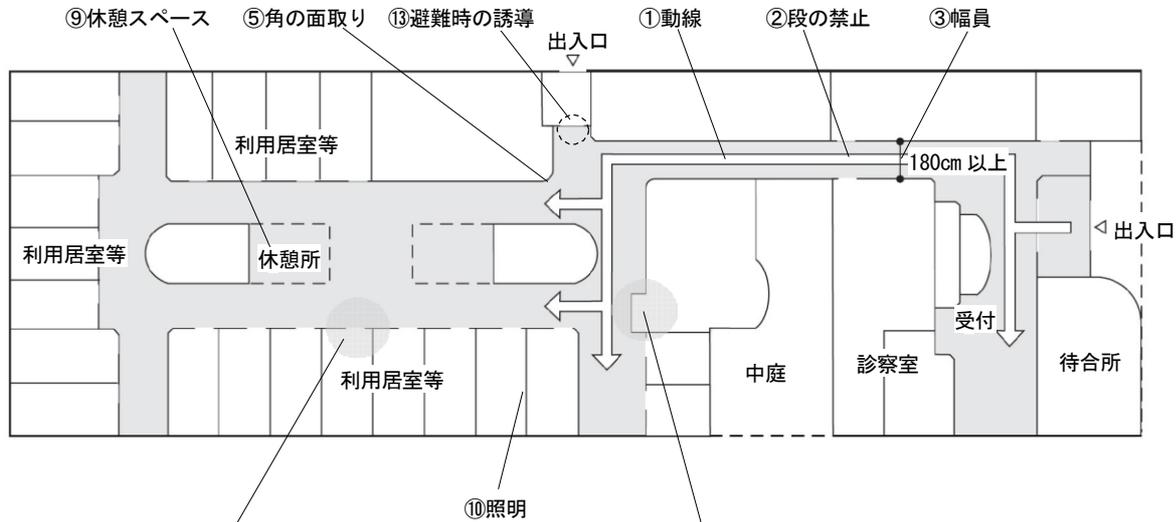
	設計図内の番号	肢体不自由 			
		立位移乗		座位移乗	介助移乗
		杖歩行	歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）	
動線	①	・できるだけ直線的で単純な動線とする。			
段の禁止	②	・原則として段がないよう設計段階から配慮する。やむを得ない場合は、傾斜路または昇降機を設ける。			
幅員	③	・車椅子のすれ違い、転回に配慮する。			
床の表面	④	・滑りにくく、つまずきにくい仕上げ、転倒の際に衝撃の少ない材質とする。	・車輪等が動きやすく、抵抗の少ない材質や仕上げとする。カーペットの場合は、沈み込みの少ない固めのものとする。		
角の面取り	⑤	・できるだけ大きな隅切りまたは面取りを行い、車椅子の走行や見通しに配慮する。			
突出物	⑥	・消火栓や配電盤等を設ける場合には、通行の妨げにならないように設置し、柱等の突出物もできるだけなくす。			
手すり	⑦	・必要に応じて廊下の両側に手すりを設け、できるだけ連続して設置する。			
キックプレート	⑧		・必要に応じて高さ 35 cm 程度のキックプレートを設ける。		
休憩スペース	⑨	・長い通路や広い空間には、休憩できるスペースを確保し、腰掛け等を設置する。			
照明	⑩	・通行に支障のない明るさを確保し、照明ムラも避ける。必要に応じて足下灯等を設ける。			

	設計図内の番号	視覚障害 		聴覚障害 	
		見えにくい(弱視/色盲)	見えない(全盲)	聞こえにくい	聞こえない
床と壁の識別	⑪	・床と壁の境界を識別しやすくするため、双方の配色は、色相や明度の差に配慮する。			
手すりの点字表示	⑫		・利用居室等のドア前後の手すりに、室名の点字をつける。利用居室等の反対側にしか手すりがない場合は、「ムカイ・305」等と表記する。		
避難時の誘導	⑬	・音声による誘導を行うことが望ましい。		・文字や光、記号等による誘導を行うことが望ましい。（フラッシュライト、非常電光表示等の設置）	

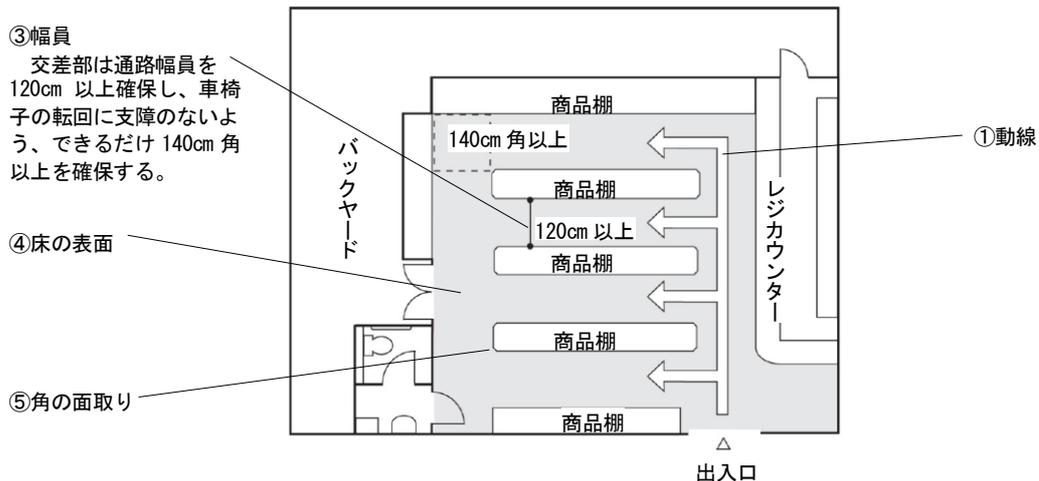
設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

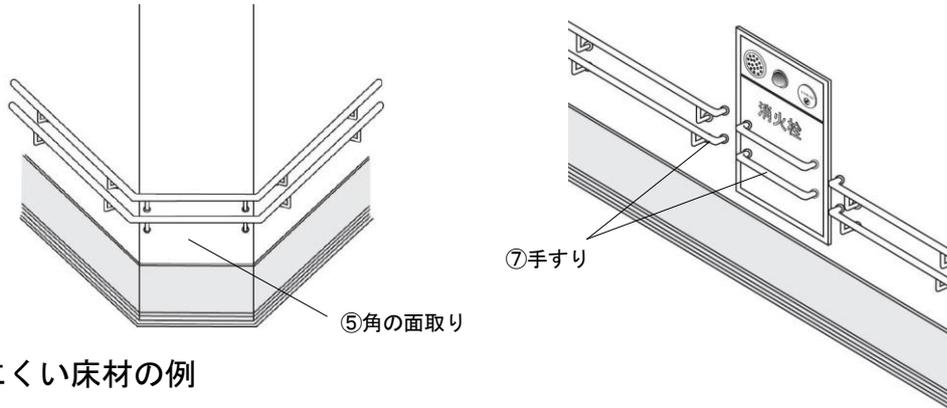
■廊下等の例（大規模なもの）



■廊下等の例（小規模なもの）



■連続した手すりの設置と角処理の例



■滑りにくい床材の例

- ・ 防滑性ビニル系床材（シート状・タイル状）
 - ・ 粗面仕上げ床タイル
 - ・ 樹脂系防滑塗り床仕上げ
 - ・ リブ付硬質木材
 - ・ ジェットバーナー仕上げ（又は小タタキ仕上げ）天然石、その他
- ※見本等で防滑性を確認のこと

整備事例

●手すり等による利用居室等への誘導



- ・ 手すりの端部に点字を設置し、利用居室等を案内している。
- ・ 廊下の角は、隅切りされている。（石川県庁・金沢市）

- ・ 利用居室等の点字シールに、墨字が併記されている。墨字が併記されていると、貼り間違いを防ぎ、メンテナンス上も便利である。（石川県庁・金沢市）

●共同住宅の玄関の手すり



- ・ 小規模施設ながらも、玄関ロビーに手すりを設置している（共同住宅ルージョロン・金沢市）

●窓部分も連続した手すり



- ・ 2段手すりが設置され、窓部分も連続している。（東金沢駅・金沢市）

● 利用居室等に誘導する手すり



- ・手すりがドア方向に曲がり、利用居室等を案内している。
(ビッグ・アイ・大阪府堺市)

● 転回スペースと色彩による誘導



- ・床の配色によって誘導を行っている。
- ・利用居室等の出入口が廊下の壁よりくぼんでいるため、車椅子が転回しやすい。(ビッグ・アイ・大阪府堺市)

管理、人的対応の留意事項

- ・一般の通路、避難通路を問わず、通行の妨げとなる物を置かないようにする。
- ・手すりや壁による連続した誘導が妨げられないよう、設備、備品（ベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等）の設置場所は、設計段階で十分検討する。
- ・大規模な建築物において、各利用居室等までの動線が複雑になる場合には、来客に対応できる従業員（案内係、受付係等）を常時配置し、案内することが望ましい。
- ・手すりに点字表示を設置する際には、上下逆さまに貼らないよう十分注意する。また、汚れや破損に気づかないことが多いため、定期的にメンテナンスを行い、利用居室等の名称を変更する場合は、手すりの点字表示も必ず変更する。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、折れ曲がった廊下や奥まった位置にある階段など複雑な空間の理解ができなかったり、表示された情報を理解することが困難な人がいるため、明快で簡潔な動線やわかりやすい形態、色彩の表示は有効である。

基本的考え方

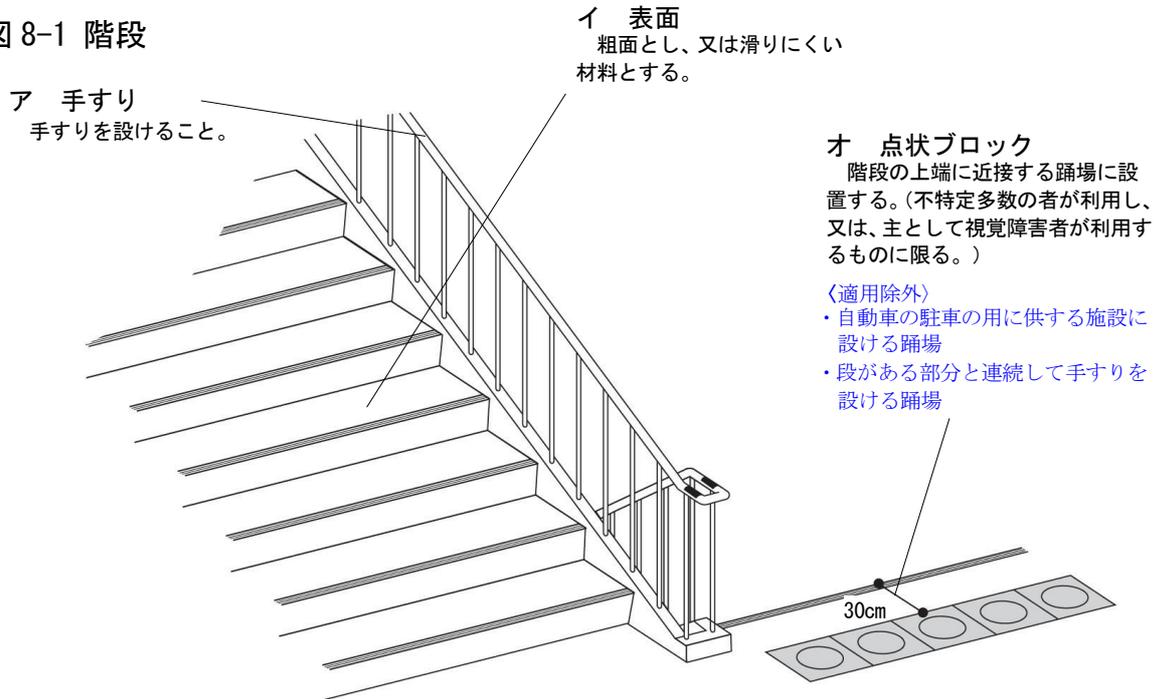
階段は、上下階への移動という重要な役割を持っている。しかし、高齢者や障害者等にとって、昇降の負担や転落等の危険性がある場所なので、次の点に配慮する。

- (1) 転落、転倒等を防ぐため、判別しやすい配色や仕上げ、点状ブロックの設置、点字表示等に配慮すること。
- (2) 高齢者や障害者等にとって昇降しやすくするため、踏面や蹴上げの寸法、手すりの設置等に配慮すること。

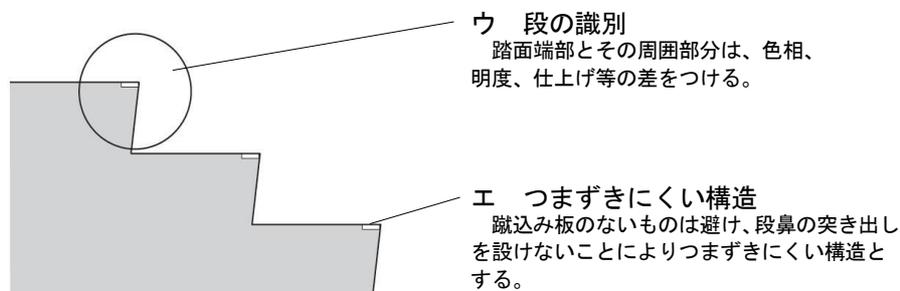
整備基準 階段	解説図
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>	<p>→図 8-1 階段</p> <p>→図 8-2 段の識別とつまずきにくい構造</p> <p>→図 8-1 階段</p> <p>→図 8-3 回り階段の禁止</p>

整備基準の解説

■ 図 8-1 階段



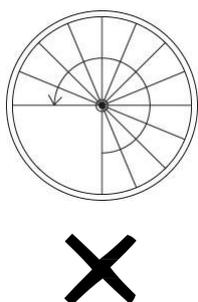
■ 図 8-2 段の識別とつまずきにくい構造



■ 図 8-3 回り階段の禁止

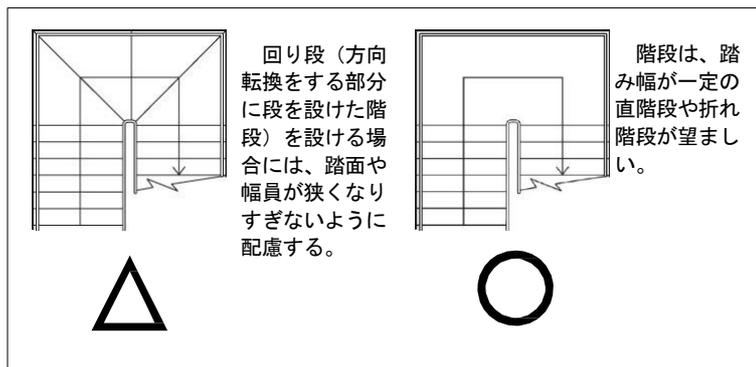
カ 回り階段の禁止

主たる階段は、回り階段（らせん階段）としてはならない。



回り階段は、高齢者等にとって同じ段の内部側と外部側の踏み幅が違いためバランスを失いやすく、視覚障害者等は方向を見失う場合がある。

※建築物の用途に供する部分が1,000㎡未満の場合、回り階段でも可。



設計上の配慮事項（動作特性格別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性格別の「設計上の配慮事項」を示している。

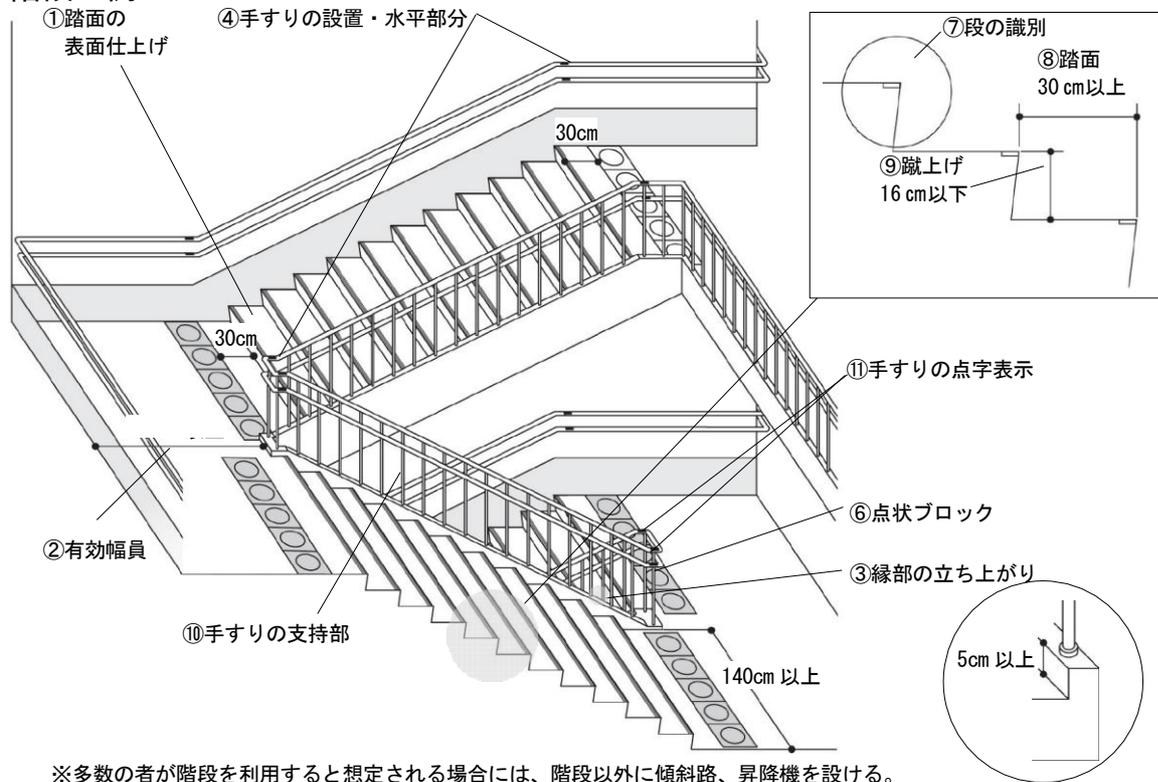
		設計図内の番号	肢体不自由 	立位移乗 杖歩行	座位移乗 歩行器等	介助移乗 車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）
階段	踏面の表面仕上げ	①	<ul style="list-style-type: none"> 石、タイルの磨き仕上げ等滑りやすい仕上げは避ける。 			
	有効幅員	②				
	縁部の立ち上がり	③				
手すり	設置・水平部分	④	<ul style="list-style-type: none"> 幅員が3mを超える場合には、中央にも手すりを設置する。 階段の上端は、手すりを45cm以上水平に延長し、下端では斜め部分を含めて段鼻から45cm以上（水平部分は30cm以上）延長することが望ましい。 手すりは両側への設置が望ましく、踊場の手すりも途中で途切れないようにする。 			
	引っかかり防止	⑤				

		設計図内の番号	視覚障害 	聴覚障害 
			見えにくい（弱視/色盲）	聞こえにくい
			見えない（全盲）	聞こえない
階段	点状ブロック	⑥	<ul style="list-style-type: none"> 踊場を含めて、階段の上端・下端に近接する部分踊場に設置する。 段が認識しやすいよう、段鼻、踏面、蹴上げは、色相、明度、仕上げ等の差をつける。 30cm以上とする。同一階段を構成する段の踏面の幅は同じにする。 16cm以下とする。同一階段を構成する段の蹴上げの高さは同じにする。 	
	段の識別	⑦		
	踏面	⑧		
	蹴上げ	⑨		
手すり	支持部	⑩	<ul style="list-style-type: none"> 折り返し階段の内回り側は壁にせず、視界を確保する。壁にする場合は、階段の折り返し部分に鏡を設けることが望ましい。 	
	点字表示	⑪		

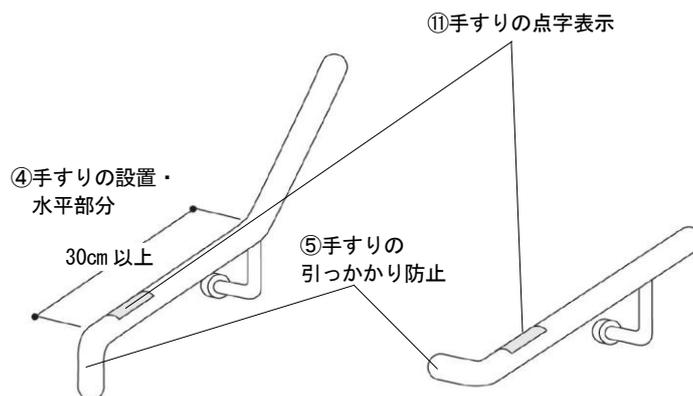
設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

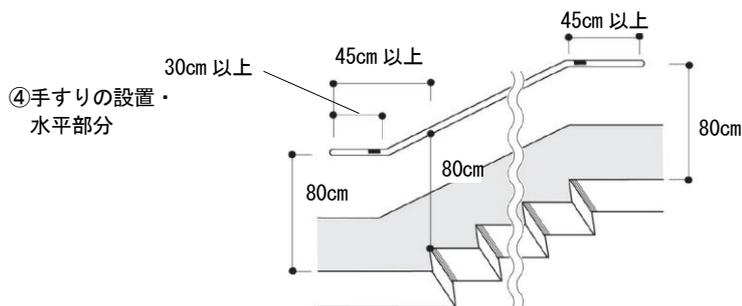
■階段の例



■手すりの端部



■手すりの設置・水平部分



整備事例

●点字による階表示



- ・「1階⇄2階」の表示が、点字と墨字で表記されている。（ルキーナ・金沢市）

●段鼻の色相・明度の差



- ・段鼻を周囲と識別しやすい色にしている。
- ・階段の上端部に点状ブロックがある。（愛染寺・加賀市）

●二段手すりと識別しやすい段



- ・踏面がベージュ、段鼻が緑、蹴上げが濃いグレーであり、色相、明度に差があるためわかりやすい。（ルキーナ・金沢市）

管理、人的対応の留意事項

- ・一般の階段、避難階段を問わず、通行の妨げとなるような物を置かないようにする。
- ・階段の利用が困難な人に対して、常時、従業員（案内係、受付係等）が昇降機に誘導できることが望ましい。

基本的考え方

傾斜路は、できるだけ設置しない方がよいが、地形等により高低差が生じ、やむを得ず設置する場合は、次の点に配慮する。

- (1) 誰もが無理なく通行できる位置、勾配、有効幅員、踊場等に配慮すること。
- (2) 転倒等を防ぐため、勾配や床面等に十分配慮すること。特に、視覚障害者の利用に配慮し、判別しやすい配色や仕上げ、点字表示等を適切にすること。

整備基準 傾斜路	解説図
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p>	<p>表 9-1 傾斜路及びバリアフリー経路を構成する傾斜路</p> <p>図 9-1 バリアフリー経路を構成する傾斜路</p> <p>図 9-2 点状ブロックの敷設を緩和できる部分</p>

整備基準 バリアフリー経路を構成する傾斜路	解説図
<p>バリアフリー経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項※の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>⑦ 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>⑧ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>⑨ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>	<p>表 9-1 傾斜路及びバリアフリー経路を構成する傾斜路</p> <p>図 9-1 バリアフリー経路を構成する傾斜路</p>

※3の項とは、上記基準の「傾斜路」で規定する基準である。

整備基準の解説

■表 9-1 傾斜路及びバリアフリー経路を構成する傾斜路

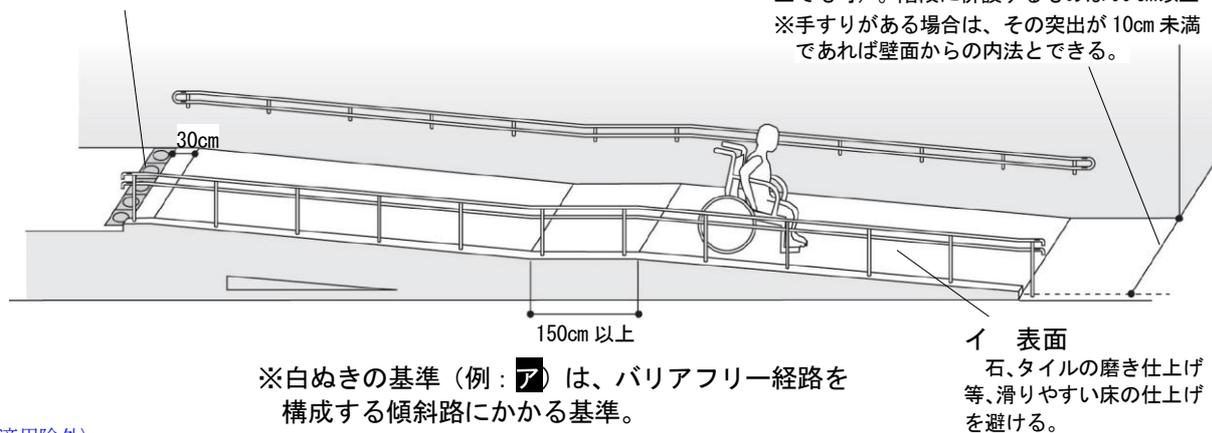
	傾斜路	バリアフリー経路を構成する傾斜路
幅	—	ア 階段に代わるものは120 cm以上、階段に併設するものは90 cm以上とする。
勾配	—	イ 1/12 以下とする。(ただし、高さが16 cm 以下の場合は1/8 以下とできる。)
手すり	ア 手すりを設置する。(勾配が1/12 を超える場合、又は高さが16 cm を超える場合のみ。)	同左
表面	イ 粗面又は滑りにくい材料とする。 ウ 前後の廊下等との色の明度、色相、彩度の差をつける。	同左
踊場	エ 傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロックを敷設する。(ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合、(ア)勾配が1/20 を超えない傾斜の上端に近接するもの、(イ)高さが16 cm を超えず、かつ、勾配が1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、(ウ)主として自動車の用に供する施設に設けるものである場合は免除。)	ウ 高さ75 cm 以内ごとに踏幅が150 cm 以上の踊場を設ける。(高さが75 cm を超える場合のみ。)

■図 9-1 バリアフリー経路を構成する傾斜路

エ 点状ブロック等の敷設 傾斜路上端近くの踊場には、点状ブロックを敷設する。不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。

ア 幅員

段に代わるものは、120cm 以上（建築物の用途に供する部分が、1,000 m²未満の場合、90cm 以上でも可）。階段に併設するものは90cm 以上
※手すりがある場合は、その突出が10cm 未満であれば壁面からの内法とできる。

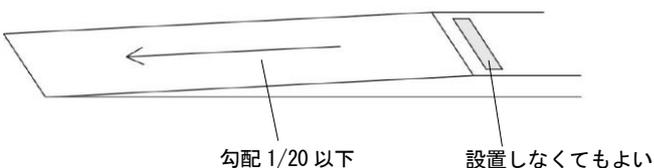


〈適用除外〉

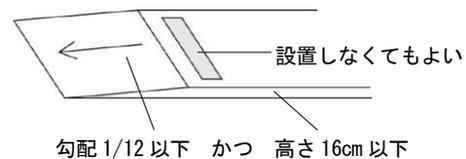
■図 9-2 点状ブロックの敷設を緩和できる部分

（ただし、廊下等との色の明度、色相、彩度の差をつける。）

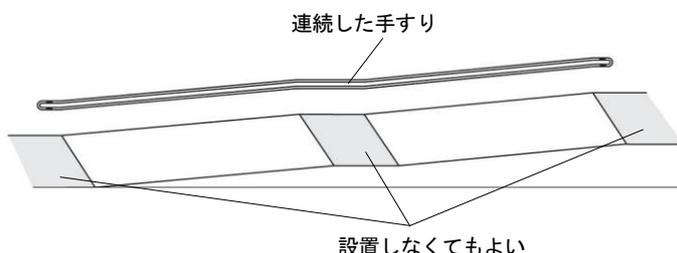
エ-(7) 緩やかな傾斜路の上端に接する部分



エ-(イ) 高低差が小さい傾斜路の上
に接する部分



エ 連続した手すりがある傾斜路の踊場部分



エ-(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

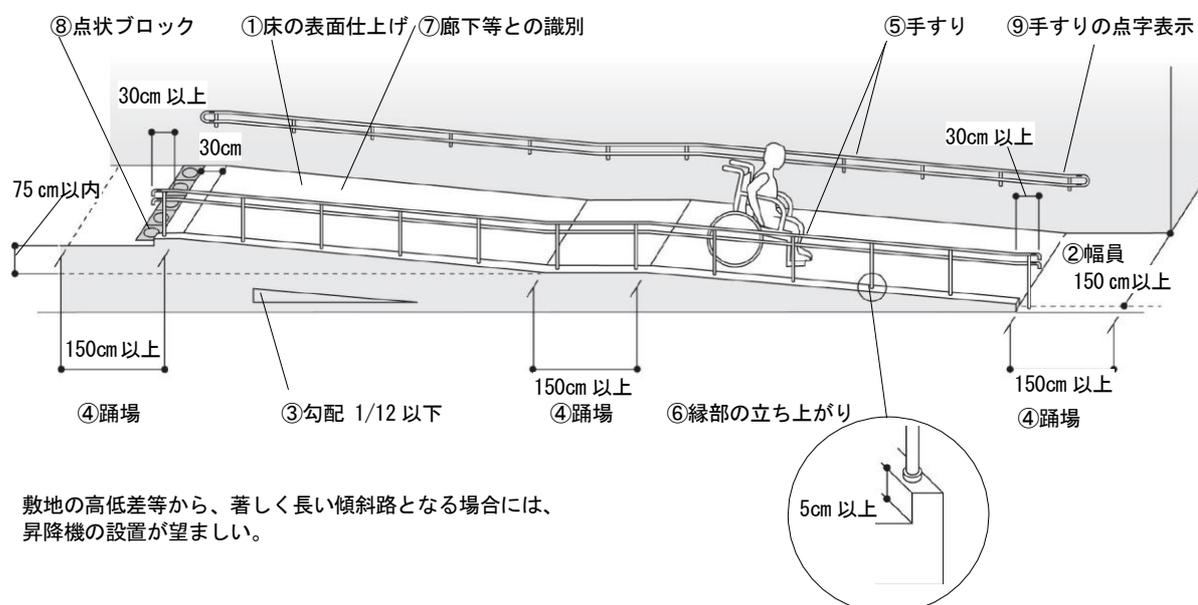
	設計図内の番号	肢体不自由 
		立位移乗 杖歩行 歩行器等 車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）
床の表面仕上げ	①	・石、タイルの磨き仕上げ等、滑りやすい床の仕上げを避ける。
幅員	②	・段に代わる場合は 150 cm 以上、段に併設する場合は 120 cm 以上設けることが望ましい。比較的小さな建築物では、段に代わるものは 120 cm 以上、階段に併設する場合は 90 cm 以上とする。
勾配	③	・ 1/12 以下とする。
踊場	④	・ 傾斜路が長くなる場合、車椅子使用者等が途中で休憩または減速できるように平坦な部分が必要となり、高さ 75 cm 以内（極力低い方が望ましい。）ごとに 150 cm 以上の踊場を設ける。 ・ 衝突防止のために、傾斜路の始点、終点、曲がり部分、折り返し部分、通路との交差部には、150 cm 以上の水平部分を設ける。
手すり	⑤	・ 両側に設置し、連続していることが望ましい。
縁部の立ち上がり	⑥	・ 車椅子や歩行車の脱輪防止または杖の脱落を防止するため、5 cm 以上の立ち上がりを設ける。

	設計図内の番号	視覚障害 	聴覚障害 
		見えにくい（弱視/色盲） 見えない（全盲）	聞こえにくい 聞こえない
廊下等との識別	⑦	・ 色相、明度、仕上げ等に配慮する。	
点状ブロック	⑧	・ 傾斜路上端近くの踊場には、上端から 30 cm 程度の位置に点状ブロック等を敷設する（視覚障害者バリアフリー経路に限る）。	
手すりの点字表示	⑨	・ 始点（終点）を知らせるために、手すりの端部は 30 cm 以上の水平部分を設け、点字表示を行う。	

設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■ 傾斜路の例



整備事例

● 階段と併設



- ・ 階段に、傾斜路が併設されている。
(名古屋スポーツセンター・愛知県名古屋市)

● 2階へのスロープ



- ・ 2階への傾斜路を、施設全体のデザインとして組み込んでいる。
(オアシス21・愛知県名古屋市)

管理、人的対応の留意事項

- ・ 一般の階段、避難階段を問わず、通行の妨げとなるような物を置かないようにする。
- ・ 傾斜路の利用が負担になる人に対して、常時、従業員（案内係、受付係等）が補助できることが望ましい。

基本的考え方

昇降機は、すべての人にとって最も便利で安全な上下階への移動手段であり、次の点に配慮する。

- (1) 誰もが支障なく操作、乗降できる構造であること。
- (2) 非常事態が発生した場合、その情報を的確に把握し、迅速な対応ができること。

整備基準 バリアフリー経路を構成するエレベーターその他の昇降機

解説図

- (1) バリアフリー経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
- ア 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この項において同じ。)は、利用居室等、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- ク 籠内に、戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。
- ケ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。)のバリアフリー経路を構成するエレベーターにあっては、アからウまで、オ、カ及びクに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
- (7) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。
 - (4) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
 - (5) 籠内の左右両側の側板には、手すりを設けること。
- コ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、アからケまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。
- (7) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路に出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - (4) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他次に掲げる方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - a 文字等の浮き彫り
 - b 音による案内
 - c 点字並びに a 及び b に類するもの
 - (5) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

図10-1
エレベーター

整備基準 バリアフリー経路を構成するエレベーターその他の昇降機

解説図

<p>(2) バリアフリー経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア エレベーターにあつては、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(7) 昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、籠の定格速度が15メートル毎分以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のもの。</p> <p>(4) 平成12年度建設省告示第1413号第1第9号に規程するもの。</p> <p>(9) 籠の幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>(1) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p> <p>イ エスカレーターにあつては、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(7) 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30メートル毎分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの。</p> <p>(4) 平成12年度建設省告示第1417号第1ただし書きに規程するものであること。</p>	<p>→図10-2</p> <p>特殊な構造又は使用形態のエレベーター</p> <p>→図10-3</p> <p>エスカレーター</p>
--	--

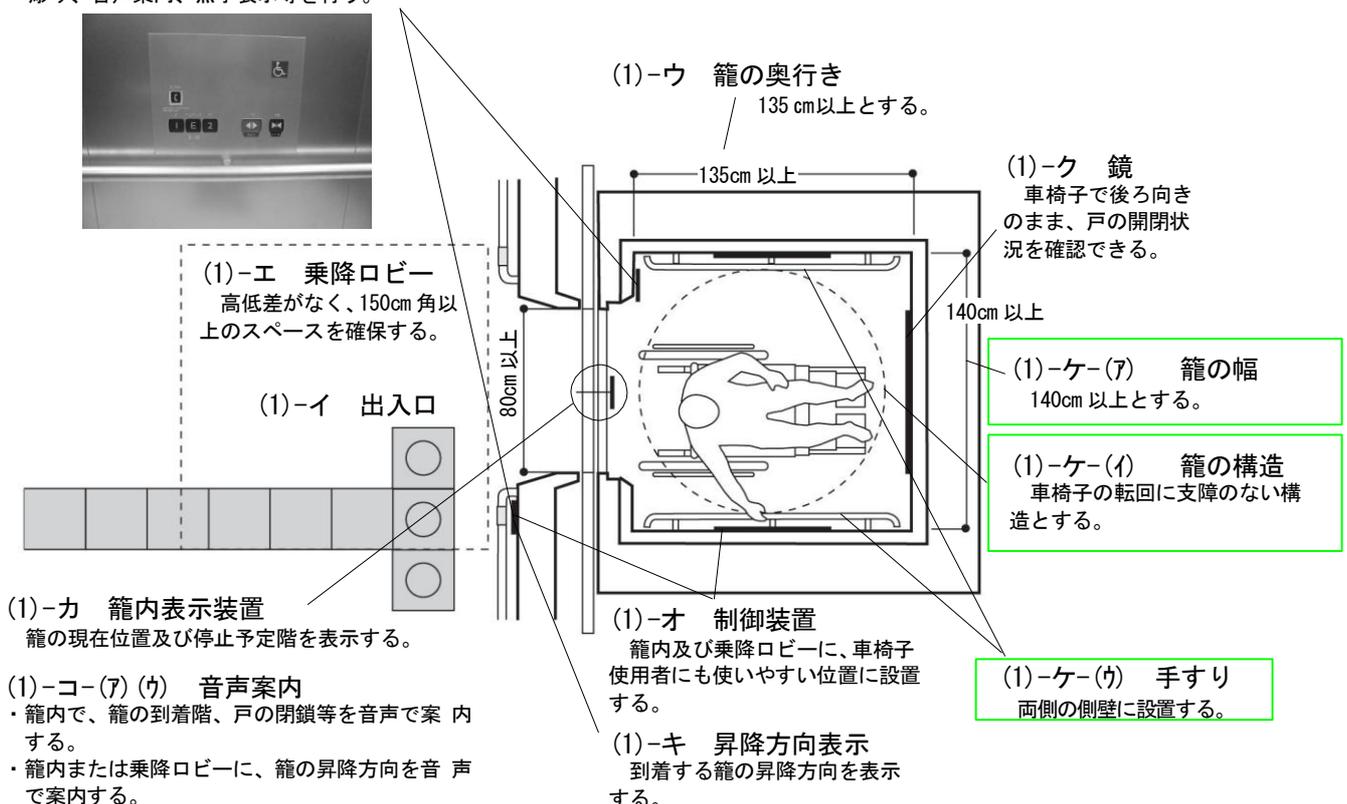
整備基準の解説

■ 図10-1 エレベーター

□ 不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に付加される項目

(1)-コ-(イ) 制御装置

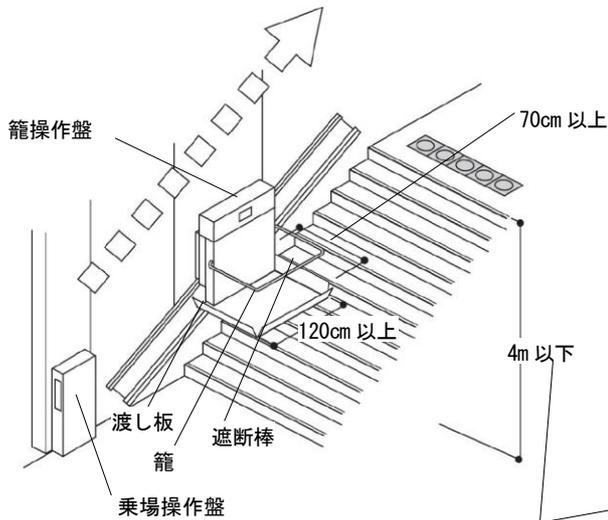
籠内及び、乗降ロビーの操作部に、文字等の浮き彫り、音声案内、点字表示等を行う。



■ 図 10-2 特殊な構造又は使用形態のエレベーター

(2)-ア 特殊な構造又は使用形態のエレベーター

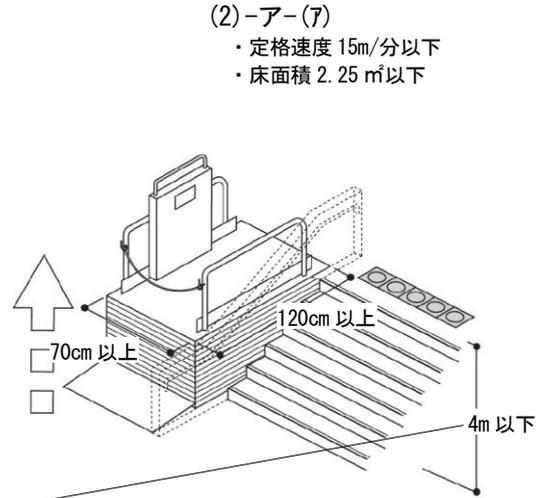
● 車椅子用階段昇降機（斜行型）



(2)-ア-(ウ) 籠の幅、奥行

(2)-ア-(ア) 昇降行程

● 車椅子用段差解消機（鉛直型）

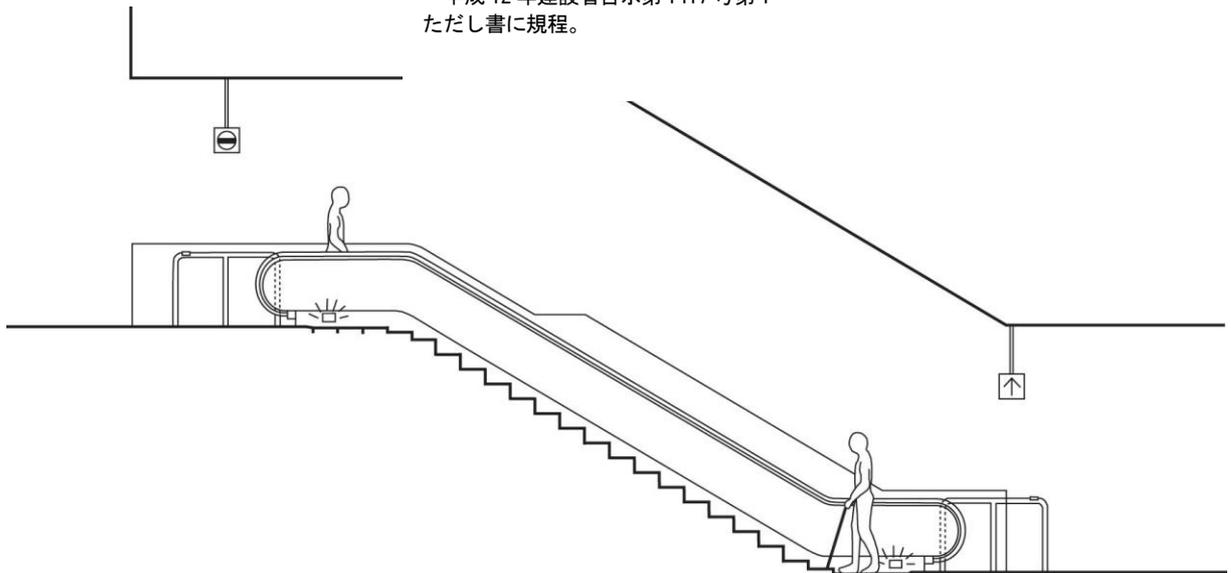


(2)-ア-(ア)
 ・定格速度 15m/分以下
 ・床面積 2.25㎡以下

(2)-ア-(イ) 平成 12 年度建設省告示第 1413 号（改正：平成 21 年度国土交通省告示第 859 号）第 1 第 9 号に規程するもの。
 (2)-ア-(エ) 車椅子使用者が方向変更する必要がある場合、幅および奥行きは十分に確保する。

■ 図 10-3 エスカレーター

(2)-イ-(イ) エスカレーター
 平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規程。



(2)-イ-(イ) 踏段
 2 段以上を同一の面に保って昇降。

(2)-イ-(イ) 車止め
 先端に設ける。

動作特性

※ここでは、高齢者や障害のある人等の乗降動作を表し、後述の「設計上の配慮事項」において、動作特性格、設計箇所別の配慮事項を示している。

●手動車椅子使用者の乗降動作

- ・制御装置のボタンを押し、籠内に乗り込み、側壁の制御装置で階数を指定する。



●電動車椅子使用者の乗降動作

- ・制御装置のボタンを押し、籠内に正面から乗り込み、側壁の制御装置で階数を指定する。



設計上の配慮事項（動作特性格別）

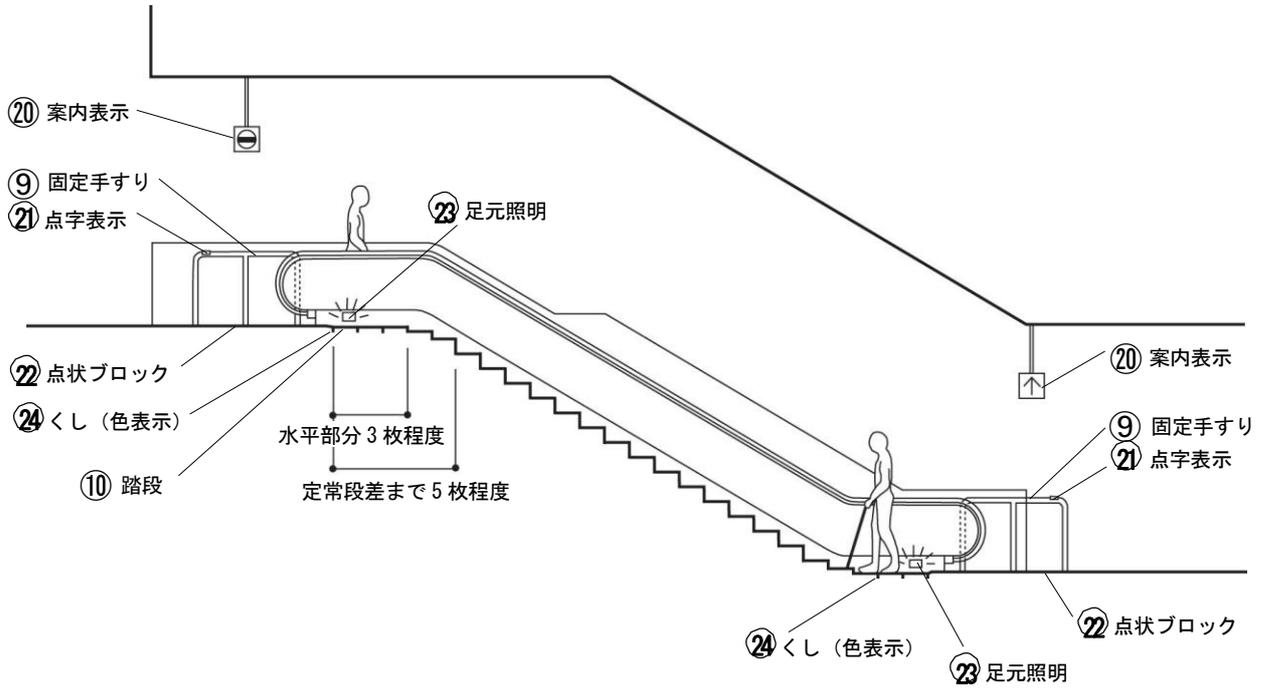
※ここでは、整備箇所別、動作特性格別の「設計上の配慮事項」を示している。

	設計 図内 の 番号	肢体不自由 		
		立位移乗		座位移乗
		杖歩行	歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）
エレベーター	整備位置	—	・エレベーターは、玄関に近くわかりやすい位置に設置する。	
	籠の大きさ	①	・奥行きは135cm以上、幅は160cm以上とし、車椅子使用者が転回できる広さとする。	
	出入口	②		・車椅子の利便性を考慮した有効幅員（80cm以上）を確保する。ただし、不特定多数の者が利用する建築物で1以上の昇降機（籠・昇降路）は、90cm以上確保することが望ましい。 ・籠と乗降ロビーの床の段差は小さくし、隙間は車椅子のキャスターが脱落しないこと。
	籠内車椅子対応制御装置	③	・戸の開いている時間が延長できる機種を設置する。 ・上肢障害者にも操作しやすい位置で、左右の壁に設置することが望ましい。 ・操作ボタンは、操作しやすいものとし、静電気制御方式等、入力感のないものは避ける。	
	乗降ロビー車椅子対応制御装置	④	・車椅子使用者等が利用できる旨のマークを表示する。 ・操作ボタンは、操作しやすいものとし、静電気制御方式等、入力感のないものを避ける。	
	手すり	⑤	・左右及び正面の壁ににぎりやすい形状の手すりを設ける。 ・上肢障害者がボタンを押す時の補助に手すりを用いることがあるため、手すりの高さに配慮する。	
	キックプレート	⑥		・籠内にはキックプレートを設置する。
	鏡	⑦		・形状と設置位置は、車椅子使用者が後ろ向きで出る時、出入口周りの人や状況が見やすいよう配慮する。なお、出入口が貫通型（スルー型）、直角2方向型、トランク付型※1の籠の場合には、凸面鏡等でもよい。
乗降ロビー	⑧		・ロビーは、車椅子使用者が回転できる180cm角以上の水平なスペースを確保する。	
エスカレーター	固定手すり	⑨	・乗降位置に手すりを設置する。	
	踏段	⑩	・始点、終点の水平部分は3枚程度、定常段差まで5枚程度とする。	

※1 トランク付型：救急時に担架などにより病人等の搬送をする事ができる構造

設計図内の番号	視覚障害 		聴覚障害 	
	見えにくい(弱視/色盲)	見えない(全盲)	聞こえにくい	聞こえない
エレベーター	音声案内	⑪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 籠内には、到着階、戸の閉鎖を音声で知らせる装置を設置する。 ・ 乗降ロビーまたは籠内では、籠が到着して戸が開いた時に、音声で昇降方向を案内する。 	
	視覚障害者誘導用ブロック等	⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付からエレベーターまで、視覚障害者誘導用ブロック等でわかりやすく誘導することが望ましい。またエレベーターから降りた時も視覚障害者誘導用ブロック等への誘導を適切に行う。 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設は、呼出ボタンに誘導する。 	
	籠内 車椅子対応 制御装置	⑬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制御装置の取付け位置、ボタンの配列、使い方等を建物内で統一することが望ましい。 ・ 制御装置のボタンの形状は凸文字とする。点字表示を行う。点字表示は、立位用に設置することを基本とするが、視覚障害者が車椅子対応制御装置を押す場合に備えて、車椅子対応のものにも表示することが望ましい。 	
	乗降ロビー 車椅子対応 制御装置	⑭		
	籠内 立位用制御装置	⑮		
	乗降ロビー 立位用制御装置	⑯		
	ガラス窓	⑰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時に内外部の様子がわかるよう、ガラス窓を設置する。防犯対策にも繋がる。 	
	非常時表示装置	⑱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時に情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。 	
	階数表示装置	⑲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 籠内に籠の停止予定階及び現在位置を表示する。 	
	昇降方向表示装置	⑲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗降ロビーに、籠の昇降方向を表示する装置を設置する。 	
過負荷表示灯	⑲	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブザー音は聞えないため、籠正面の壁または戸枠上部に、過負荷表示灯を設けることが望ましい。 		
エスカレーター	案内表示	⑳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進入位置、方向を表示する。 ・ 行先、進行方向を音声により知らせる装置を設けることが望ましい。 	
	点字表示	㉑	<ul style="list-style-type: none"> ・ エスカレーターの乗降位置を知らせるために点字表示を行なう。 	
	点状ブロック	㉒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点状ブロックで注意喚起する。 	
	足元照明	㉓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全通行に配慮して照明器具を設置する。 	
	くし	㉔	<ul style="list-style-type: none"> ・ くしは色表示する。 	

■ 昇降機の例（エスカレーター）



整備事例

●視覚障害者誘導用ブロックのある広いロビー



- ・視覚障害者誘導用ブロックで呼出ボタンまで誘導している。
- ・籠の昇降方向を表示している。（石川県庁・金沢市）

●手すりと長い鏡



- ・手すりが、正面の壁にも設置されている。
- ・鏡はキックプレート上端から上に設置されている。（石川県庁・金沢市）

●非常時テレビモニター



- ・非常時には、テレビモニターで管理室とつながるため、聴覚障害者も安心できる。（石川県庁・金沢市）

●シースルーの昇降機



- ・縦長のガラス窓がついており、内外の様子が見える。（県庁・中央病院前地下道・金沢市）

●エスカレーター



- ・案内表示で行き先及び進行方向を知らせている。（県立美術館・金沢市）

●段差解消機



- ・外から室内の出入りを可能にするため設置された鉛直型の段差解消機（県立美術館・金沢市）
- ・昇降ボタンを押すことで扉が開き昇降機に乗り込むことができる。（県立美術館・金沢市）

管理、人的対応の留意事項

- ・大規模な建築物においては、非常時にテレビモニターで管理室とつながるシステムがあることが望ましい。
- ・一時に多数の利用が集中する施設（劇場や屋内競技場等）では、高齢者や障害のある人に対して昇降機に誘導する人的対応をすることが望ましい。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

※エレベーター

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、閉鎖的な空間が苦手な人もおり、また、降りる階を認知しやすくなることから、エレベーターの出入り口の戸へのガラス窓の設置は有効である。
- ・知的、発達、精神に障害のある人には、複雑な操作が難しかったり、文字情報を読み取りにくい人がいるため、操作しやすいボタンや音声による案内は有効である。

※エスカレーター

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、誤って逆方向へ進入し、また、それによってパニックになってしまう人がいるため、音声による案内など誤進入しない工夫は有効である。

基本的考え方

案内表示及び呼出装置は、誰もが安全かつ確実に目的の場所に到達するため、また、非常警報装置は速やかに通知し、避難するために重要なものである。

案内表示は、文字の種類、形、色相や明度等に十分考慮したデザインを行うとともに、視覚障害者誘導用ブロック、音、光等を組み合わせることにより、誰にでもわかりやすいよう配慮する。

整備基準	標識	解説図
	<p>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、次に掲げるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの）であること。</p>	→図 11-1 標識

整備基準	案内設備	解説図
	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他 12 の項※ (1) コ (イ) a から c ままでに掲げる方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1) 及び (2) の規定は、適用しない。</p> <p>(4) 直接地上に通ずるバリアフリー経路を構成する出入口及び駐車場へ通ずる出入口には、次に定める構造の呼出装置を設けること。ただし、案内所を設ける場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 呼出装置の取付けの高さは、車椅子使用者等が円滑に利用できる高さとする。</p> <p>イ 視覚障害者が円滑に利用できる構造とする。</p>	<p>図 11-2 主要案内板</p> <p>→図 11-3 バリアフリー経路の呼出装置</p>

※12の項とは、「バリアフリー経路を構成するエレベーターその他の昇降機」(2-56 頁) で規定する基準である。

整備基準	非常警報装置	解説図
	<p>(1) 緊急時に高齢者、障害者等を適切に誘導することができるよう非常警報装置を設けること。</p> <p>(2) 別表第 1 の 1 の表 2 の項、6 の項、7 の項、10 の項、11 の項及び 16 の項の公益的施設で自動火災報知設備(消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)第 21 条に規定する基準の設備をいう。)を設ける場合においては、聴覚障害者に配慮した光等による非常警報装置を設けること。</p>	→図 11-4 光等による 非常警報装置

整備基準の解説

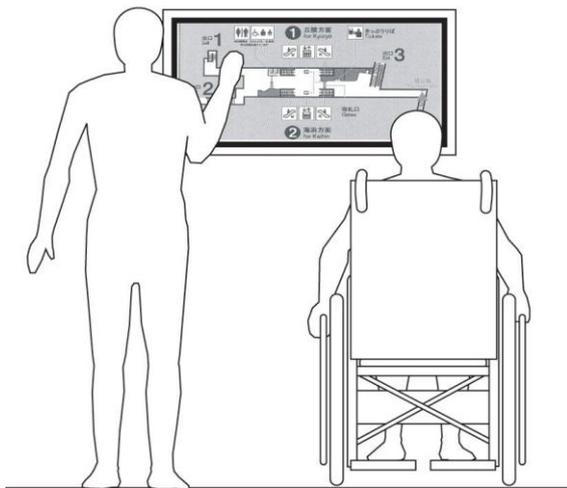
■ 図 11-1 標識

移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所、駐車施設の付近には標識を設ける。
 ア 高齢者、障害者等が見やすい位置に設ける。
 イ 内容が容易に識別できるものとする。

標準案内図用記号(JIS Z8210)



■ 図 11-2 主要案内板



(1) 主要案内板

建築物又は敷地には移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等・便所・駐車場の配置を表示した案内板を設ける。

〈適用除外〉

容易に配置が見える場合。

(2) 視覚障害者に示す方法

- ・点字
- ・12の項(1)コ(イ)
 - a: 文字等の浮き彫り
 - b: 音による案内
 - C: 点字、a、bに類するもの

〈適用除外〉

案内所がある場合は、(1)、(2)の規定は適用しない。

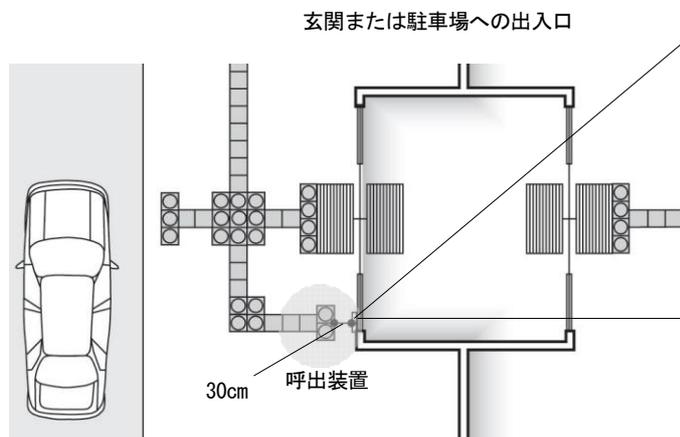
■ 図 11-3 バリアフリー経路の呼出装置

(4) バリアフリー経路の呼出装置

バリアフリー経路を構成する出入口、駐車場へ通ずる出入口には呼出装置を設ける。

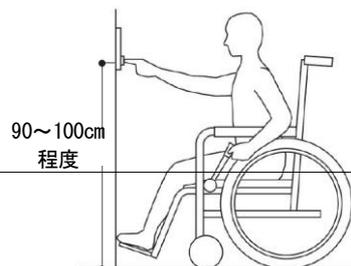
〈適用除外〉

案内所を設ける場合、又は視覚障害者の誘導上支障がない場合。



(4)-ア 取付けの高さ

車椅子使用者が円滑に利用できる高さとする。



(4)-イ 視覚以外の情報提供

音声や点字により、視覚障害者が円滑に利用できるものとする。インターホンが張り出している場合は、点字を触知できるように表示位置に配慮する。



■ 図 11-4 光等による非常警報装置



(2) 光等による非常警報装置
別表第1の1表の2、6、7、10、11、16の項（病院、物品販売店、ホテル、福祉施設、銀行、理髪店など）の公益的施設に自動火災報知設備を設ける場合は設ける。

■ 非常警報装置の例

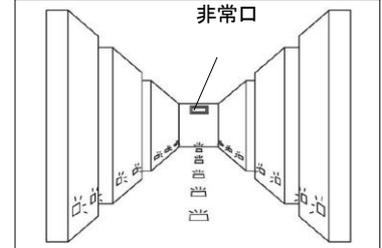
- 非常口誘導灯
煙を避ける低い姿勢でも認識できるように、低い位置に設置する。



- 点滅型非常口誘導灯
形状は通常の誘導灯と同様であるが、内蔵する蛍光ランプが点滅する。



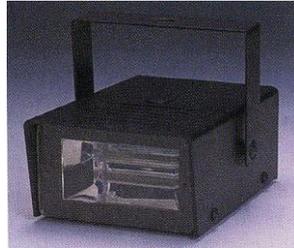
- 走行式光誘導灯
避難方向に沿って誘導灯を配置し、順次点滅させ、非常口に誘導する。



- 電光掲示板
フラッシュライトが点滅し、非常時に電光文字情報が流れる。



- フラッシュライト
自動火災報知設備等から信号を受け、フラッシュライトが点滅する。



- 回転灯
自動火災報知設備等から信号を受け、黄色のランプが点灯して回転する。



- 天井設置型フラッシュライト
自動火災警設備から信号を受け、フラッシュライトが点滅する。



設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

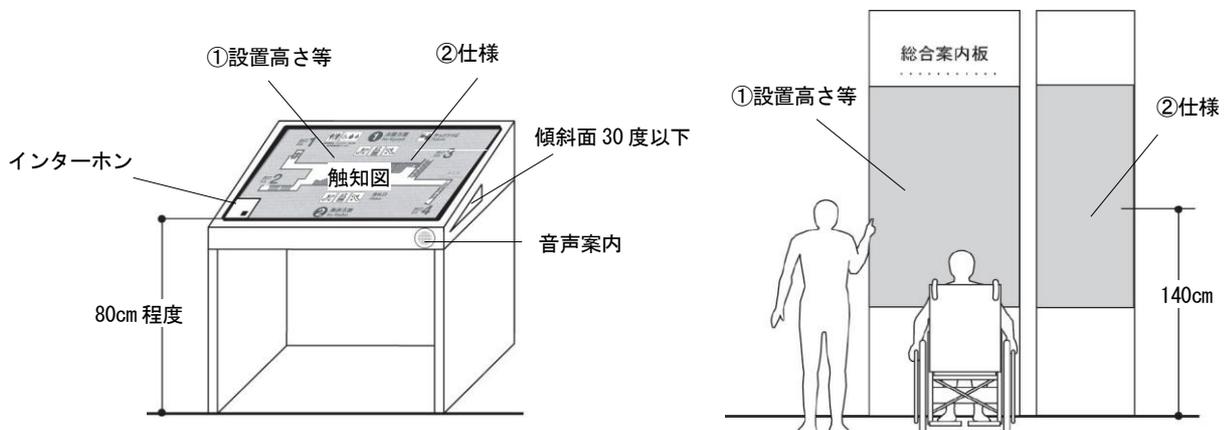
設計図内の番号	肢体不自由 	視覚障害 			聴覚障害 	
		見えにくい (色弱)	見えにくい (弱視)	見えない (全盲)	聞こえにくい	聞こえない
設置位置	—	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な案内板は、受付カウンター付近や昇降機の乗降ロビー等、動線の要所に設置する。 ・誘導用の案内板は、曲がり角ごとのわかりやすい位置に設けることが望ましい。 ・逆光やグレアが生じないよう案内板の仕上げや設置位置、照明等に配慮する。 ・車椅子使用者や視覚障害者の通行の妨げとならないよう配慮する。 				
設置高さ等	①	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示高さは、視点の低い車椅子使用者にも見やすい高さとする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者が触知図や点字を触察しやすい高さや角度とする。 		
仕様	②	<ul style="list-style-type: none"> ・白内障の黄化視界でも識別しやすいことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・色盲、色弱の人の視界でも識別しやすいことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な案内表示は、触知図と併用することが望ましい。 ・点字を読めない人のために、凸文字や音による案内を組み合わせることが望ましい。 ・タッチパネル表示は、見えにくいまたは見えないので避ける。 		
サイン	—	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板等に用いるサイン（図記号）は、標準化されたものを使用する。（国際シンボルマーク、日本工業規格（案内用図記号：JIS Z 8210:2002）や、標準案内用図記号ガイドラインで定めるサイン等を参照） 				
非常警報装置	③	<ul style="list-style-type: none"> ・煙を避けるために低い姿勢をとっても避難方向がわかるよう、床の表面や腰下の高さにも避難設備を併設することが望ましい。 				
避難設備				<ul style="list-style-type: none"> ・音声による誘導を行うとともに、非常口誘導灯や光走行式誘導装置等を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文字や光等による誘導を行う。

設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■ 総合案内板の例

● 触知図と総合案内板を別に設置する場合



■ 色覚障害者の案内板の見え方

色の見え方や視界の明るさが変わるため、情報が欠落しないように配慮する。

<色弱の人の場合>

● 色の見え方

正常な人



第1色弱（赤色弱）の人（色弱全体の約25%）



第2色弱（緑色弱）の人（色弱全体の約75%）



● 案内板の見え方の例

正常な人



色弱の人

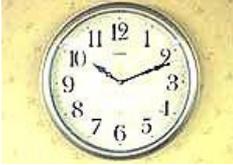


緑が黄色に近い色に見えるため、廊下と居室を区別しにくい。

<白内障の人の場合>

● 色、視界の見え方

正常な人



白内障の人



● 案内板の見え方の例

正常な人



白内障の人



黄白色のフィルターがかかったようにぼやけて見えるため、色等が識別しにくい。

整備事例

● 玄関付近の案内板



- ・ 玄関付近に設けられており、建築物の概要がわかりやすい。
- ・ 表面にアクリルカバーを設置し、点字を併設している。
- ・ 車椅子利用者にも見やすい高さに設置されている。（ルキーナ・金沢市）

● ピクトグラムでわかりやすい表示



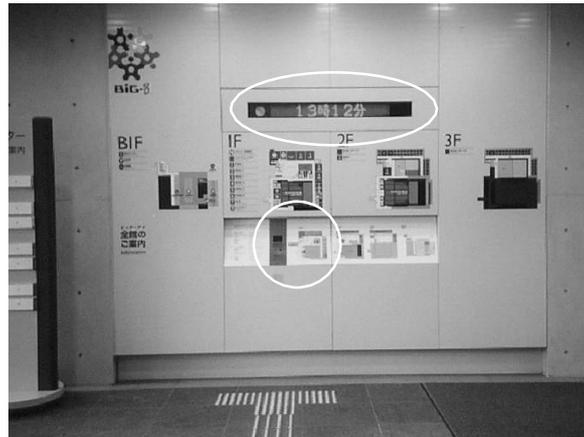
- ・ ピクトグラム（絵文字）表示により、トイレ方向や利用対象者等がわかりやすい。（ルキーナ・金沢市）

● 総合案内板



- ・ 総合案内板（触知図）まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。
- ・ 触知図は傾斜がついており、触察しやすい。（アリス館志賀・志賀町）

● 傾斜のついた壁付け触知図



- ・ 触知図は傾斜がついており、触察しやすい。
- ・ 電光掲示板、インターホン等が併設されている。（ビッグ・アイ・大阪府堺市）

管理、人的対応の留意事項

- ・ 大規模な建築物では、来客に対応できる従業員（案内係、受付係等）を常時配置し、必要に応じて案内を行うことが望ましい。
- ・ 施設案内の触知図や点字表示が難しい場合には、施設内を案内する簡易的な触知図案内資料を用意することが望ましい。
- ・ 非常警報装置は、緊急時に作動するよう定期的に点検を行い、併せて避難訓練を実施する。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

※効果的なサインの設置・配置等

- ・状況の推測が困難な知的、発達、精神に障害のある人にとって、動線の分岐点などの効果的なポイントへのサインの設置は、目的地までの経路の情報等を得やすくするために有効である。
- ・状況把握などが困難な知的、発達、精神に障害のある人にとって、列に並ぶライン、緊急連絡場所などの表示は有効である。

※認識しやすい位置や高さ

- ・必要な情報を広い空間の中から読み取ることが難しいことがある知的、発達、精神に障害のある人にとって、見やすい位置や高さ、向きに掲示したサインは、情報の得やすさを向上するうえで有効である。

※多様な表現の活用・併用

- ・漢字標記だけでなく、平仮名併記やピクトグラムの活用によって、多様な表示がなされていることは知的、発達、精神に障害のある人にとっても有効である。

※表現の統一

- ・表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的、発達、精神に障害のある人にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。

※表現内容の工夫

- ・表示されている内容を読み取ることが難しいこともある知的、発達、精神に障害のある人にとって、重要な情報を優先的に表示する工夫により情報を取得しやすく有効である。
- ・表示されている内容を読み取ることが難しいこともある知的、発達、精神に障害のある人にとって、シンプルで統一されたデザインによる表示や空間認知を容易にするための工夫は有効である。

基本的考え方

高齢者や障害のある人等が、外出し、社会参加を行うためには、多機能便房の設置が特に重要となるため、便所の設計にあたっては以下の点に配慮する。

- (1) 便所の設置にあたっては、見つけやすく、利用しやすい経路上に配置する。
- (2) 一般の便房や洗面台等についても、できるだけ多くの人が利用できる設計にすることが望ましい。
- (3) 建築物の用途によっては、同時に多数の車椅子使用者が利用する場合に備え、多機能便房や車椅子使用者が利用できる便房を複数設ける必要がある。

整備基準 便所

解説図

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所(以下この項において「不特定多数利用便所」という。)を特定の階に偏ることなく設けること等により、これらの者が不特定多数利用便所を利用する上で支障がないようにすること。
- (2) 不特定多数利用便所の数は、不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する階(次に掲げる階を除く。)の階数に相当する数以上とすること。
 - ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
 - イ 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、これらの者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- (3) 不特定多数利用便所を設ける階においては、当該不特定多数利用便所のうち1以上(当該階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件(令和6年国土交通省告示第1074号。以下「便所配置基準告示」という。)第3に規定する数以上)に、車椅子使用者用便房(次に掲げる構造の便所をいう。以下同じ。)を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。(4)において同じ。)設けること。
 - ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
 - イ 車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
 - ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (4) (3)の規定にかかわらず、便所配置基準告示第5各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定するところにより車椅子使用者用便房を設けること。ただし、(2)の規定により不特定多数利用便所を設ける階の床面積の合計が1,000平方メートル未満であるときは、便所配置基準告示第5第4号の規定にかかわらず、不特定多数利用便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。
- (5) 不特定多数利用便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設けること。
- (6) 不特定多数利用便所であって男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器で両側に手すりが適切に配置されているものを1以上設けること。

図 12-1
便所

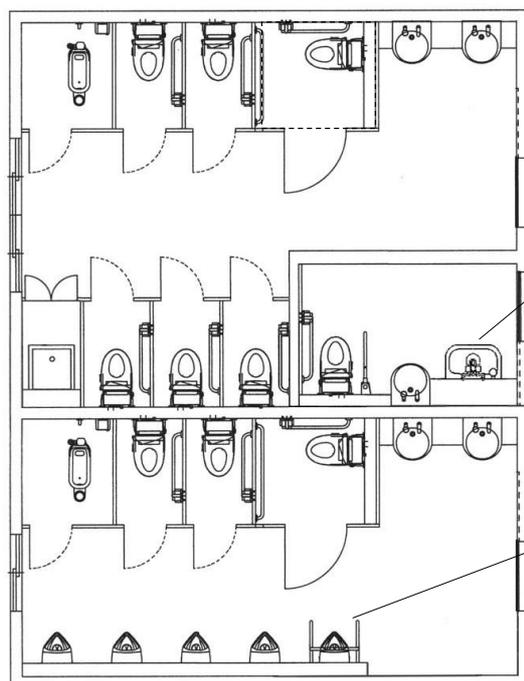
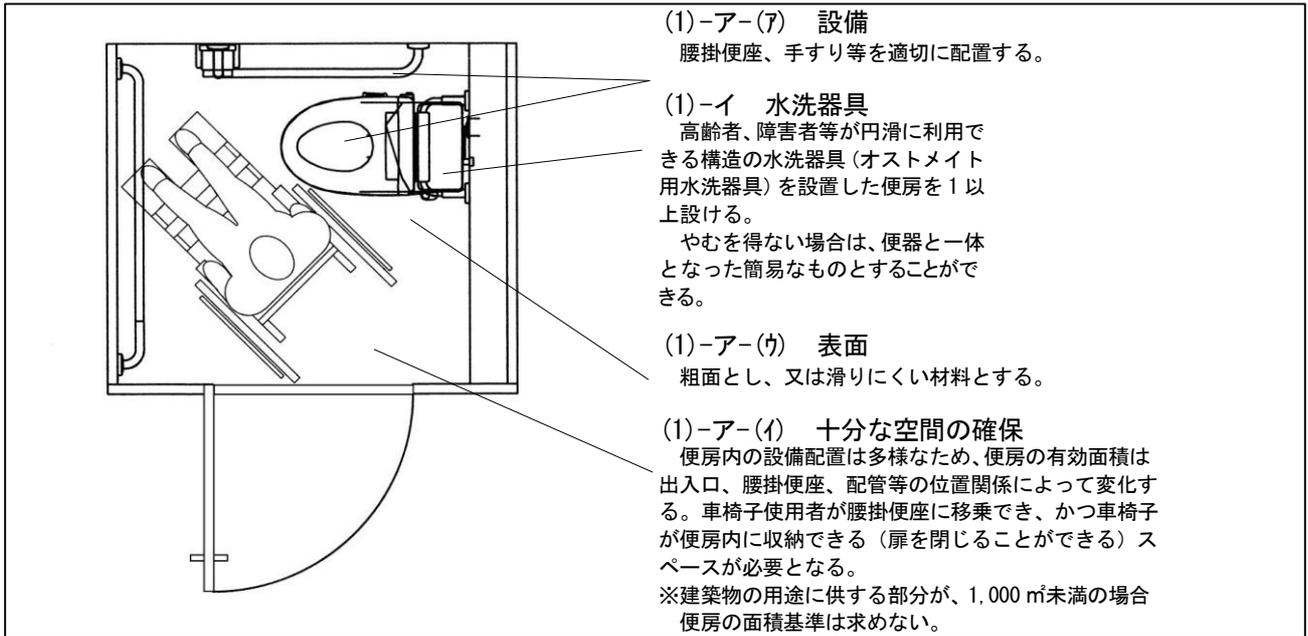
整備基準の解説

- (1) 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合、1以上は(1)-ア、イに掲げるものとする。(男女の区別があるときはそれぞれ1以上)
- (2) 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合、1以上を(2)に掲げるものとする。

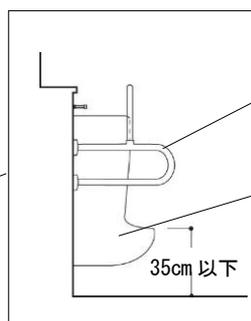
■ 図 12-1 便所

(1)-ア 不特定多数利用便所を1以上設ける。

※レストラン、物品販売店など、小規模施設においては、まず、下記基準にあったバリアフリー便所を1室設置することを基本とする。



汚物流（オストメイト用水洗器具）



2) 手すり
両側に適切に配置する

2) 小便器 床置き式又は壁掛式（受け口の高さが35cm以下）とする。

動作特性

※ここでは、高齢者や障害のある人等の排泄動作を、ピクトグラム（絵文字）で表し、後述の「設計上の配慮事項」において、動作特性格、設計箇所別の配慮事項を示している。

●立位移乗による杖歩行者の排泄動作

・便器の前に立ち、利き手でL型手すりにつかまりながら、利き足を軸に回転して、便器に移乗する。



●立位移乗による車椅子使用者の排泄動作

・L型手すりの正面（便器に直角）に車椅子を配置し、手すりにつかまりながら、利き足を軸に90度回転して、便器に移乗する。



●座位移乗による車椅子使用者の排泄動作

・車椅子を便器と平行に置き、両手で車椅子と便器につかまりながら、便器に水平移乗する。



●介助による車椅子使用者の排泄動作

・介助者が、利用者を抱きかかえて一旦立たせ、方向転換して便器に移乗させる。



●オストメイト※1による排泄動作

・排泄物を汚物流に流し、温水シャワーで腹部を洗浄する。



※1 オストメイト：腹部に人工肛門や人工膀胱等を装着している人。

● 自己導尿による排泄動作

・尿道に管を入れ、尿を流し出し、管を洗浄するもしくは使い捨てる。



男

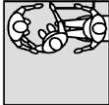
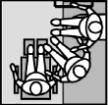
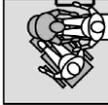
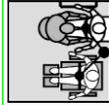


女



設計上の配慮事項（動作特性格）

※ここでは、整備箇所別、動作特性格の「設計上の配慮事項」を示している。

設計図内の番号	肢体不自由							
	立位移乗		座位移乗		介助移乗			
	杖歩行	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）	方向転換可	方向転換不可	平行移乗	ベンチ移乗	人的介助	リフト介助
								
床の表面仕上げ	①	・濡れても滑りにくく、かつ転倒したときの危険防止に配慮する。						
出入口	②	・段差をなくし、通行しやすい有効幅員（80cm以上）とする。						
便所の戸	③	・引き戸が望ましく、可能ならば自動引き戸とする。 ・取っ手は車椅子で近づきやすい位置とする。（特に便所の内側の取っ手）						
自動扉 押しボタン	④	・設置位置は戸の取っ手側の壁とし、設置高さは壁に手すりがある場合は90cm程度、ない場合は80cm程度とする。						
施錠	⑤	・上肢障害にも配慮し、施錠操作がしやすい位置に設置する。 ・自動扉の場合、緊急時に外部から開錠できるものとする。 ・錠は、車椅子で接近しやすい位置とする。						
移乗スペース	⑥	・便器に対して車椅子を直角に配置できる空間を確保する。	・便器に対して車椅子を平行（20度前後）に配置できる空間を確保する。	・介助しやすい空間を確保する。				
便器高さ	⑦	・腹圧がかけられるように、腰掛けた状態で踵が床に着く高さ（42cm程度）とする。 ・立ち座りがしやすい高さとする。						
便器形状	⑧	・足を引ける（蹴込みがある）形状とする。		・車椅子の座面高と同等の高さとする。 ・便座の周囲にリモコン等の突出がなく、車椅子が接近しやすい形状とする。				
洗浄便座	⑨	・後始末がしやすく、排便を促す温水洗浄付便座の設置が望ましい。 ・洗浄リモコンは、便座横に設置すると移乗時に誤操作しやすいため、壁の水平手すりから15cm程度の高さに設置する。						
背もたれ	⑩	・座位が不安定な人のために設置することが望ましい。						
L型手すり	⑪	・立ち座りや座位保持がしやすく、立位で体を支えながら更衣がしやすい位置とする。		・座位保持、更衣、後始末等がしやすい位置とする。 ・縦手すりの位置は、便座から前方25cm程度とする。 ・横手すりの高さは座面から上方25cm程度で、便座中心からの距離は30cm程度とする。				
移動用手すり	⑫	・立位移乗で体の回転がしやすく、座位保持がしやすい位置とする。 ・上肢に障害があっても操作しやすい形状、機能とする。		・車椅子からの移乗や座位保持がしやすい位置とする。 ・手すりの高さはL型手すりに準じ、便座中心からの距離は35cm程度とする。				

便器洗浄ボタン	⑬	・便器及び車椅子に座った状態で操作できるように、壁の横すりから15cm程度の高さに設置する。 ・上肢に障害があっても操作しやすい形状、機能（光感知式等）とする。
紙巻器	⑭	・上肢に障害があっても操作しやすい形状、機能とする。片手でカットできるタイプがよい。 ・便座及び車椅子に座った状態で操作しやすい位置とする。
緊急通報ボタン	⑮	・便座に座った状態で手の届く高さ（65cm程度）に設置する。 ・移乗をとまなう場所に、低い位置（65cm程度の高さ）で設置する。
手洗器	⑯	・車椅子での移乗、回転スペースに張り出さないものを選択する。 ・車椅子でも利用しやすいよう、手洗器下部に脚部が入るスペース（床からの高さ65cm程度）を確保する。
鏡	⑰	・手洗器の上端部（高さ75cm程度）に鏡の下端を揃え、立位で全身が映るように鏡の上端を設定する。
汚物流	⑱	・しびん洗浄等に利用しやすいよう、上端部の高さは70cm程度とする。 ・温水シャワーで洗浄できるものが望ましい。
汚物入	⑲	・上肢に障害があっても操作しやすく、やや大きめのものを設置する。
ベンチ、ベッド	⑳	・移乗及び更衣等のしやすさに配慮する。 ・移乗及びおむつ交換等の介助動作に配慮する。
手荷物棚	㉑	・様々な排泄動作に配慮した手荷物棚を設置する。 ・車椅子での移乗、回転の支障とならないよう配慮する。

緊急通報ボタンの位置について JISによれば洗浄ボタンと緊急通報ボタンは同じ高さでその下に紙巻器を配置することとされている。この手引きでは、障害のある人が転倒したときに緊急通報ボタンを押すことができるよう、床面から65cm程度の低い位置に設置することを推奨している。

	設計図内の番号	視覚障害者	聴覚障害者	内部障害者
		 見えにくい（弱視/色盲） 見えない（全盲）	 聞こえにくい 聞こえない	
配置	—	・同一建築物内では、できるだけ同じ配置、同じ設備にすることが望ましい。		
便房の戸	③	・自動扉の押しボタンは、手の引き込みを防止するため、取っ手側の壁に設置する。		
L型手すり	⑪	・認識しやすい色とする。		
便器洗浄ボタン	⑬	・ボタンには凹凸、色相や明度の差、点字、凸文字、触覚記号等により認識しやすくする。		
緊急通報ボタン	⑮	・確認ランプ付呼出装置、出入口非常呼出灯を設置し、事務所には警報盤を設ける。 ・音声案内装置を設ける。	・緊急通報が確認できるフラッシュライト等を設置する。	
汚物流	⑱	・出入口から便器へ移動する際、ぶつからない位置に設置する。		・オストメイトに対応した高さとし（70cm程度）温水シャワーを設置する。
汚物入	⑲			・大きめのものを設置する。

設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■ 便所

[配置等]

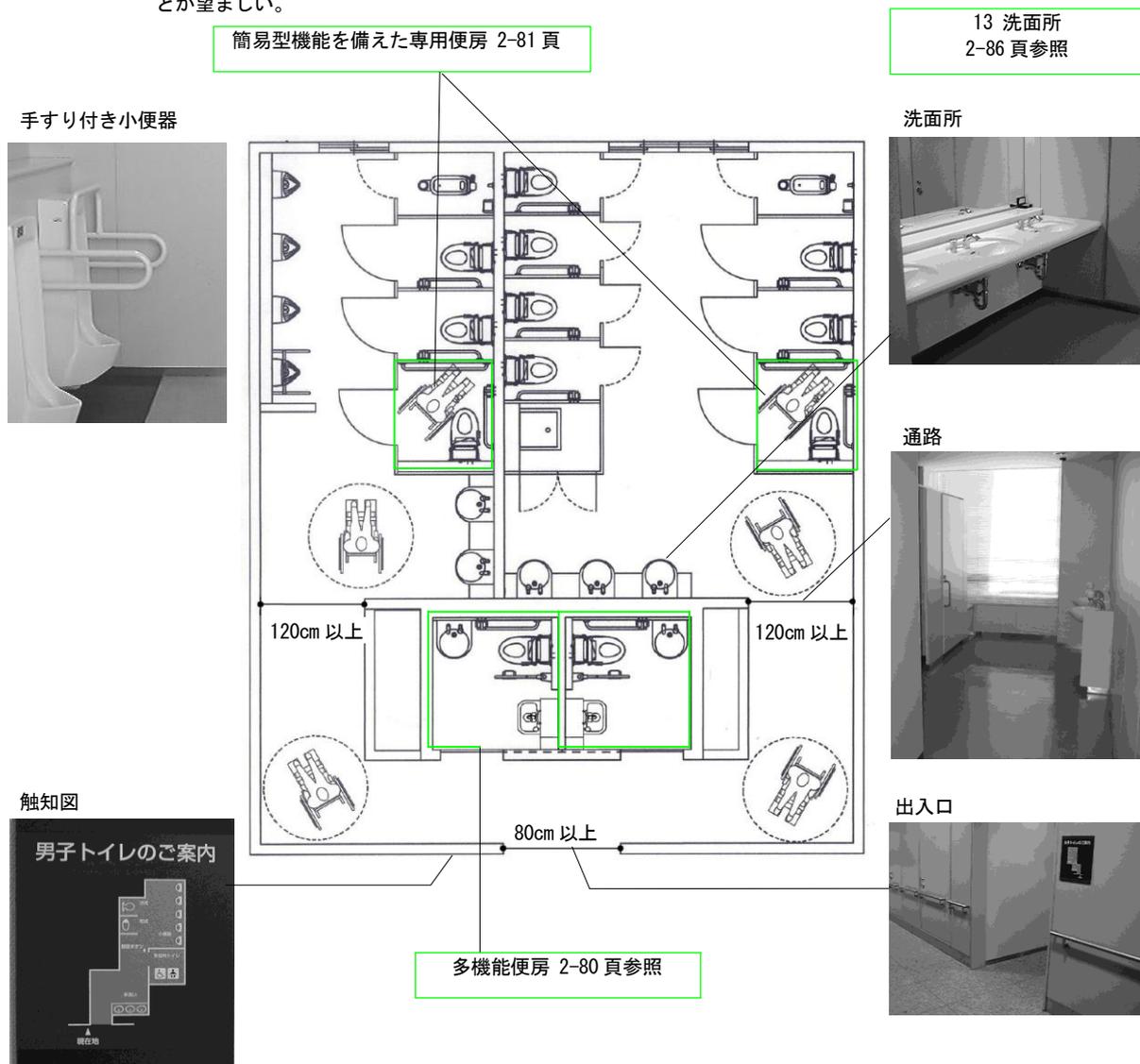
- ・洗面台、ベンチ、オストメイト用水洗器具等を備える多機能便房は、男女の便所と一体的に計画し、出入口付近に設けることが望ましい。
- ・小便器は、便所の出入口から最も近いものを、低リップ型の壁掛け式または床置き式とする。
- ・洗面台は、カウンター高さ、水栓器具、下部スペース等について、車椅子使用者に配慮したものを一箇所以上設ける。
- ・男女共用の不特定多数利用便所には排泄介助者が必要な者の脱衣・おむつ交換等への配慮として大型ベッドを設ける。
- ・視覚障害者に対応した音声案内装置を設ける。

[寸法]

- ・建築物の用途に応じて、ベッドや椅子を設けることが望ましい。
- ・便所の出入口は、有効幅員 80cm 以上を確保する。
- ・便所内通路は、有効幅員 120cm 以上を確保するとともに、車椅子使用者の転回スペースを確保することが望ましい。

[表示]

- ・同一建築物内の各階において、便所の位置、男女の配置が統一されているとわかりやすい。
- ・建築物全体の案内板等に、便所の位置及び男女の区別を点字で表示し、手すりの点字や視覚障害者誘導用ブロック等により便所へ誘導する。また、便所や便房の出入口付近には、内部の配置を触知図等により表示することが望ましい。

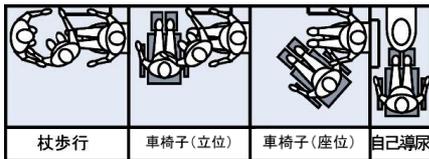


■ 不特定多数利用便所（簡易型機能を備えた専用便房）

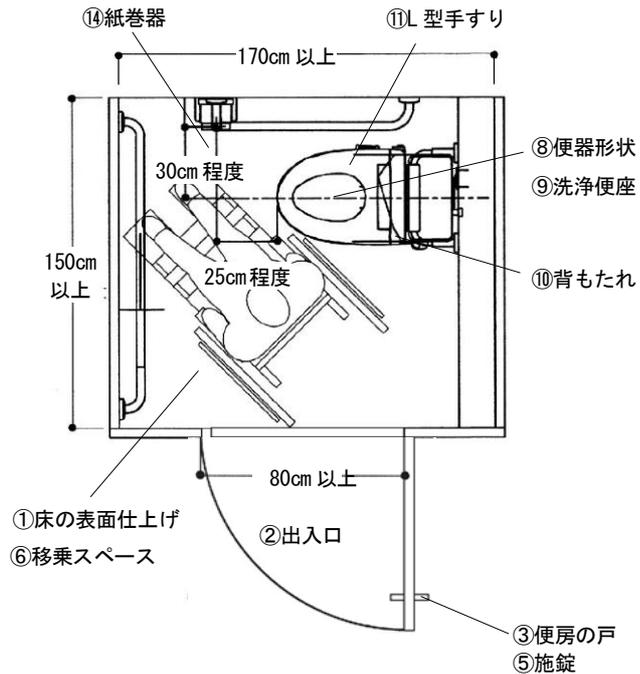
※簡易型機能を備えた便房のみでトイレのバリアフリー対応を行うことは、既存建築物の増改築、修繕の場合等、建築計画上の成約がある場合を除き、望ましくない。

- [配置等]
- ・利用できる対象が増えるように、便房の出入口及び内部空間は、ゆとりある広さを確保し、手すりを設置する。
- [オストメイト用水洗器具]
- ・単独で設置する場合は一体型などのオストメイト用水洗器具の設置が必要となる。
- [寸法]
- ・不特定多数利用便所の出入口は、有効幅員 80cm 以上とする。
- [表示]
- ・便房内に乳幼児用の椅子を設ける場合は、その旨を便所及び便房出入口付近に表示する。

a) 出入口が便器に対して横の場合

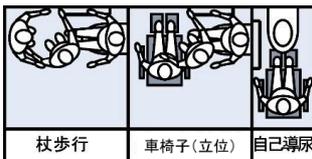


石川県庁

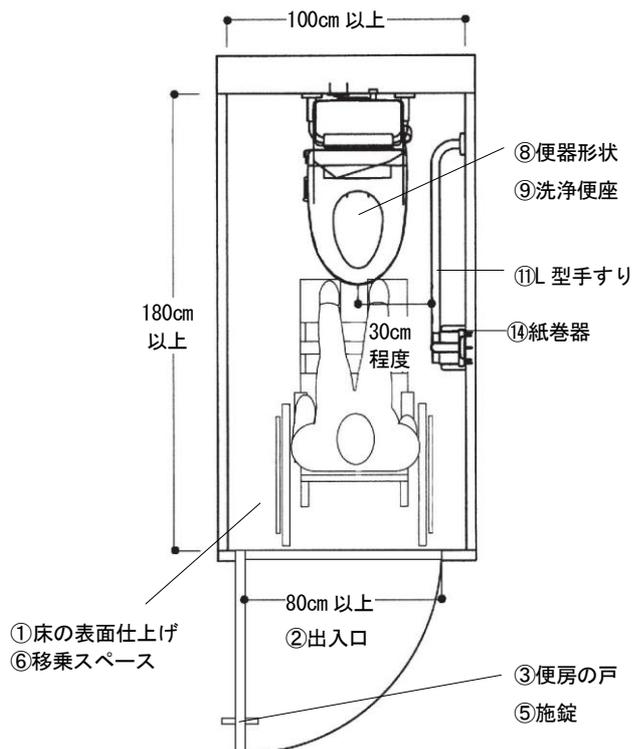


b) 出入口が便器に対して縦の場合

・座位移乗が必要な人には対応できない。



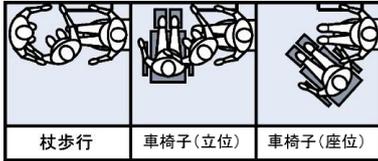
石川県済生会金沢病院



■ 規模の小さい車椅子対応便房

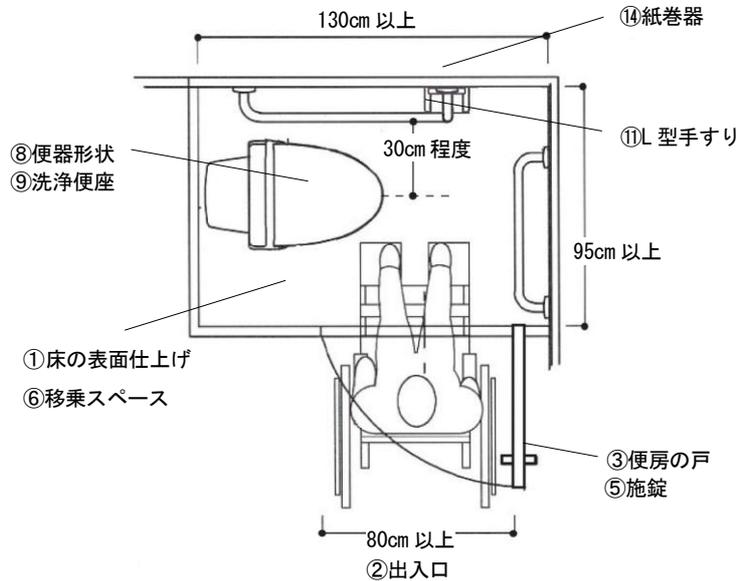
- ・ 建築物の用途に供する部分が1,000㎡未満の場合のみ、車椅子が便房内に納まらなくてもよい。
- ・ ただし、利用できる対象者が増えるように、出入口の有効幅員を80cm以上にする。

a) 出入口が便器に対して横の場合

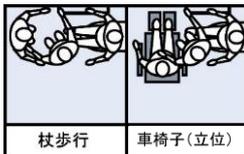


杖歩行 車椅子(立位) 車椅子(座位)

石川県リハビリテーションセンター

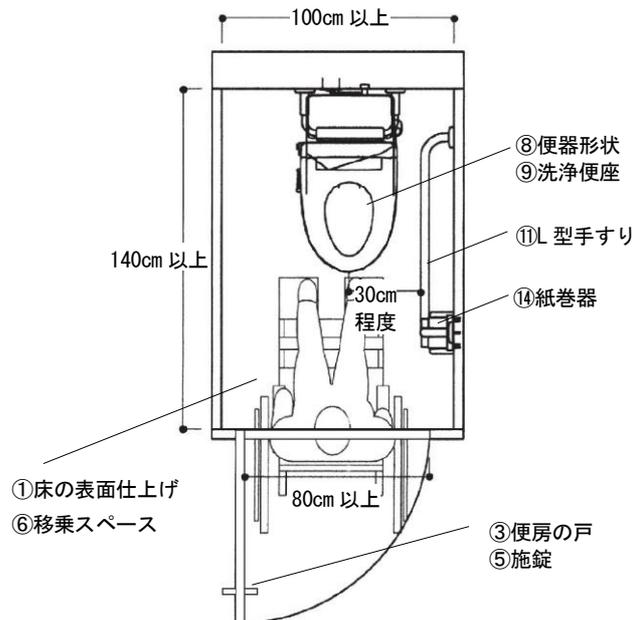


b) 出入口が便器に対して縦の場合

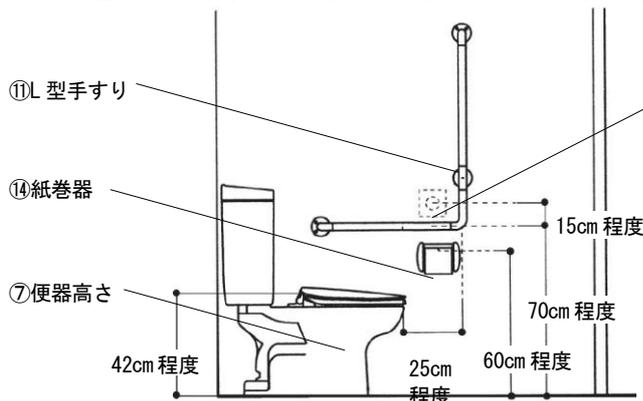


杖歩行 車椅子(立位)

石川県庁



■ 簡易型機能を備えた専用便房・車椅子対応便房共通（立面）



⑬便器洗浄ボタン ロータンクの場合は、一般的にリモコンが付けられない場合が多い。その場合は、後付けのワイヤレスリモコン、もしくは操作しやすい洗浄レバーを検討する。



整備事例

● 使いやすい便房内の配置



- ・出入口近くの壁面に触知図があり、内部の設備配置がわかる。
(石川県庁・金沢市)

● 出入口幅員と縦手すり



- ・出入口の幅員は和・洋便房を問わず 80cm 以上ある。
- ・和便房には立ち座りに便利な縦手すりがある。
(石川県庁・金沢市)

● 誰でも利用しやすい表示



- ・優先表示があり、気軽に利用しやすい。(石川県庁・金沢市)

● 横から入れる一般便房



- ・便器に対して横から進入できるため、座位移乗する車椅子利用者も利用できる。(大桑公園・金沢市)

● 一般便房への音声誘導



- ・便房に入るとセンサーで感知し、音声でトイレ内の鍵、紙巻器等の設備配置等を案内してくれる。(白山市役所・白山市)

● 子供用小便器



- ・壁掛け式でアプローチやすく、手すり
で体を支えることができる。
(かほく市立学園台保育園・かほく市)

● おむつ交換台



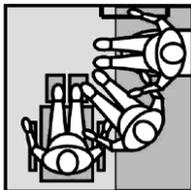
- ・多機能便房におむつ交換台およびベ
ビーチェアが設置されている。
(能美市湯野児童館・能美市)

特定利用者の排泄動作及び事例

※利用者が特定される建築物では、利用者の排泄動作特性及び介助動作等を十分に配慮した設計をすることが重要である。ここでは、よく見られる特定利用者の排泄動作と設備事例を示す。

●端座位^{※1} 移乗による排泄動作

・座位移乗でベンチに移り、更衣等を行って便器に移乗する。

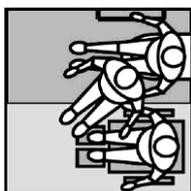


県立美術館



●長座位^{※2} 移乗による排泄動作

・座位移乗でベンチに移り、更衣等を行って便器に移乗する。

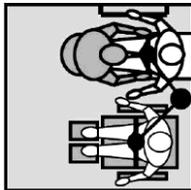


青山彩光苑



●リフト移乗による排泄動作

・介助に、リフトを利用して便器に移乗する。



はりま自立の家



いしかわ特別支援学校



〈便器への移乗例〉

・便器に対して前方から移乗する場合もある。



石川県リハビリテーションセンター
ほっとあんしんの家



※1 端座位：椅子やベッドの端に脚をおろして座った姿勢。

※2 長座位：ベンチやベッド上で脚全体を伸ばして座った姿勢

管理、人的対応の留意事項

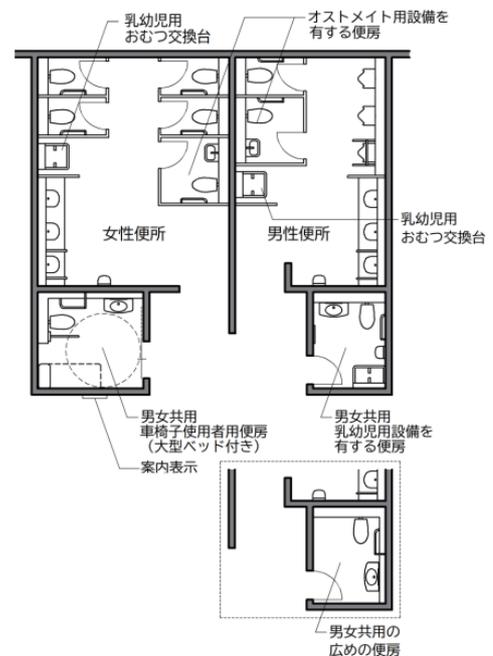
- ・多機能便房は、高齢者や乳幼児連れ等、車椅子使用者以外の利用も促す。
- ・多機能便房及び不特定多数利用便所等は、自動扉、光感知式照明及び水栓、温水洗浄ユニット等の設備故障がないように、定期的にメンテナンスを行う。特に一箇所しか設置しない場合は、代替りの便房がないため十分注意する。
- ・不特定多数利用便所等は、掃除用具やゴミ箱等が利用の妨げにならないよう十分注意する。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、パターン化した行動をとる人や誤った場所に入ったことでパニックになったりする人もいるため、出入り口に男女別表示をわかりやすく表示したり、特に制約がない状況や同一建物内においては便所の男女別配置を統一することが有効である。
- ・知的、発達、精神に障害のある人には、臨機応変な対応が苦手で、トイレによって異なる様々な形式のボタンや、使い方が複雑なボタンは使いづらい人もいるため、統一することが有効である。

便房の機能の分散、設置位置の考え方

- 一つの便所における機能分散
 - ・「車椅子使用者用便房」への利用者集中を防ぐため、一つの便所（男女別、男女共用のまとまり）において、一つの便房に機能を集約することなく、「車椅子使用者用便房」、「オストメイト用設備を有する便房」及び「乳幼児用設備を有する便房」は分散して設けることを基本とする。
- 施設全体における機能分散
 - ・「車椅子使用者用便房」は、原則として便所を設置する各階に設置する。
 - ・「オストメイト用設備を有する便房」、「乳幼児用設備を有する便房」及び「男女共用の広めの便房」の設置に当たっては、施設全体における各階の用途（高齢者の利用が多い用途、乳幼児連れの利用が多い用途等）の特性を踏まえて配置する。その際、上下階の移動が小さくなるよう配慮する。
- 便房の位置
 - ・「車椅子使用者用便房」は、男女が共用できる位置に設ける。
 - ・「オストメイト用設備を有する便房」は、オストメイトの利用のしやすさに配慮するため、男子用及び女子用の便所に設ける。
 - ・「乳幼児用設備を有する便房」は、男女が共用できる位置に設ける。
 - ・便房の位置は上記を基本としつつ、便所の規模に応じて、便房の位置（男女共用の位置とするのか、男子用及び女子用の便房に設けるのか）の最適化を図る。



13 | 洗面所

基本的考え方

洗面所の利用頻度は高く、便所と一体的に設置される場合が多い。高齢者や車椅子利用者への配慮はもとより、子どもにとっても利用しやすい設計を行う必要がある。

整備基準

洗面所

解説図

- 不特定かつ多数の者が利用する洗面所を設ける場合においては、次に定める構造とすること。
- ア 床は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - イ 手洗いの水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものを設けること。
 - ウ 洗面器は、カウンター式とし、車椅子利用者が容易に使用できるものを設けること。
 - エ 鏡を設けること。

→図 13-1
洗面所

整備基準の解説

■ 図 13-1 洗面所

エ 鏡

車椅子使用者や子どもにも対応できる高さの鏡を設ける。

ウ 洗面器

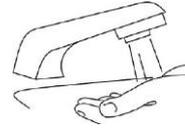
カウンター式とし、脚部がゆったり進入できる下部スペースを確保する。

ア 床

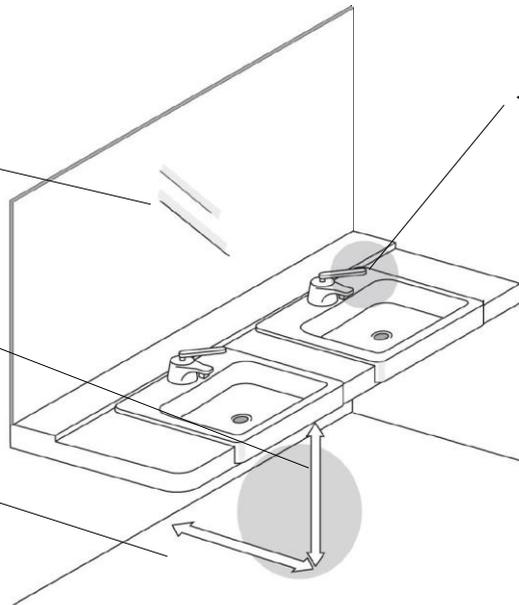
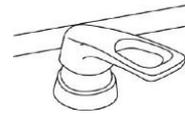
床が濡れることを想定し、石、タイルの磨き仕上げ等、滑りやすい床の仕上げは避ける。

イ 手洗いの水栓器具
操作の容易なものとする。

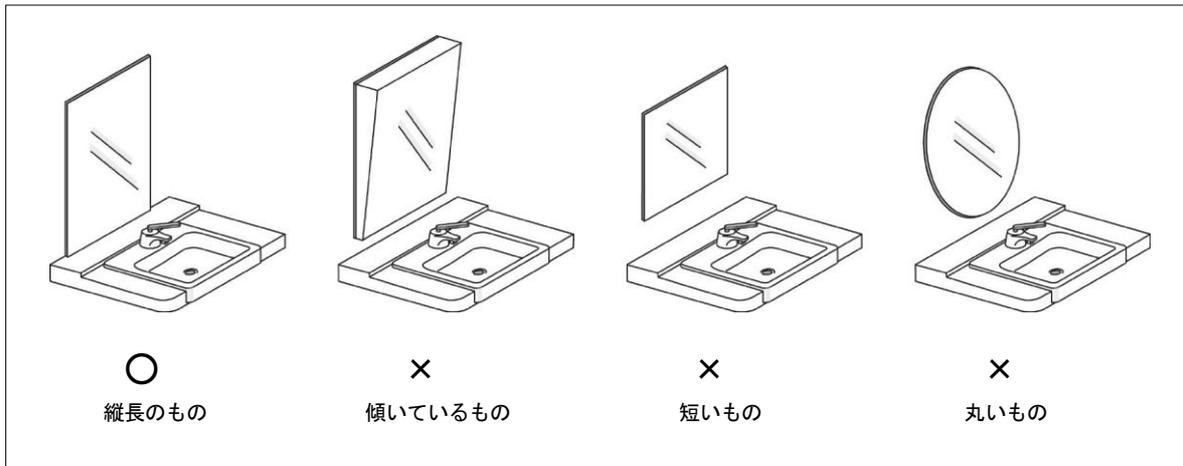
光感知式



レバー式



鏡の形状



設計上の配慮事項（動作特性格）

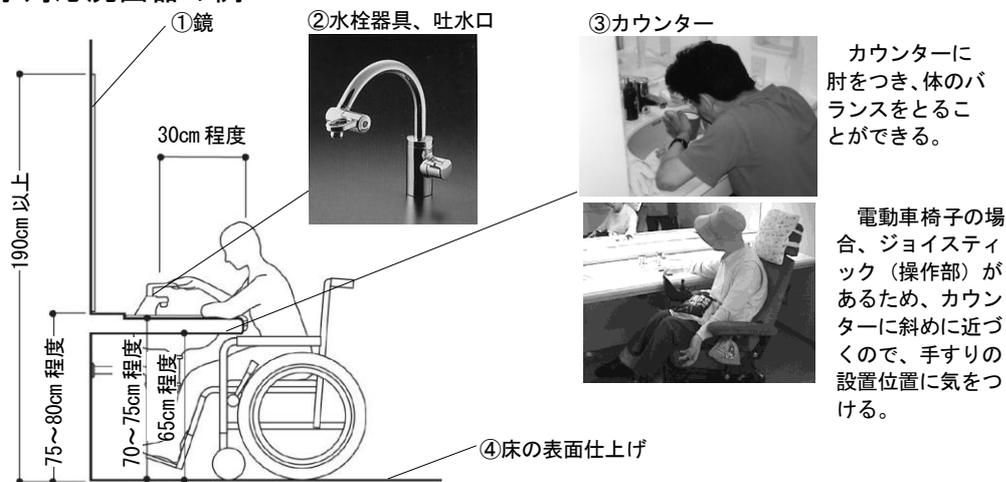
※ここでは、整備箇所別、動作特性格の「設計の配慮事項」を示している。

	設計図内の番号	肢体不自由 		
		立位移乗	座位移乗	介助移乗
		杖歩行	歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）
鏡	①	・カウンターの上端に鏡の下端を揃え、上端は立位で全身が映るように鏡の上端を設定する。		
水栓器具、吐水口	②	・レバー式や光感知式等、操作が容易なものとする。 ・カウンターの手前から水栓器具及び吐水口までは、手が届きやすい寸法（30cm程度）とする。		
カウンター	③	・車椅子利用者や子どもにも使いやすいためカウンター上面高は70～75cm程度とする。 ・また、複数設置する場合は、立位で使いやすいもの等、高さの異なる洗面器を設けることが望ましい。		
		・カウンター下部高さを65cm程度とし、脚部が進入できるものとする。		
床の表面仕上げ	④	・石、タイルの磨き仕上げ等、滑りやすい床の仕上げは避ける。 ・水に濡れることを想定し材料を採用する。		

設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別に配慮事項を示している。

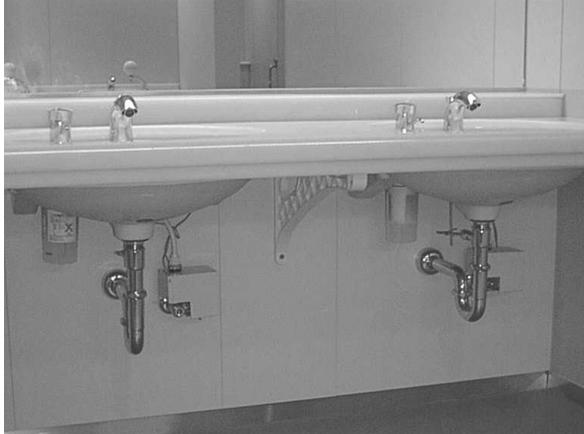
■車椅子対応洗面器の例



- ・洗面所が独立してある場合、車椅子利用者が転回できるスペースを確保する。
- ・荷物を置くための台、フック等の取付けが望ましい。

整備事例

●カウンター下部スペース



- ・カウンター式で、カウンターの下部が68cm、上部が75cmのため、車椅子の進入が容易である。（石川県庁・金沢市）

●高さ違いの洗面カウンター



- ・高さの違う洗面カウンターがあり、子どもたちの状況にあわせることができる。（県立総合養護学校・金沢市）

管理、人的対応の留意事項

- ・光感知式水栓は、汚れや故障がないよう、定期的にメンテナンスを行う。
- ・洗面器の下部スペースには、掃除用具やゴミ箱等を置かず、車椅子使用者に十分配慮する。

基本的考え方

スポーツ活動は、健康維持やストレス解消等を図るものとして、高齢者や障害のある人等の参加も年々増えている。このため、体育館やスポーツ施設等には、様々な人が利用できる十分な広さと設備のある更衣室、シャワー室の整備が必要である。

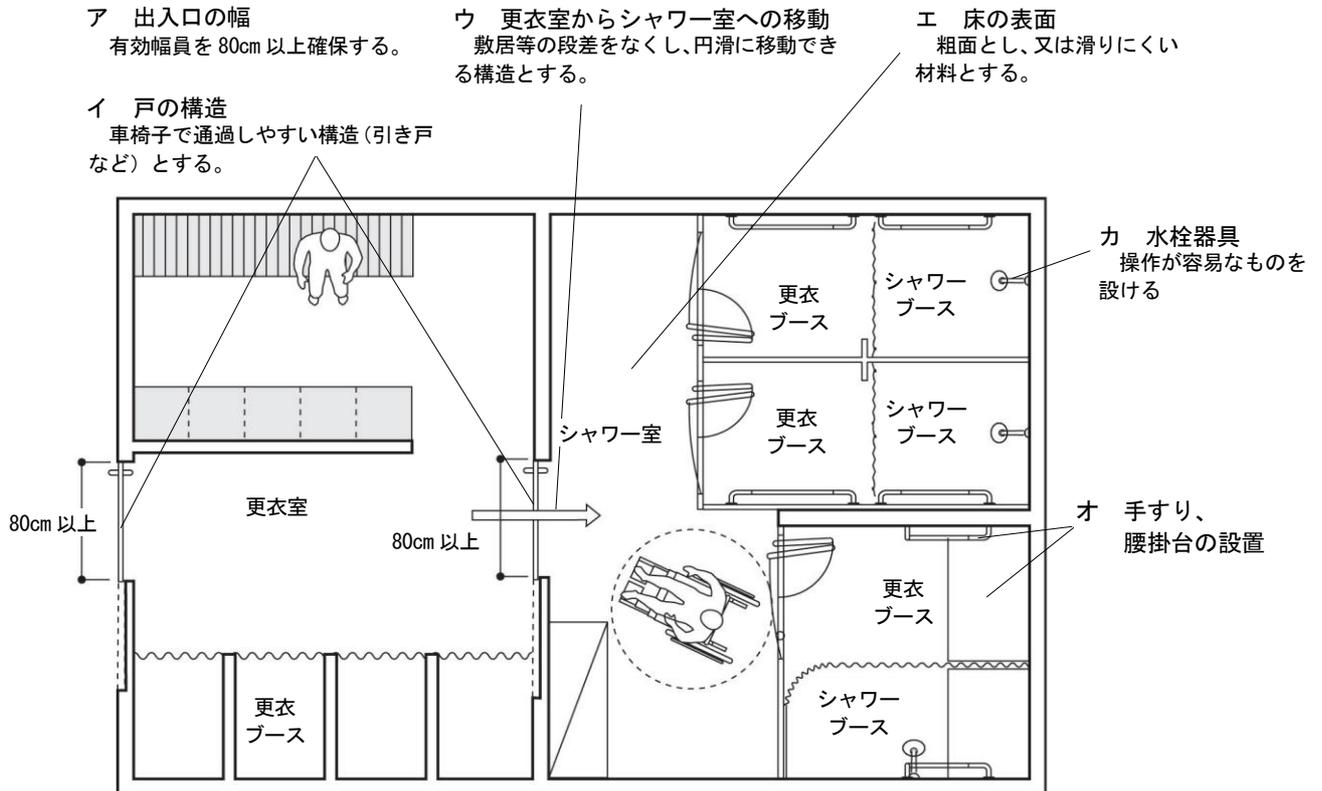
特に、車椅子使用者が使用する更衣室、シャワー室は、移動距離が短く、利便性が良いワンルーム形式が望ましく、介助が必要な場合は、異性介助ができる個室の整備が望まれる。

整備基準 更衣室又はシャワー室	解説図
<p>別表第1の1の表12の項の公益的施設に更衣室又はシャワー室を設ける場合においては、</p> <p>1以上の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が更衣室からシャワー室へそのまま移動できる構造とすること。</p> <p>エ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 手すり、腰掛台等を適切に設けること。</p> <p>カ シャワー等の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。</p>	<p>→図 14-1</p> <p>更衣室又はシャワー室</p>

整備基準の解説

体育館、水泳場、その他これらに類する運動施設や遊技場に更衣室又はシャワー室を設ける場合は、次の構造のものを1以上設ける。

■ 図 14-1 更衣室又はシャワー室



動作特性

※ここでは、高齢者や障害のある人等の更衣・シャワー動作を、ピクトグラム（絵文字）で表し、後述の「設計上の配慮事項」において、動作特性格、設計箇所別の配慮事項を示している。

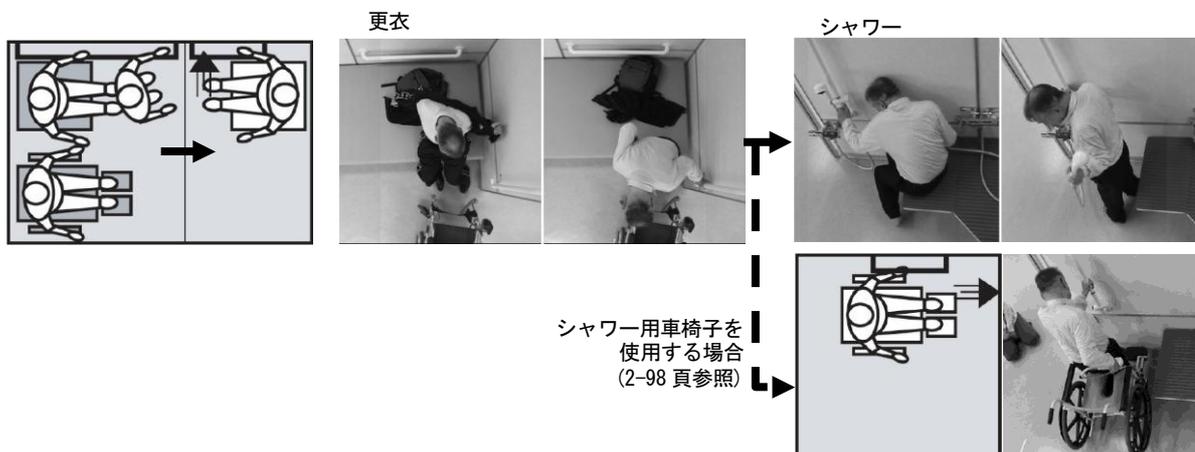
●立位・立ち座り（杖歩行）による更衣・シャワー動作

・手すりにつかまり、ベンチに座って更衣をする。手すりをつたいながらシャワー室へ移動し、スツールに座ってシャワーをする。



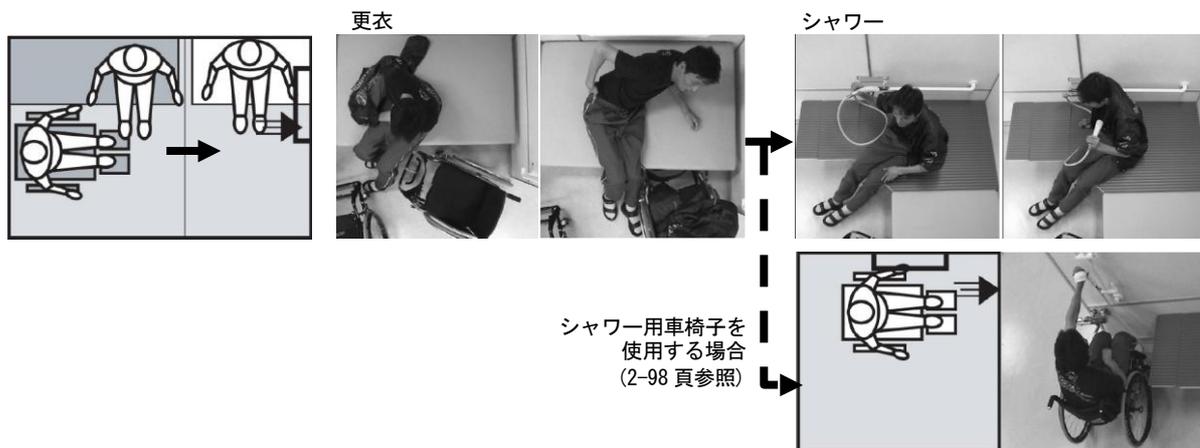
●立位・立ち座り（車椅子）による更衣・シャワー動作

・手すりにつかまり車椅子から、ベンチに移乗して、更衣をする。手すりをつたいながら、あるいはシャワー用車椅子でシャワー室へ移動し、スツールに座ってシャワーをする。



●座位移乗による端座位^{※1}更衣・ずり移動者のシャワー動作

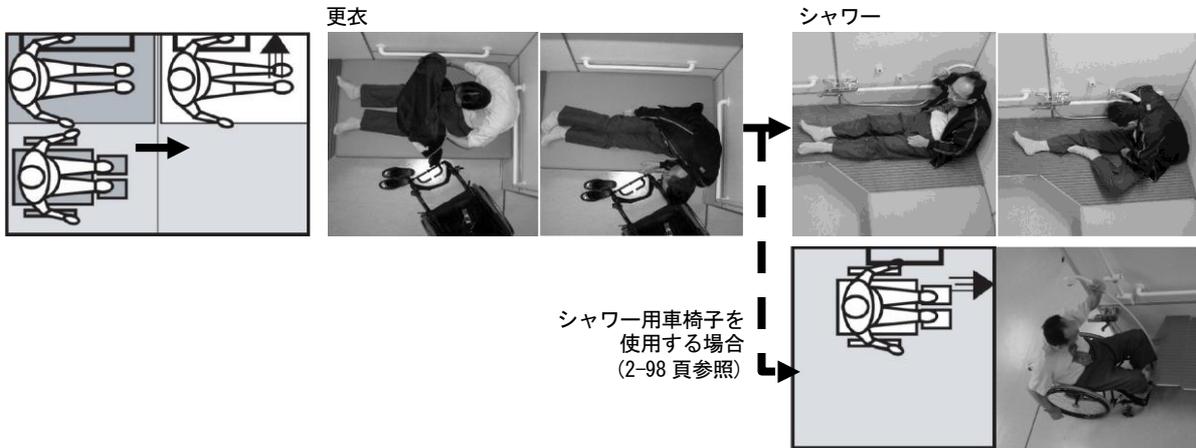
・車椅子でベンチに平行に近づき、ベンチに移乗して更衣をする。ベンチ上をずって移動、あるいはシャワー用車椅子でシャワースペースに移動してシャワーをする。



※1 端座位：椅子やベッドの端に、足をおろして座った姿勢。

● 座位移乗による長座位^{※1}更衣・ずり移動者のシャワー動作

- ・車椅子でベンチに平行に近づき、ベンチに移乗して更衣をする。ベンチ上をずって移動、あるいはシャワー用車椅子でシャワースペースに移動してシャワーをする。



● 介助移乗による端座位更衣・シャワー用車椅子利用者のシャワー動作

- ・介助者が抱きかかえて、ベンチに移乗させ、端座位で更衣をする。シャワー用車椅子に移乗させて、シャワーをする。



● 介助移乗による長座・臥位^{※2}更衣・シャワー用車椅子利用者のシャワー動作

- ・介助者が抱きかかえて、ベンチに移乗させ、長座・臥位で更衣をする。シャワー用車椅子に移乗させて、シャワーをする。

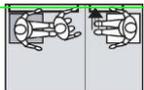
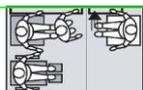
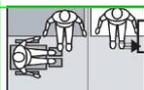
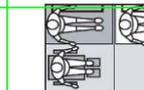
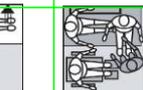


※1 長座位：ベンチやベッド上で脚全体を伸ばして座った姿勢。

※2 臥位：寝た姿勢。

設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

	設計 図内 の 番号	肢体不自由 				
		立位移乗		座位移乗		介助移乗
		杖歩行	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子）			
		立位・立ち座り更衣	端座位更衣	長座位更衣	介助端座位更衣	介助長座・臥位更衣
						
床の表面仕上げ	①	・濡れても滑りにくく、転倒時に床を這っても身体を傷つけない仕上げとする。				
出入口	②	・更衣室やシャワー室の出入口は、段差その他の障害物がないよう配慮する。 ・出入口の有効幅員は80 cm以上とし、引き戸を設置するのが望ましい。				
更衣室	更衣スペース	③	・一般の更衣室に腰掛けて更衣ができるスペースを確保する。	・車椅子で進入でき、長座位で更衣できるスペースが必要。男女別にプライベートな空間を確保する。	・車椅子で進入でき、介助更衣ができるスペースが必要。 ・異性介助ができる個室を設置することが望ましい。	
	ベンチ	材質 高さ 広さ	④			
			・ベンチの表面には、手が滑りにくく、姿勢保持がしやすいクッションを張る。 ・ベンチの高さは40～45 cm程度が望ましい。 ・手をつきながら更衣ができる座幅が必要。	・端座位で体位変換をしながら更衣ができる座幅が必要。(60～70 cm程度)	・長座位で体位変換をしながら更衣ができる面積が必要。(150 cm×90 cm以上)	・本人を腰掛けさせ体位変換をしながら更衣できる座幅が必要。
	背もたれ		・安定した座位姿勢をとるため、必要箇所に背もたれを設置する。			
	手すり	⑤	・立ち座りや座位保持をするための手すりが必要。	・座位保持や体位変換のための手すりが必要。		
シャワー室	シャワースペース	⑥	・更衣スペースにできるだけ近づけ、シャワー用車椅子の転回スペースを確保する。 ・また、ベンチの設置や介助のためのスペースも配慮する。 ・更衣ベンチとシャワーベンチを連続させ、その間をずって移動できることが望ましい。		・介助移動も困難で座位姿勢も不安定なため、シャワー用車椅子が利用できるスペースを確保する。	
	ベンチ	材質 高さ 広さ	⑦			
			・ベンチの表面には、手が滑りにくく、姿勢保持がしやすいクッションを張る。 ・スツール、ベンチの高さは40～45 cm程度が望ましい。 ・スツールを利用してもよいが、手をつきながらシャワーができる座幅が必要。	・端座位で体位変換をしながらシャワーができる座幅が必要。(60～70 cm程度)	・長座位で体位変換可能しながらシャワーができる面積が必要。(150 cm×90 cm以上)	
	背もたれ		・安定した座位姿勢をとるため、必要な箇所に背もたれを設置する。			
	シャワー	⑧	・ハンドシャワーとし、シャワーヘッドの高さ調整ができるように、スライドバーを設置するか、上下二箇所の使いやすい位置にフックを設ける。シャワーヘッドは、ボタンひとつで注水ができるタイプが望ましい。			
手すり	⑨	・立ち座りや座位保持をするための手すりが必要。	・座位保持や体位交換のための手すりが必要。			
ロッカー	—	・車椅子利用者も利用しやすい高さとし、下部は車椅子のフットサポートが入ることが望ましい。 ・ロッカーの施錠は、操作しやすい高さや形状のものが望ましい。				
洗面器	—	・車椅子利用者にも利用しやすい洗面器が必要。「13 洗面所」2-86頁参照。				
緊急通報ボタン	—	・確認灯ランプ付呼出装置等の緊急通報ボタンを更衣室、シャワー室の双方に設置し、事務所には警報盤を設ける。移乗がともなう場所の壁面の低い位置に設置する。				

設計図内の番号	視覚障害者 		聴覚障害者 		内部障害者 
	見えにくい (弱視/色盲)	見えない (全盲)	聞こえにくい	聞こえない	
更衣スペース	③				・パウチ等の処理のためプライベート空間の確保が望ましい。
ロッカー	—	・ロッカーに番号をつける場合は、大きめの文字、凸文字、点字等で組み合わせて表示する。			
緊急通報ボタン	—	・確認ランプ付呼出装置等を、更衣室、シャワー室の双方に設け、事務所には警報盤を設ける。 ・音声案内設備を設ける。		・緊急通報が確認できるフラッシュライト等を設置する。	

設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■更衣室・シャワー室

【配置等】

- ・体育館やスポーツ施設等にシャワー室を設ける場合は、車椅子使用者に配慮したシャワーブースを一箇所以上設置し、あわせてシャワー用車椅子を用意する。
- ・身体特性に応じた設備を男女別に設け、さらに介助を要する場合に備えて、異性介助ができる個室を用意することが望ましい。
- ・更衣からシャワーの一連の動作が円滑に行えるように、その区間は段差を設けず、移動距離を短くする。また、手すり等による歩行補助や誘導も考慮する。

【寸法】

- ・より多くの障害のある人が自立的に利用できるよう、車椅子の転回、移乗方法、介助動作等を検討し、スペースを確保する。
- ・出入口は、有効幅員 80cm 以上を確保する。出入口前後に車椅子使用者が直進及び、方向転換できる空間（140 cm 角）を確保する。
- ・室内で車椅子使用者が回転できる空間（径 150 cm 以上）を確保する。（ベンチや洗面台下部等、フットサポートが通過できる空間が確保されていればその部分も算入してよい。）

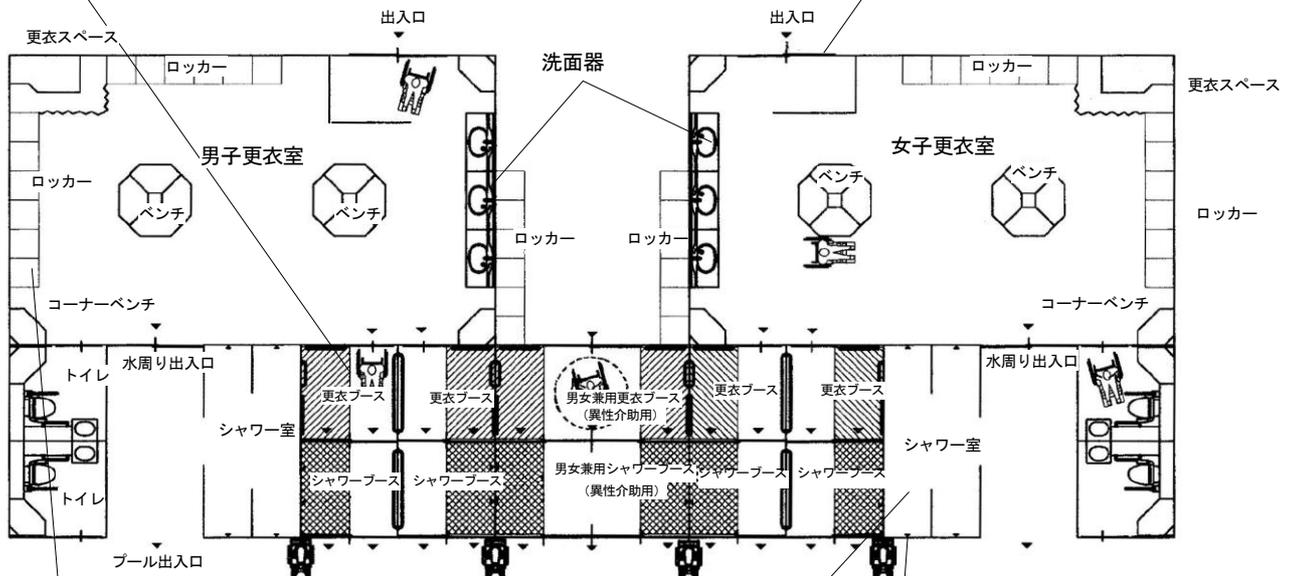
【表示】

- ・男女の区別や誰でも使える更衣室、シャワー室であることを出入口付近に表示する。

更衣・シャワーブースの
ワンルーム型

自走式シャワー用車椅子

更衣室の案内板（「誰でも使える」表示例）



ロッカー（使いやすい取手）



シャワー室（手すりを適切に配置）



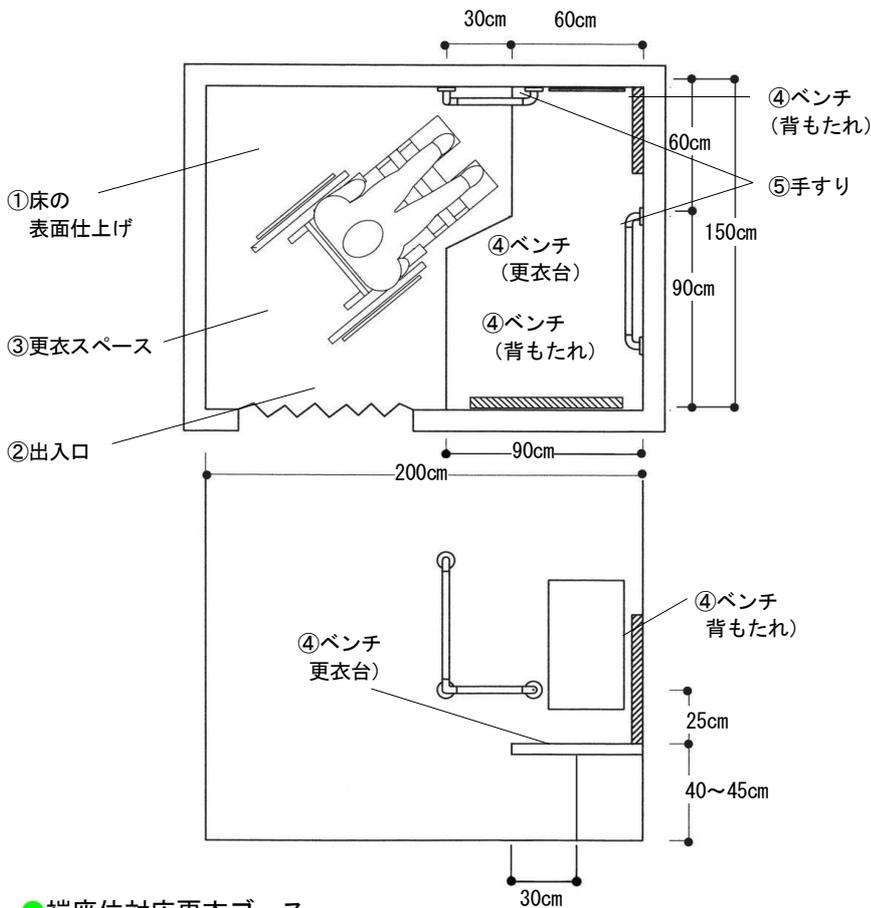
シャワー



■ 一般更衣室

● ユニバーサル更衣ブース

杖歩行	車椅子 (立位)	車椅子 (端座位)	車椅子 (長座位)	車椅子 (介助端座位)	車椅子 (介助臥位)	内部障害

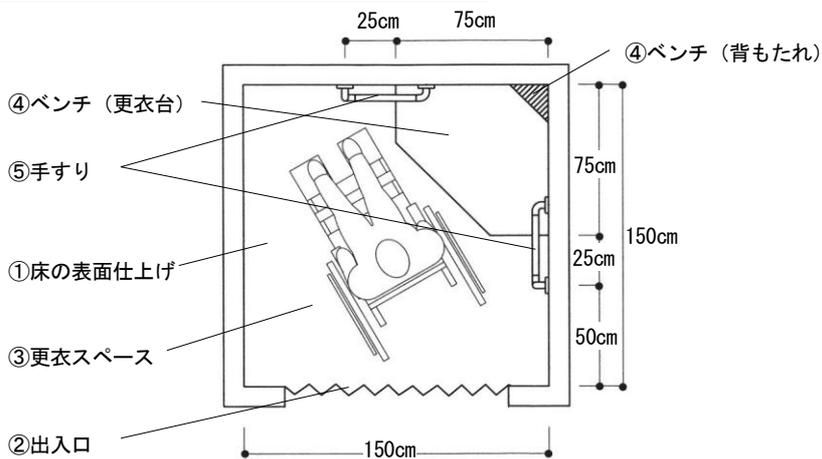


ベンチ、手すり、鏡



● 端座位対応更衣ブース

杖歩行	車椅子 (立位)	車椅子 (端座位)	車椅子 (介助端座位)	内部障害

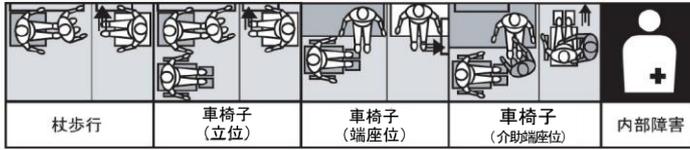


ベンチ、手すり



■更衣・シャワー室

●大きめのシャワーブース



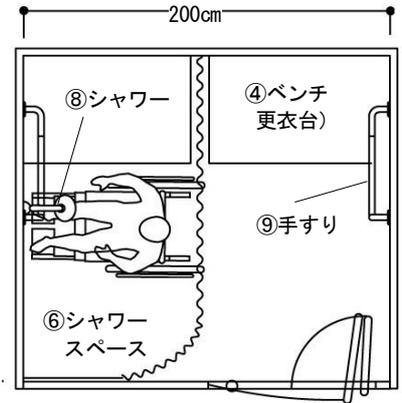
ベンチ、シャワー、手すり



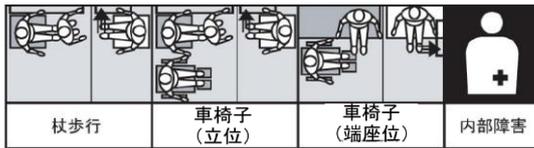
自走式
シャワー用車椅子



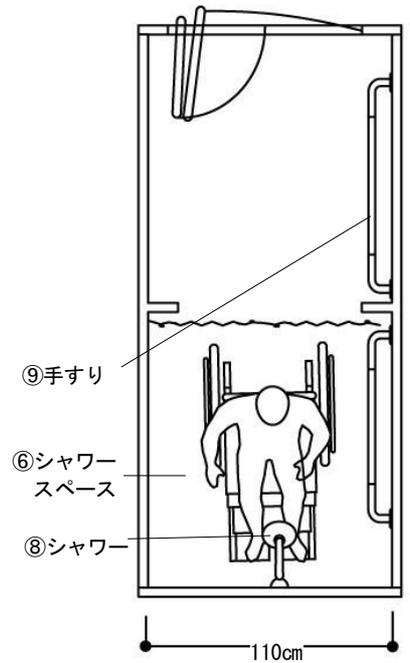
リクライニング式
シャワー用車椅子



●小さめのシャワー室ブース

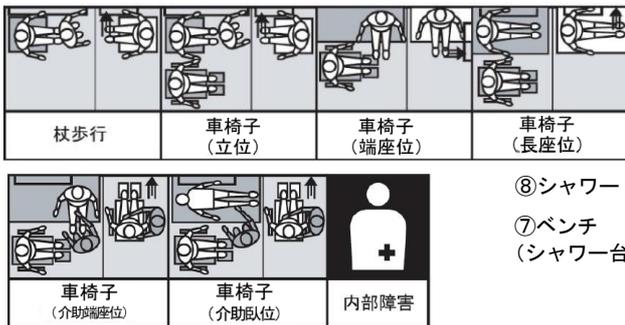


シャワー、手すり



■異性介護用更衣・シャワー室

●更衣・シャワーブースのワンルーム型



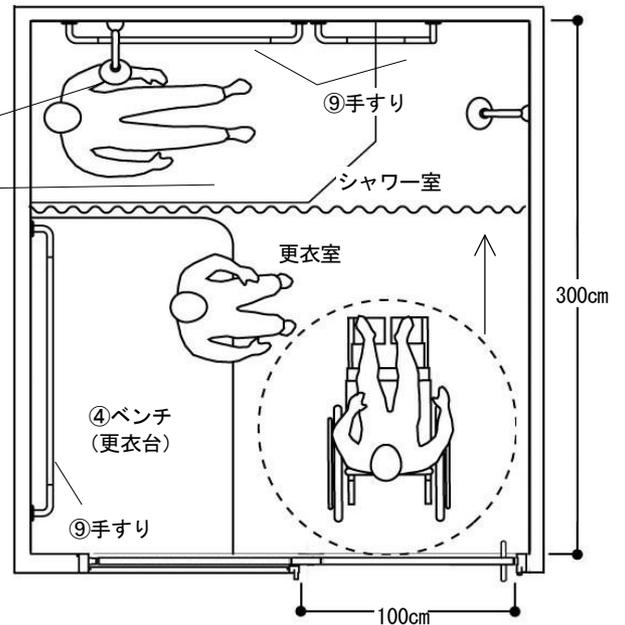
ベンチ、シャワー、手すり



ベンチ、シャワー、手すり



⑧シャワー
⑦ベンチ
(シャワー台)



整備事例

● 出入口幅員とベンチ



- ・長座位で更衣できるベンチがあり、車椅子の回転スペースも確保されている。(ラポール・神奈川県横浜市)

● シャワー室内の手すり



- ・移動用の横手すりが3方にあり、正面に縦手すりがある。
- ・スツールが用意され、シャワーヘッドの高さが調節できる。(ラポール・神奈川県横浜市)

● 個別のシャワー室とスツール



- ・シャワーブースが個室になっており、それぞれにスツールがある。
- ・シャワーヘッドの高さが調節できる。(ラポール・神奈川県横浜市)

● ボタンひとつで注水ができるシャワーヘッド



- ・ボタンひとつで注水ができるシャワーヘッドが設置されている。(ビッグ・アイ・大阪府堺市)

管理、人的対応の留意事項

- ・転倒等の事故を防止するため、整理整頓を徹底し、万一事故が起きた場合の迅速な人的対応を普段から心がける。
- ・シャワー用車椅子やスツールを整備し、衛生管理を徹底する。

基本的考え方

脱衣、移動、入浴、着衣といった一連の入浴動作が円滑に行われるかどうかは、浴室の環境によって大きく左右される。また、人によって身体の負担、転倒等の危険や不安感等が異なるため、以下の点に十分配慮する。

- (1) 浴室は、対象となる建築物の用途、利用者の身体特性、介助の有無等に応じて、小浴室、大浴室、介護浴（機械浴）室等を組み合わせて計画する。
- (2) 脱衣室、洗い場、浴槽への移動が円滑に行えるよう配慮する。特に、更衣や移動の際の転倒防止に留意すること。（段差解消、歩行や立ち座りを補助する手すり、浴槽の手すり、腰掛台等）
- (3) 利用者の身体特性によっては、シャワー用車椅子を用いて安全に入浴ができるようにする。また、介助を必要とする利用者には、必要に応じてリクライニング式のシャワー用車椅子を用いる。

整備基準	浴室	解説図
<p>別表第1の1の表2の項、7の項、10の項、11の項及び14の項の公益的施設に共同浴場（寝室及び客室内部に設けられるものを除く。）を設ける場合においては、次に定める構造の浴室を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 洗い場及び脱衣室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 洗い場及び脱衣室の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 洗い場及び脱衣室の出入口は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p> <p>エ 浴槽、洗い場及び脱衣室には、手すり、腰掛台等を適切な位置に配置すること。</p> <p>オ 洗い場及び脱衣室の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。</p>	<p>→図 15-1 共同浴室</p> <p>→図 15-2 出入口段差解消</p>	

整備基準の解説

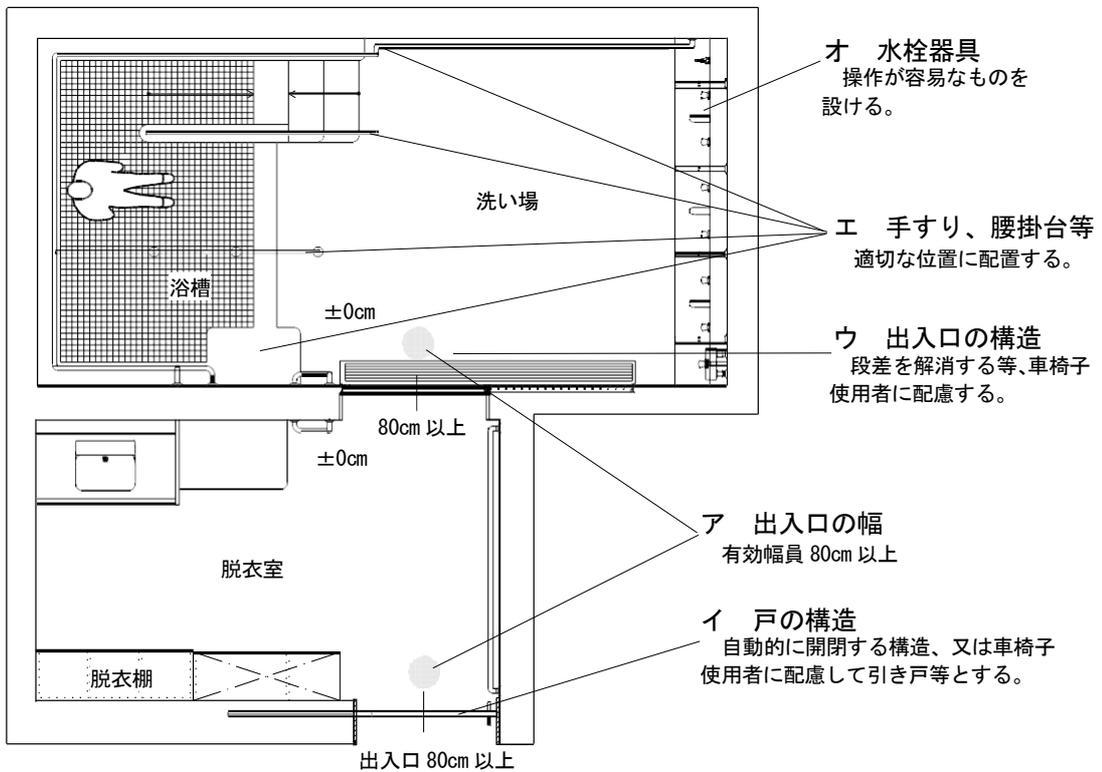
病院等、ホテル等、老人ホーム等、福祉施設等、公衆浴場に共同浴場を設ける場合は、次の構造のものを1以上設ける。

(男女別の場合は各々1以上)

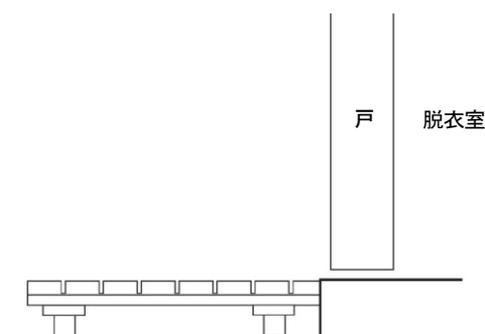
〈適用除外〉

寝室や客室内部に設けられている浴室。

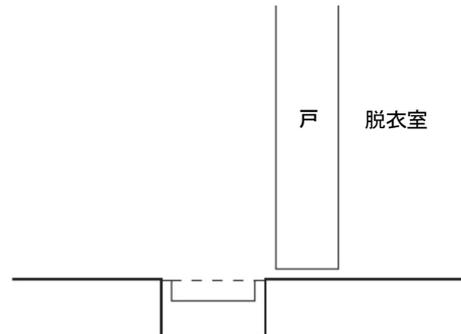
■ 図 15-1 共同浴室



■ 図 15-2 出入口段差解消
すのこの場合



グレーチングの場合



動作特性

※ここでは、高齢者や障害のある人等の入浴動作を、ピクトグラム（絵文字）で表し、後述の「設計上の配慮事項」において、利用可能な対象者の範囲を示している。

●立位移乗による杖歩行者の入浴動作（またいで浴槽に入る場合）

・手すりにつかまりながら移動し、浴槽をまたいで入る。



●立位移乗による杖歩行者の入浴動作（腰掛けて浴槽に入る場合）

・手すりにつかまりながら移動し、浴槽の縁に腰掛けて浴槽に入る。



●端座位移乗による車椅子使用者の入浴動作

・シャワー用車椅子で浴槽まで移動し、浴槽の縁（または洗い場から浴槽までつながったベンチ等）に移乗して浴槽に入る。



●長座位移乗による車椅子使用者の入浴動作

・脱衣室から洗い場、浴槽にかけてベンチが連続している場合は、その間をずって移動して浴槽に入る。



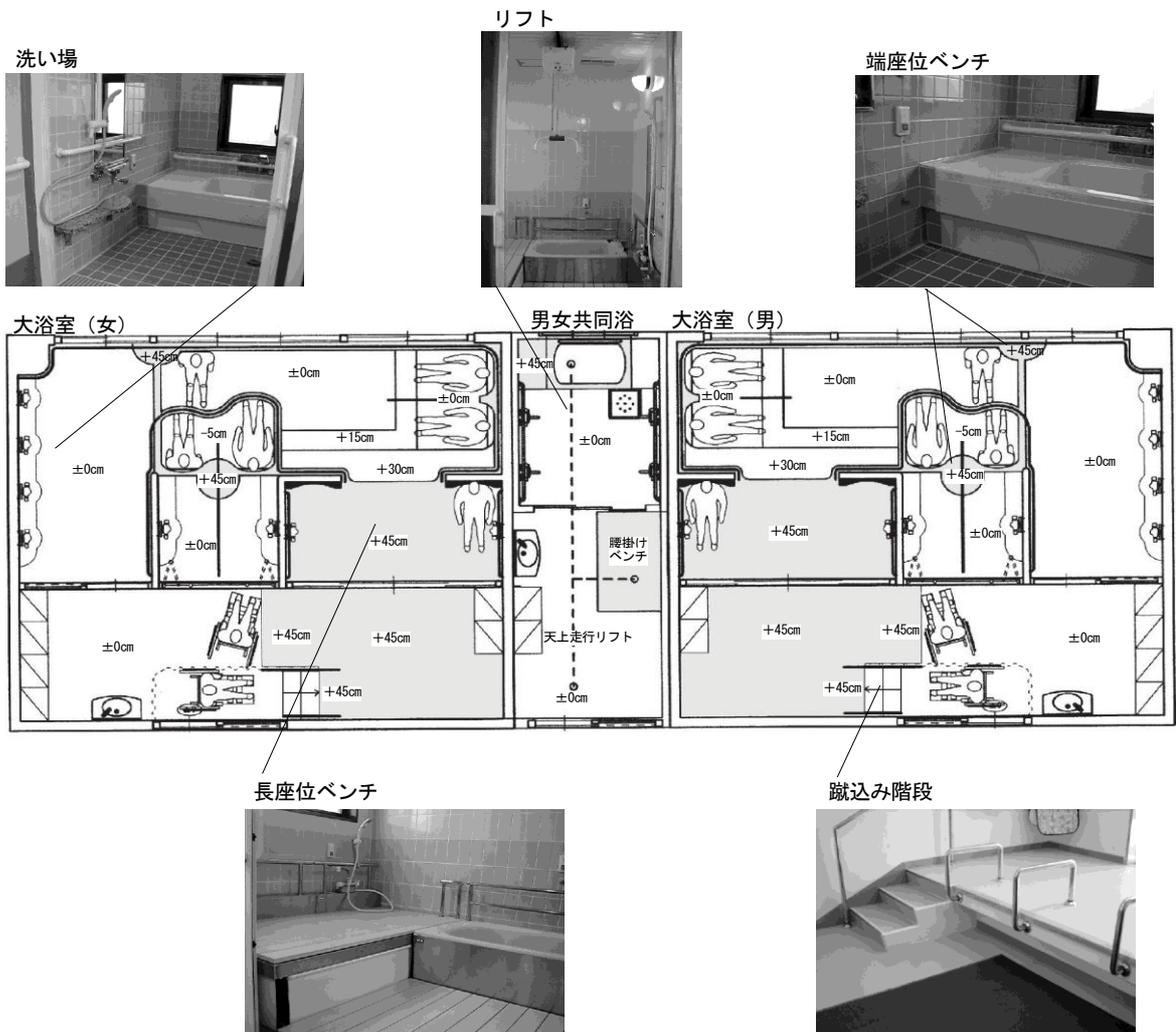
設計図内の番号	視覚障害	聴覚障害	内部障害
	見えにくい(弱視/色盲)	見えない(全盲)	聞こえにくい
緊急通報ボタン	—	・確認ランプ付呼出装置等を、更衣室、シャワー室の双方に設け、事務所には警報盤を設ける。 ・音声案内設備を設ける。	・緊急通報が確認できるフラッシュライト等を設置する。
認識しやすい設備・備品	—	・周囲の壁等と浴槽、手すり、水栓器具、スツール、洗面器等の設備、備品等は、周囲の壁等と認識しやすい色相と明度とする。	

設計上の配慮事項（設計箇所別）

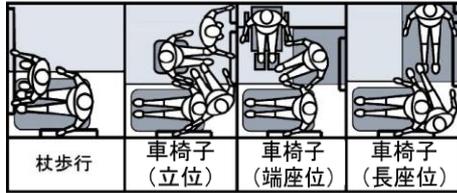
※ここでは、設計箇所別に配慮事項を示している。

浴室

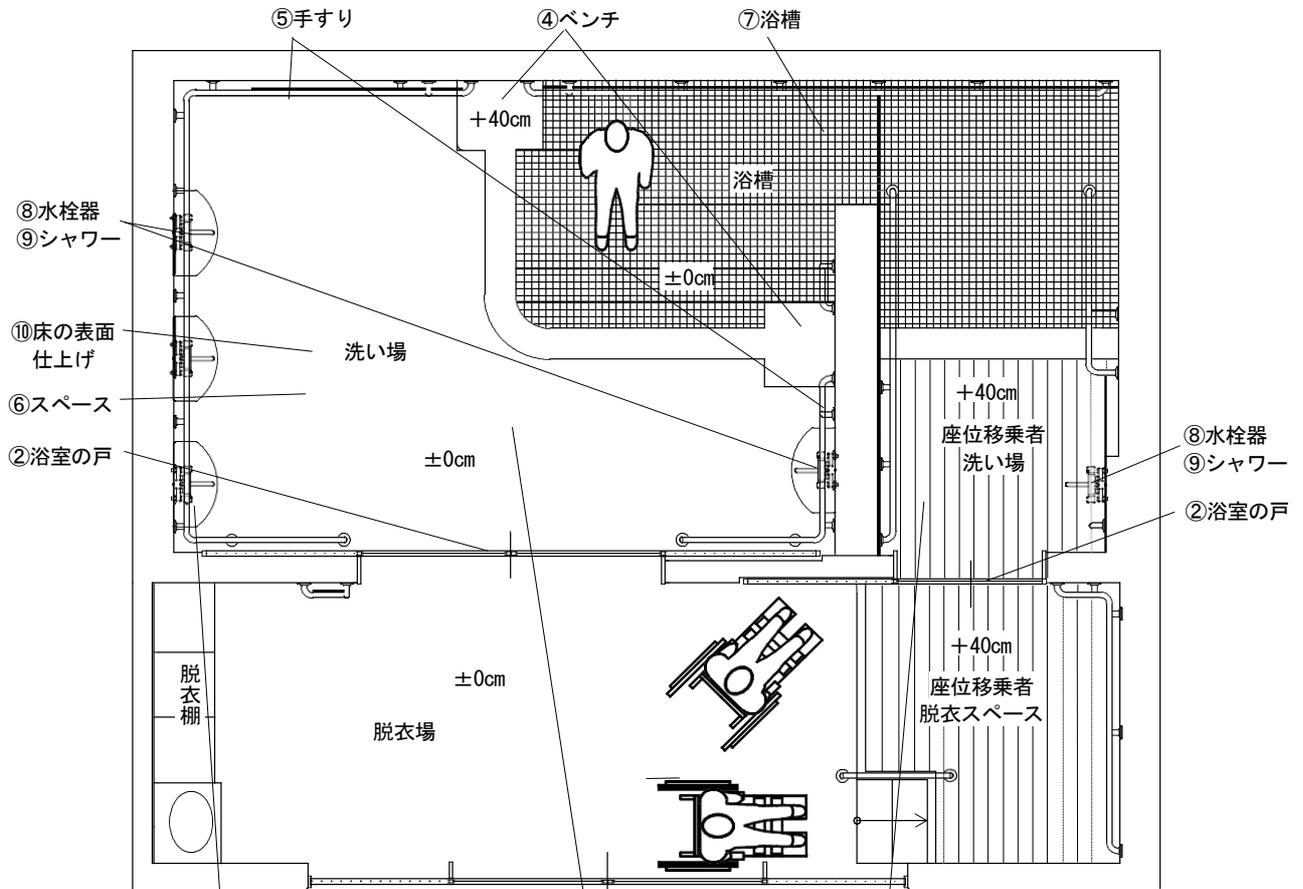
- ・公衆浴場、スポーツ施設、宿泊施設等における共同の大浴室は、より多くの人が利用できるよう配慮する。それでも対応できない場合は、その身体特性に応じた特殊浴室を併設することが望ましい。
- ・異性介助を要する利用者に対して、男女共用浴室を用意することが望ましい。
- ・高齢者、障害者施設の浴室を設計する場合は、入居者の入浴動作及び介助方法等について、綿密に検討して計画する。



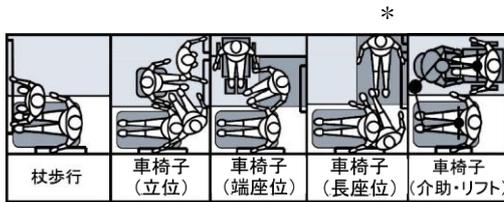
■大浴室



- ・不特定かつ多数の者が利用する浴室であっても、本項で示した入浴の動作特性（2-102頁）を参考に設計することで、より多くの人に対応した大浴室の設計が可能となる。
- ・更衣室から洗い場及び浴室までは段差を設けず、移動距離を短くし、手すり等による歩行補助や誘導も考慮する。
- ・下図の中央から左側のエリアは、主に歩行及びシャワー用車椅子で移動して入浴する場合、右側のエリアは座位で移動して入浴する場合の脱衣、浴室環境の例である。

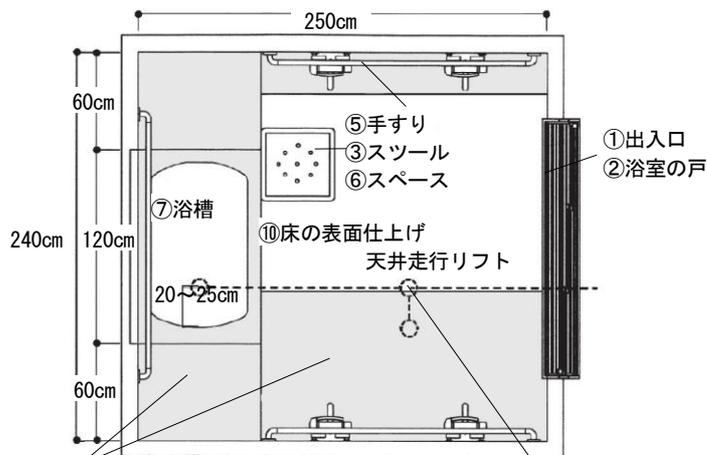


■多目的浴室（男女共用浴室、医療・福祉機関等特定利用者環境等の浴室）



*ベンチを使用した場合に入浴可能。

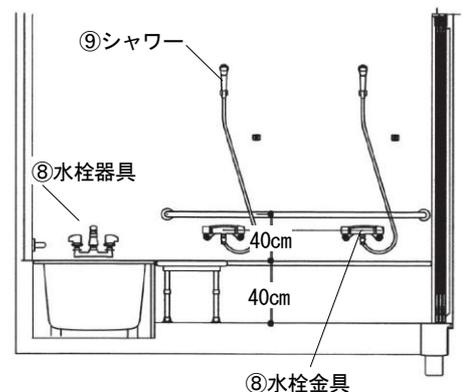
- ・大浴室に男女共同（異性介助）浴室を併設する場合や、医療・福祉施設等に浴室を設ける場合は、利用者の動作特性及び介助動作等を十分に把握し、より多くの人が入浴できるように設計する。
- ・入浴介助の中でも移乗、移動の介助は最も負担が大きいため、リフト等の設置も検討する。



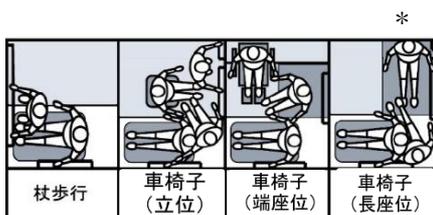
ベンチ
 洗い場、更衣スペースに高さ40～45 cm程度のベンチを設置することで、端座位や長座位移乗タイプの入浴が可能になる。



リフト
 介助を要する場合は、リフトを設置することで、介助移乗タイプの介助負担が軽減する。

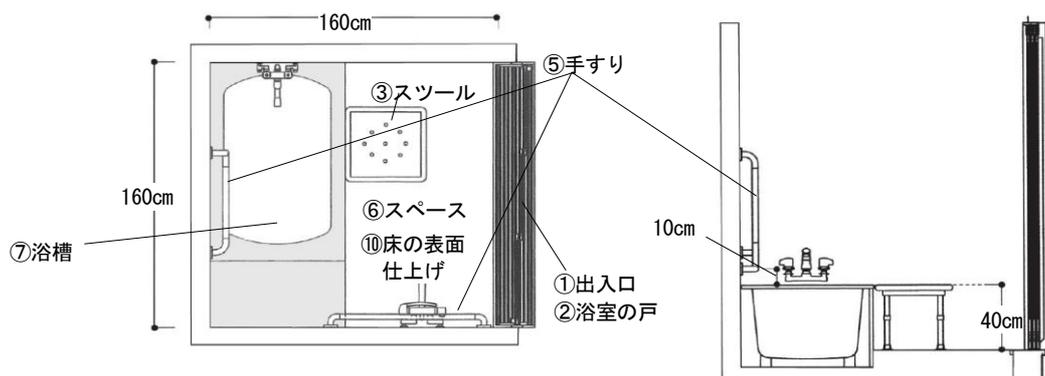


■小規模浴室（宿泊施設等の浴室）



*ベンチを使用した場合に入浴可能。

- ・宿泊施設においては、大浴室の付近に車椅子使用者等に配慮した男女共用（異性介助）浴室を設けるとともに、客室においても段差解消、手すりやスツールの設置等を行うことが望ましい。より多くの身体特性の人が利用可能なように設計することが望ましい。
- ・用具等を利用することで多くの身体特性が利用可能となるような設計であることが望ましい。



整備事例

●使いやすい手すり、腰掛け台、浴槽の配置



・脱衣場から連続した腰掛け台まで連続した手すりが設置されている。(いしかわ特別支援学校・金沢市)



・浴槽横の台に腰掛けて浴槽への出入りができる。(錦城学園・加賀市)

●浴槽の出入りの手すりと腰掛け台



・脱衣場から洗い場への連続した手すりにより移動がしやすい。(錦城学園・加賀市)



・腰掛け台と手すりを利用した浴槽への出入りがしやすい。(錦城学園・加賀市)

●スツールと手すり



・すべての洗い場にスツールと手すりが設置されている。(青山彩光苑・七尾市)

●リクライニング式シャワー用車椅子



・介助を必要とする利用者のために、リクライニング式シャワー用車椅子を準備している。(石川県リハビリテーションセンターほっとあんしんの家・金沢市)



・水栓の高さが異なる2種類の洗い場を設けている。
(白峰温泉総湯・白山市)

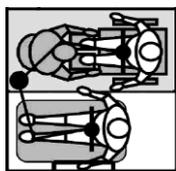


・介護者と並んで利用できる洗い場を設けている
(白峰温泉総湯・白山市)

特定利用者の入浴動作及び事例

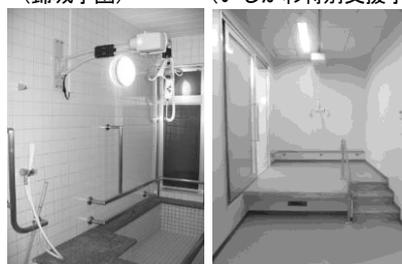
※利用者が特定される建築物では、利用者の入浴動作特性及び介助動作等を十分考慮した設計をすることが重要である。ここでは、よく見られる特定利用者の入浴動作と設備の事例を示す。

● リフトによる入浴動作



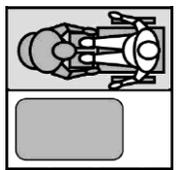
設置型リフト
(錦城学園)

天井走行リフト
(いしかわ特別支援学校)



● 医療・福祉施設で利用される機械浴

・機械浴の場合、利用者に不安や負担をかけないように、シャワー用車椅子を上昇させる方式を避けるとともに、常にシャワー用車椅子にのったまま入浴できる方式が望ましい。



浴室機械浴の例



管理、人的対応の留意事項

- ・転倒等の事故を避けるため、整理整頓を徹底し、万一事故が起きた場合の迅速な人的対応を普段から心がける。
- ・長座位での更衣やシャワー、浴槽までの移動を可能にするベンチを整備する。ただし、必要のないときには収納できるよう、ベンチは可動式にしてもよい。

16 | ホテル又は旅館の客室

基本的考え方

楽しく快適な旅をするには、ホテルや旅館等の宿泊施設において、誰もが安全かつ安心して滞在できる環境整備が必要である。

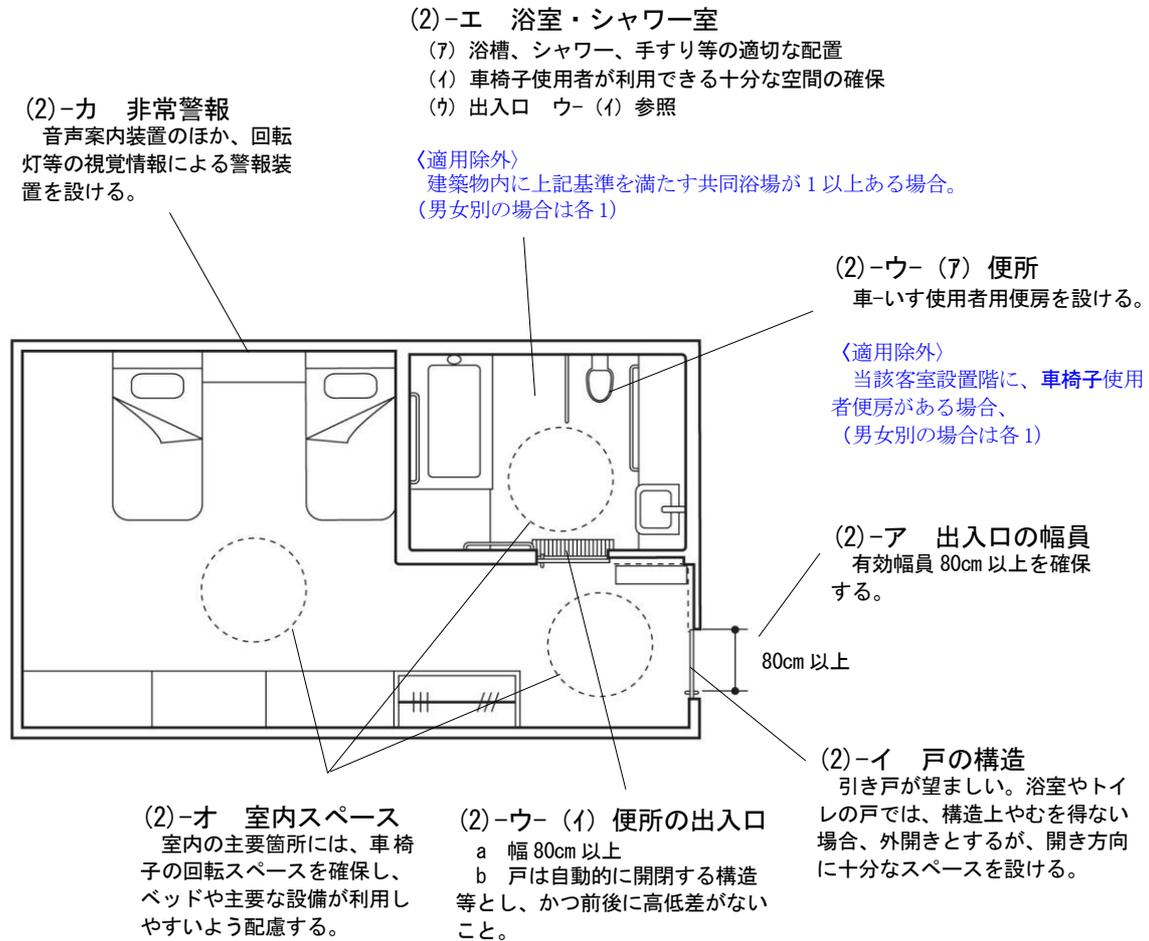
車椅子利用者、視覚・聴覚障害者等に十分配慮した客室を一箇所以上設けるとともに、それ以外の客室についても、高齢者や障害のある人等の利用に配慮した段差解消や手すり等を整備することが望ましい。

整備基準	ホテル又は旅館の客室	解説図
	<p>(1) 別表第1の1の表7の項の公益的施設で客室の総数が30以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下「車椅子利用者用客室」という。)を客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けること。</p> <p>(2) 車椅子利用者用客室は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車椅子利用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 便所内に車椅子利用者用便房を設けること。</p> <p>(イ) 車椅子利用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子利用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 浴室又はシャワー室(以下この項において「浴室等」という。)は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 出入口は、ウ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>オ 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるように十分な面積が確保されていること。</p> <p>カ 室内には、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせる装置を設けること。</p>	<p>→図 16-1 車椅子利用者等の客室</p>

整備基準の解説

(1) 客室の総数が30以上あるホテルや旅館は、「車椅子利用者用客室」を1以上設ける。

■ 図 16-1 車椅子利用者等の客室

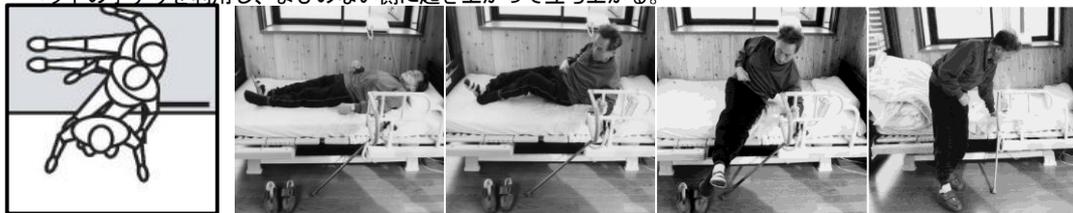


動作特性

※ここでは、高齢者や障害のある人等の起居動作をピクトグラム（絵文字）で表わし、後述の「設計上の配慮事項」において動作特性別、設計箇所別の配慮事項を示している。

●立位移乗による杖歩行者の起居動作

- ・ベッドの手すりを利用し、まひのない側に起き上がって立ち上がる。



●立位移乗による車椅子使用者の起居、移乗動作

- ・ベッドの手すりを利用し、まひのない側に起き上がり、いったん立ち上がって車椅子に移乗する。



●座位移乗による車椅子利用者の起居、移乗動作

- ・ベッドに対して車椅子をほぼ平行に配置し、横にずって移乗する。



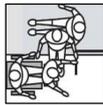
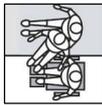
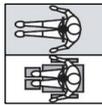
●介助移乗による車椅子利用者の起居、移乗動作（リフト利用による介助）

- ・一人の介助者でも移乗できるよう、リフトを用いて介助する。



設計上の配慮事項（動作特性格別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性格別の「設計上の配慮事項」を示している。

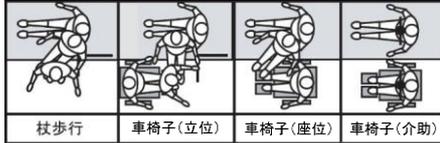
設計図内の番号	肢体不自由		
			
	立位移乗	座位移乗	
	杖歩行	歩行器等	
		車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）	
			
			
出入口	①	<ul style="list-style-type: none"> 出入口は、有効幅員 80cm 以上を確保する。出入口前後に車椅子使用者が直進でき、回転できる空間（直径 150 cm 以上）を設けることが望ましい。通路は段差をなくし、戸の構造に配慮する。 客室入口には、高齢者や障害のある人等がわかりやすいような部屋番号、室名等を表示する。 	
洋室	ベッド	②	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子からの移乗を考慮し、昇降式ベッドの設置が望ましいが、無理であれば、マットレス上面の座面の高さを 40~45cm 程度とする。 ベッドの下部に車椅子のフットサポートが入るものとし、手すりの設置が可能なベッドが望ましい。
	床の表面仕上げ	③	<ul style="list-style-type: none"> 濡れても滑りにくく、かつ転倒の際の危険防止に配慮する。 毛足の長いじゅうたんは、移動に支障があり、転倒の原因にもなりやすいので避ける。
	スペース	④	<ul style="list-style-type: none"> ベッド側面には、車椅子の回転スペースを確保する。
	リフト	⑤	<ul style="list-style-type: none"> 移乗を考慮したリフトの設置が望ましい。
	照明	⑥	<ul style="list-style-type: none"> ベッド上で点滅できるものとする。
	コンセント、スイッチ類	⑦	<ul style="list-style-type: none"> 立位および車椅子での操作がしやすい高さ（40~110 cm 程度）及び位置とし、ベッド上でも操作できることが望ましい。
	収納棚	⑧	<ul style="list-style-type: none"> 立位および車椅子での使用に適する高さ（下端 30 cm 程度）及び位置とすることが望ましく、車椅子のフットサポートが進入できるものが望ましい。
和室	⑨	<ul style="list-style-type: none"> 客室内に和室を設ける場合は、車椅子から和室へ容易に移乗できるように、高さや手すりの設置等に配慮する。 	
客室内の便所、浴室、洗面所	⑩	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者にも利用しやすい環境とする。「12 便所」2-74 頁、「13 洗面所」2-86 頁、「15 浴室」2-100 頁参照。 障害によって、左右の使い勝手を選択できるよう、各部屋にバリエーションをもつことが望ましい。 	
補助犬対応	⑪	<ul style="list-style-type: none"> 補助犬（介助犬）のリードフックやえさ用のボール等の貸出、排泄場所の確保等を考慮する。 	
緊急通報装置	⑫	<ul style="list-style-type: none"> 室内、便所、浴室の主要箇所に設けることが望ましい。 	

設計図内の番号	視覚障害	聴覚障害
		
	見えにくい（弱視/色盲）	聞こえにくい
	見えない（全盲）	聞こえない
客室表示	⑬	<ul style="list-style-type: none"> 客室入口には、点字（墨字併記）、凸文字、触知図等による表示を行う。
開錠、施錠	⑭	<ul style="list-style-type: none"> カードキーを円滑に利用することが困難なため、開錠、施錠が音等でわかることが望ましい。
コンセント、スイッチ類	⑦	<ul style="list-style-type: none"> スイッチ類を設ける場合、同一施設内では設置位置を統一する事が望ましい。
補助犬対応	⑪	<ul style="list-style-type: none"> 補助犬（盲導犬・聴導犬）のリードフックやえさ用のボール等の貸出、排泄場所の確保等を考慮する。
緊急通報装置	⑫	<ul style="list-style-type: none"> フラッシュライト及びバイブレーターにより情報伝達する非常警報装置を設置または貸出する。
振動呼出装置	⑮	<ul style="list-style-type: none"> ドアのノックやドアチャイムが聞こえないため、戸を半開きにして眠ることが多いが、プライバシーや防犯の点から、ノック、ドアチャイムの音に反応して光や振動等で知らせる福祉用具を設置または貸出する。
FAX等の設備	⑯	<ul style="list-style-type: none"> 電話器に聴覚障害者ダイヤルや点滅灯付音量増幅装置、FAX等を設けることが望ましい。
文字放送対応テレビ	⑰	<ul style="list-style-type: none"> 客室内にテレビを設置する場合には、文字放送に対応できるものとする。

設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■多機能客室



・車椅子対応客室の数は、次の式により一箇所以上確保することが望ましい。

$A \leq 200$ の場合： $A \times 1/50$

$200 < A$ の場合： $A \times 1/100 + 2$ (A：客室の総数)

12 便所 2-74 頁、15 浴室 2-100 頁
13 洗面所 2-86 頁参照

②ベッド



⑩客室内の便所、浴室、洗面所

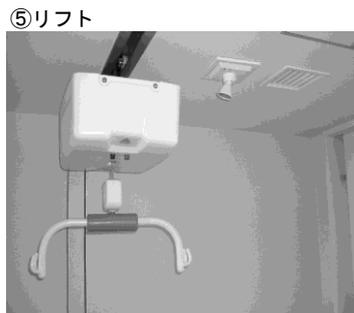
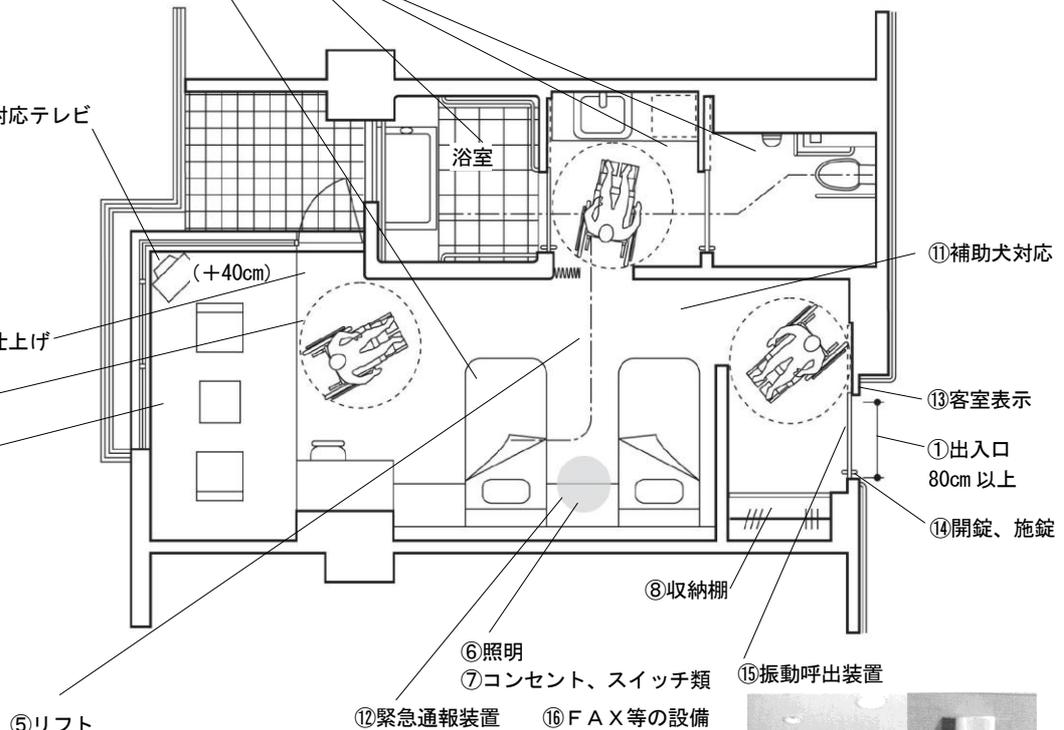


⑪文字放送対応テレビ

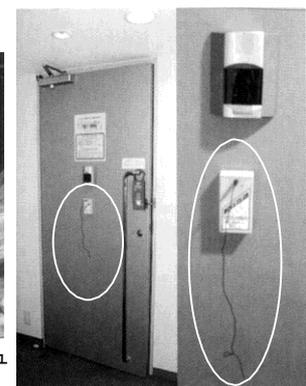
③床の表面仕上げ

④スペース

⑨和室

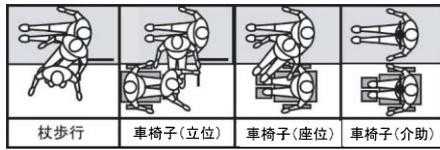


FAXもできる電話筆談機 フラッシュランプバイブレーター付)



■ 車椅子対応客室

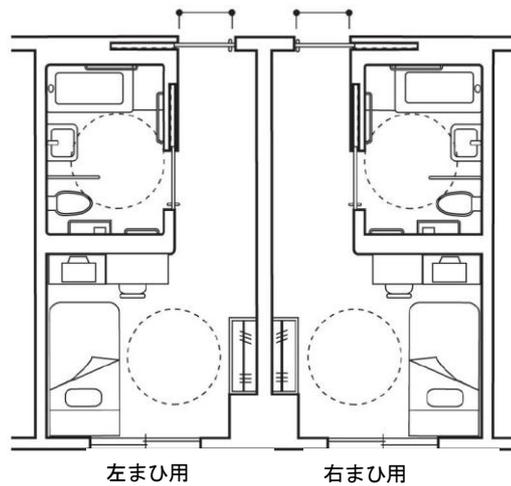
・ 右まひ用、左まひ用のそれぞれに対応できる客室であることが望ましい。



80cm 以上 80cm 以上



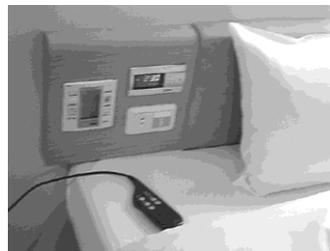
トイレの出入口



クローゼット

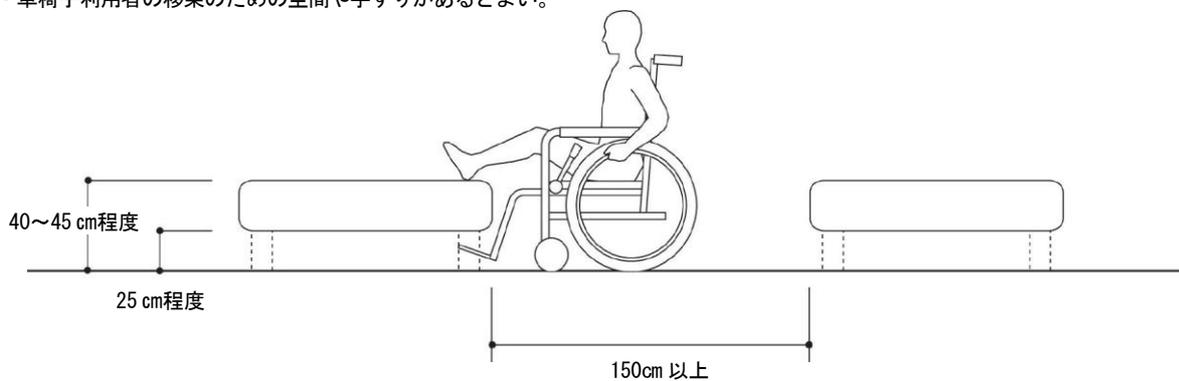


スイッチ類、リモコン



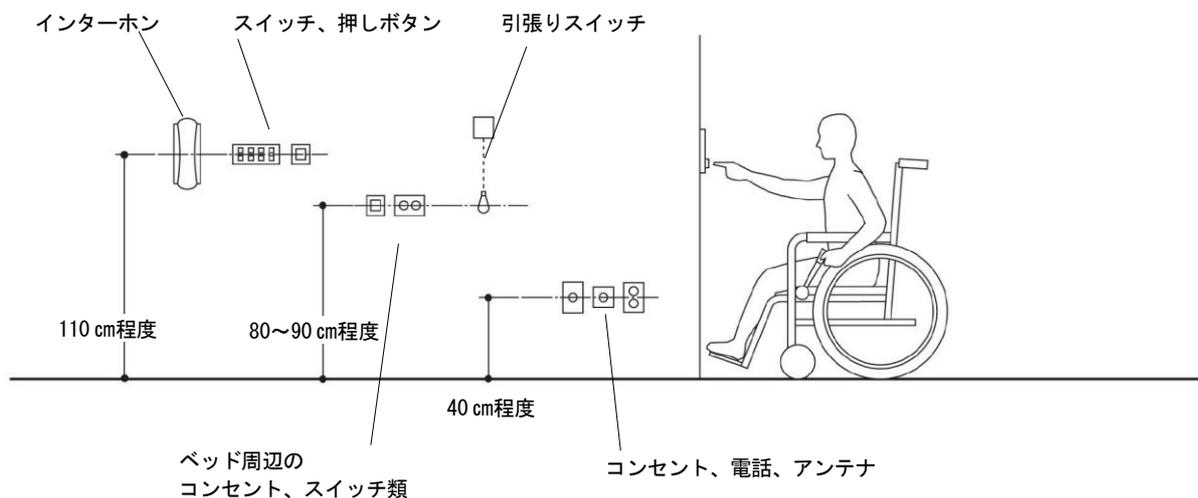
■ ベッドの仕様

・ 車椅子利用者の移乗のための空間や手すりがあるとよい。



■ スイッチ等の高さ

・ 車椅子及び立位での操作のしやすさに配慮し、スイッチ等の高さは、40~110cm程度の範囲内とすることが望ましい。
 ・ 鍵は上下2箇所に設ける等工夫する。



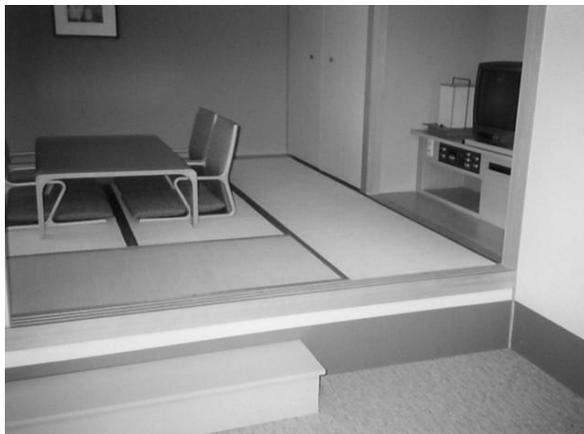
整備事例

●手すりがあるベッド



- ・ベッドに手すりが設置してある。
- ・ベッドの下部に車椅子のフットサポートが入る。
- ・ベッド上でスイッチ操作ができる。
(ビッグ・アイ・大阪府堺市)

●和室



- ・車椅子から移乗しやすい高さの和室が整備されている。
(ビッグ・アイ・大阪府堺市)

●便所、浴室



- ・出入口の有効幅が 80 cm 以上あり、段差がない。
- ・便所と浴室の要所に手すりがあり、移乗しやすい高さのベンチがある。(アイビーフラッツ・福岡県久留米市)

●連続した手すりのある浴室



- ・出入口から浴槽まで連続した手すりがある。
- ・浴槽には、適切な高さで広さのベンチが設置してあるほかスツールも用意してある。
(アイビーフラッツ・福岡県久留米市)

管理、人的対応の留意事項

- ・宿泊機能を持つ施設では、設備の充実はもとより、(社)日本観光協会の「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」等を参考に、従業員による人的対応にも十分心がける。

基本的考え方

劇場、観覧場、映画館、集会所及び公会堂等は、社会参加や文化活動の拠点であり、誰もが利用することを想定し、次の点に配慮する。

- (1) 玄関等から誰もが迷うことなく、安全かつ容易に観客席に到達できるよう、動線や経路等を計画する。
- (2) 不特定かつ多数の者が出入口や通路等に集中する場合が多いため、それらの幅員を十分にとり、特に車椅子利用者用部分とその周辺スペースは十分確保する必要がある。

整備基準 観客席	解説図
<p>(1) 別表第1の1の表3の項及び4の項の公益的施設の客席には、次に掲げる数及び構造の車椅子使用者が利用できる場所（以下「車椅子利用者用部分」という。）を設けること。</p> <p>ア 車椅子利用者用部分の数は、当該客席に設ける座席の数が400以下の場合には2以上、400を超える場合は当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とすること。</p> <p>イ 車椅子利用者用部分の幅は90センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子利用者用部分の床は、平らとすること。</p> <p>エ 車椅子利用者用部分の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講ずること。</p> <p>(2) 別表第1の1の表3の項及び4の項の公益的施設の客席の用途に供する部分のバリアフリー経路を構成する出入口から車椅子利用者用部分に至る経路のうち、1以上の経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合は、11の項※に定める構造の傾斜路及び踊場を設けること。</p>	<p>図17-1 車椅子利用者用の客席、観覧席</p>

※11の項とは、「バリアフリー経路を構成する傾斜路」（2-52頁）で規定する基準である。

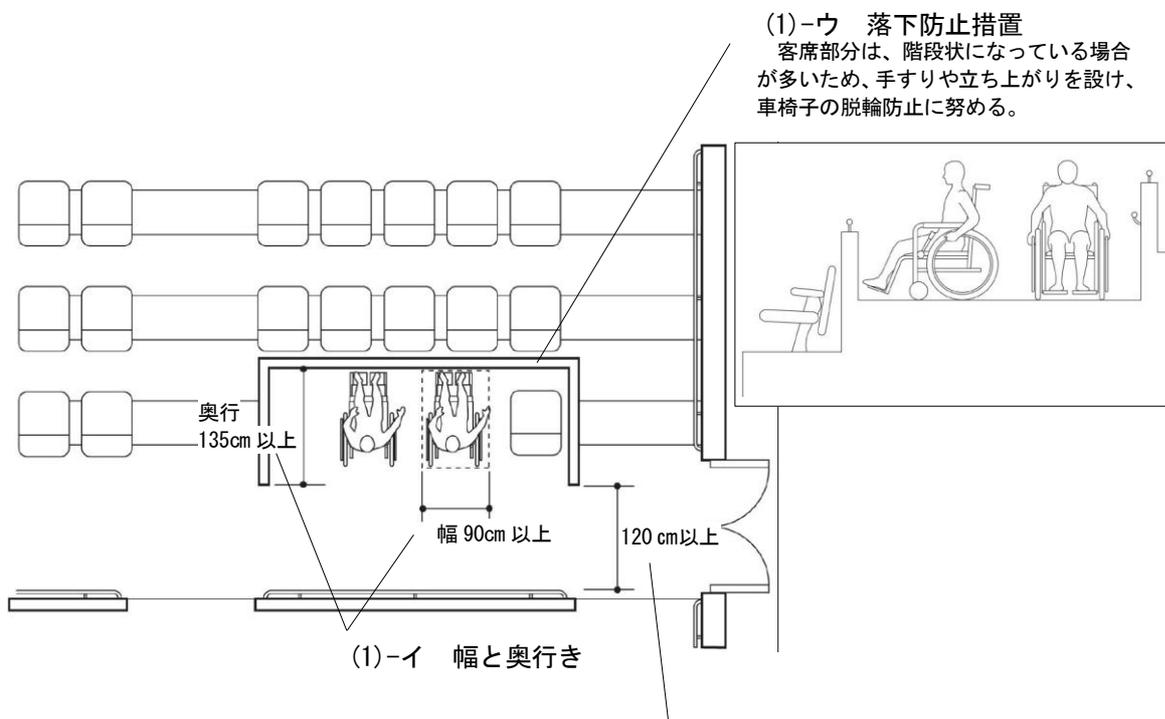
整備基準の解説

(1) 劇場、観覧場、映画館又は演劇場、集会場、公会堂には「車椅子使用者用部分」を設ける。

■ 図 17-1 車椅子使用者用の客席、観覧席

(1) -ア 車椅子使用者用部分の数

(全体の客席)	(車椅子使用者用部分)	車椅子使用者用部分 (401 席以上の場合)
400 席以下	→ 2 席以上	= $x \times 0.5\%$ 端数は切り上げ
401~600 席	→ 3 席以上	
601~800 席	→ 4 席以上	
⋮	⋮	x : 全体の客席数



(2) 経路

バリアフリー経路を構成する出入口から車椅子使用者用部分に至る通路のうち、1 以上を次に定める構造とする。

ア 幅 120cm 以上

イ 高低差がある場合スロープ、踊り場を設ける。

(9 傾斜路及びバリアフリー経路を構成する傾斜路 (2-52 頁) 参照)

設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

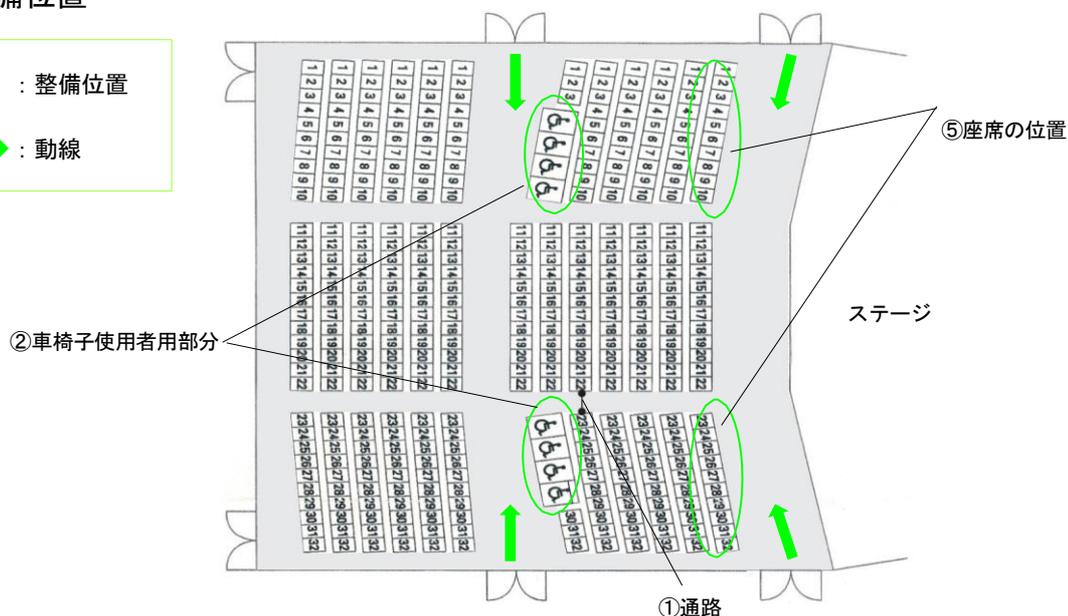
	設計図内の番号	肢体不自由		
		立位移乗	座位移乗	介助移乗
		杖歩行	歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）
通路	①	<ul style="list-style-type: none"> 通路幅は120cmを確保し、床面はできるだけ水平にする。 出入口から車椅子使用者用部分までの通路に高低差がある場合は、「9 傾斜路及びバリアフリー経路を構成する傾斜路」2-52頁を参照する。車椅子使用者用部分の前後には、出入り及び回転ができるスペースを設ける。 		
車椅子使用者用部分	②	<ul style="list-style-type: none"> 設置位置は、出入口に近く、段差のない場所、あるいはスロープで容易に到達できる場所であるとともに、避難しやすく、舞台やスクリーンが見やすい場所とする。座席幅は90cm以上、奥行きは135cm以上確保する。 席数をできるだけ多く確保するため、一般席を取り外し可能な車椅子使用者用部分にしてもよい。 		
手すり、立ち上がり	③	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者用部分の前方及び側方には、必要に応じて転落防止のための手すりや立ち上がりを設置する。 		
座席	④	<ul style="list-style-type: none"> 通路側の座席の肘掛けは、跳ね上げ式や開閉式とすることが望ましい。 座席番号、行、列等は見やすいように、大きさや取付け位置等に配慮する。 		

	設計図内の番号	視覚障害		聴覚障害	
		見えにくい（弱視/色盲）	見えない（全盲）	聞こえにくい	聞こえない
座席の位置	⑤	<ul style="list-style-type: none"> 舞台やスクリーン等が見やすく、出入口に近く、避難しやすい位置とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループ）に近く、手話通訳や字幕が見やすい位置とする。 	
座席の点字表示	⑥	<ul style="list-style-type: none"> 座席の行、列、番号等は点字や凸文字で表示し、墨字併記する。 			
音声、視覚による情報設備	⑦	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者用音声情報案内装置等を設置することが望ましい。 		<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、OHPや要約筆記用プロジェクター、スクリーン、聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループ）やFM補聴装置、赤外線補聴装置等を設けることが望ましい。 	

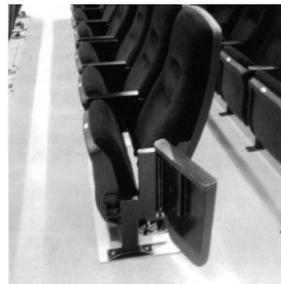
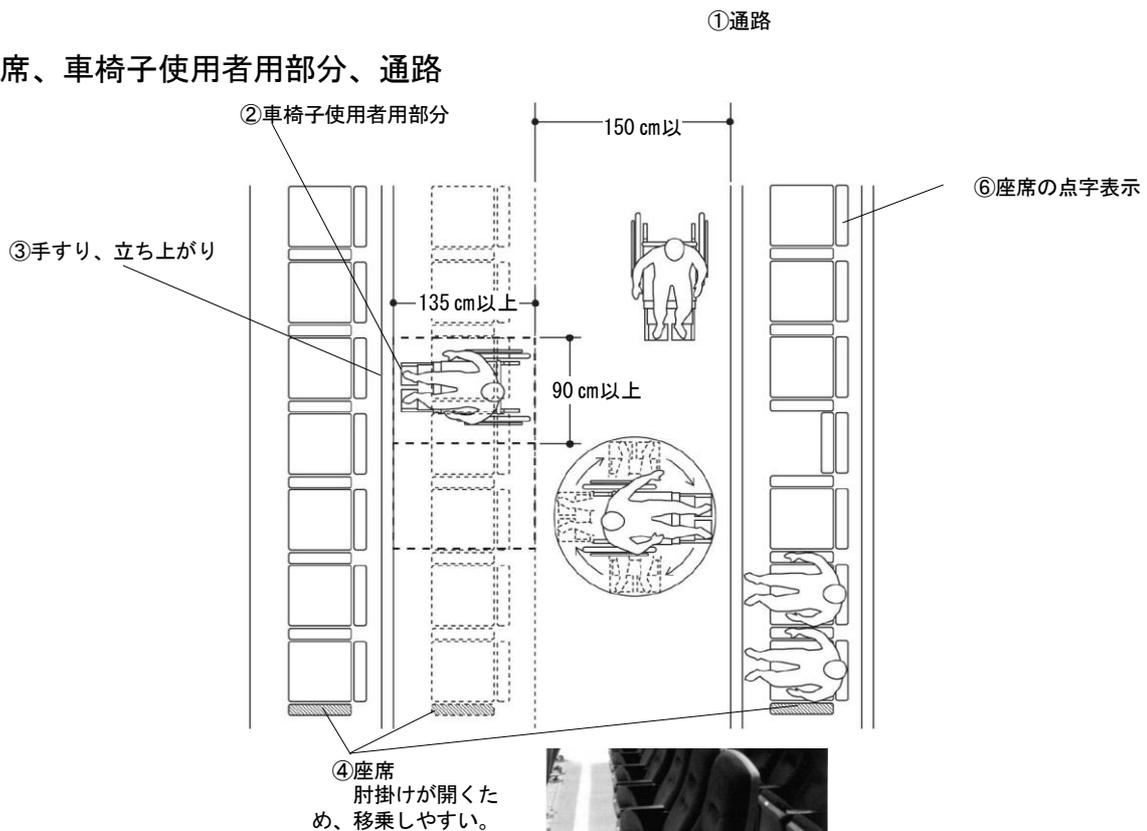
設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■ 整備位置



■観客席、車椅子使用者用部分、通路



■情報伝達の設備

⑦音声、視覚による情報設備

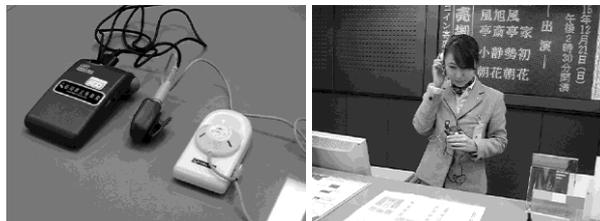
●聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループ）

床下に配線したループアンテナに、マイクからの音声信号を流すと、ループに電磁波が発生し、補聴器に音声を送られる。雑音が入らず他の補聴器等より効果がある。



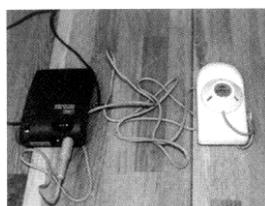
●FM補聴装置（無線式）

FM放送と同じ仕組みで、マイクからの音声をFM波で送り、FM受信機を内蔵した補聴器で聞く。1つのマイクからの音声をいくつかのFM補聴器で受信できる。



●赤外線補聴装置

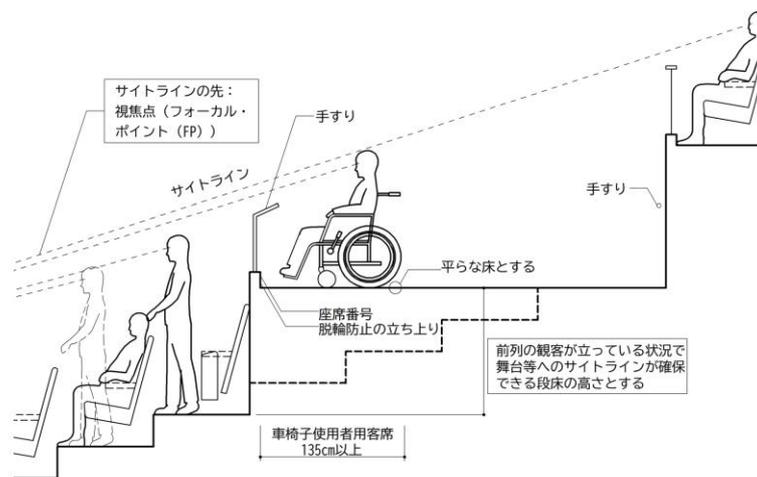
マイクからの音声を、赤外線送信機を通じて送信すると、赤外線が届く範囲にいる人が、ヘッドホン（赤外線受信機内蔵）で聞くことができる。



■ サイトライン

- ・車椅子使用者用部分の段床高さは、周辺の客席と同等に（前列の観客の頭上、又は頭の間かつ肩越しに）舞台等へのサイトラインが確保できるよう計画・検討する。
- ・人体寸法や車椅子の寸法・形状が様々であること、車椅子使用者は姿勢を変えたり席を移動したりすることが困難な場合があることを考慮し、車椅子使用者用部分は、前列の観客の頭上から舞台等へのサイトラインを確保できる構造とする。
- ・スポーツやコンサート等のイベント中に観客が立つことが想定される施設の客席では、車椅子使用者用部分の段床高さは、前列の観客が立っている状況で舞台等へのサイトラインが確保できるよう計画・検討する。
- ・車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法については、「車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法の例」※を参照。

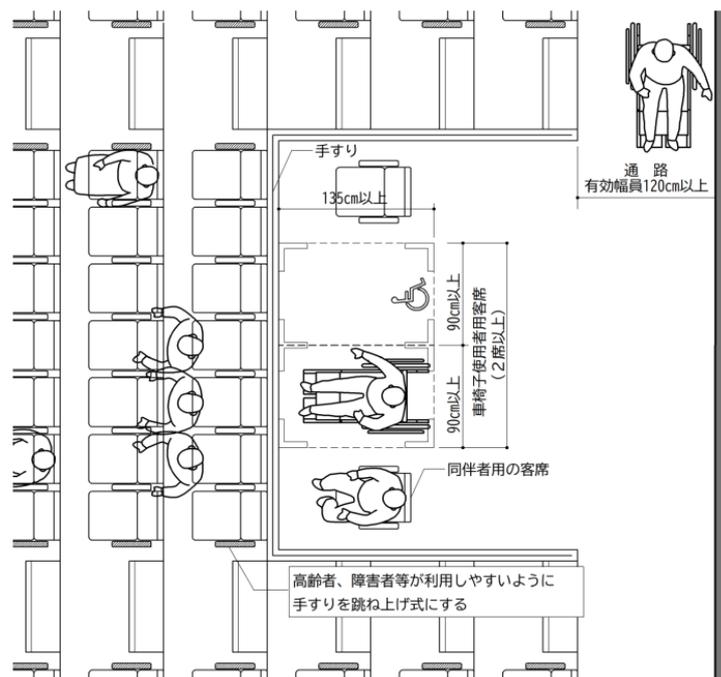
※国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」



■ 同伴者用の客席

- ・車椅子使用者用部分と同じ数以上の同伴者用の客席（スペース）を、車椅子使用者用部分の後ろではなく 横に隣接して設ける。
- ・地方公共団体の火災予防条例等に則り可動椅子の設置が可能な場合には、同伴者用の客席は固定席ではなくスペース（+可動椅子）とする。

<設計例>



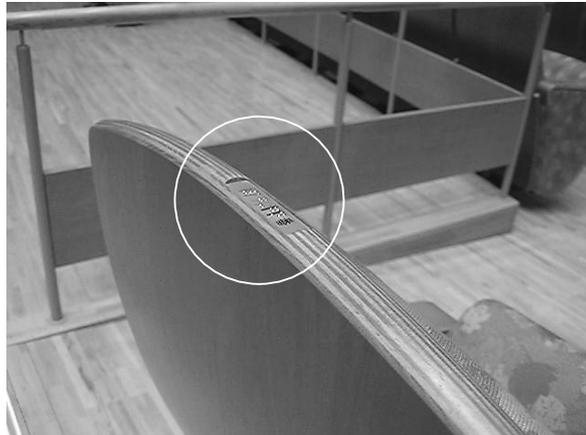
整備事例

● 広い車椅子使用者用部分



- ・幅 340cm、奥行 180cm の車椅子使用者用部分があり、隣接する介助者用の椅子は取り外すこともできる。
(石川県立音楽堂・金沢市)

● 通路側座席の点字



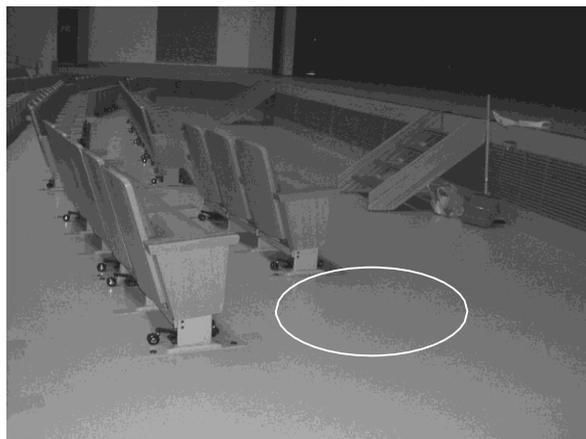
- ・通路側座席背板に点字で座席番号が表示されている。
- ・墨字は、座席周囲のわかりやすい場所に表示されている。
(石川県立音楽堂・金沢市)

● 映画館でヘッドホン貸し出し



- ・耳の聞こえにくい方に、ヘッドホンを貸し出している
(金沢サティ・金沢市)

● 最前列の車椅子使用者用部分



- ・最前列に車椅子使用者用部分を設けている。
(白山市鶴来総合文化会館クレイン・白山市)

管理、人的対応の留意事項

- ・座席への誘導や案内等ができる従業員が、常時配置されていることが望ましい。
- ・視聴覚障害者対応器機は、必要に応じた数を用意し、常に点検整備をしておく。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、音に敏感で静かな環境を望む人や騒がしい環境では情報を聞き分けることが難しい人がいるため、観客席に音的に区画された場所を整備することは有効である。

18 休憩所

基本的考え方

高齢者や妊産婦、乳幼児を連れた人、障害のある人等が、施設内を移動し続けることは大きな負担をとまう。このため、通路やロビー等には立ち座りや車椅子からの移乗がしやすい椅子やベンチ等を設置する。テーブルを設置する場合は、車椅子使用者が共用できるものを採用する。

整備基準 休憩所

解説図

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する、用途面積の合計が500平方メートル以上の施設においては、高齢者、障害者等が休憩できる場所を設けること。

設計上の配慮事項（動作特性格）

※ここでは整備箇所別、動作特性格の「設計上の配慮事項」を示している。

	設計図内の番号	肢体不自由 		
		立位移乗	座位移乗	介助移乗
		杖歩行	歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）
椅子	①	<ul style="list-style-type: none"> 椅子は立ち座りがしやすく、かつ安定したものを選ぶ。（キャスター付きのものは避ける） 		
ベンチ、ソファ	②	<ul style="list-style-type: none"> ベンチやソファの座面高は40~45cm程度とし、立ち座りを補助する肘掛け付きのものを選ぶ。 座面の傾斜が大きく、クッションの柔らかいものは避ける。 		
テーブル	③	<ul style="list-style-type: none"> テーブルを複数設置できる場合は、高さが調整できるものや高さの異なるものを設けることが望ましい。 テーブルは、幕板等がないものとする。 		

設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

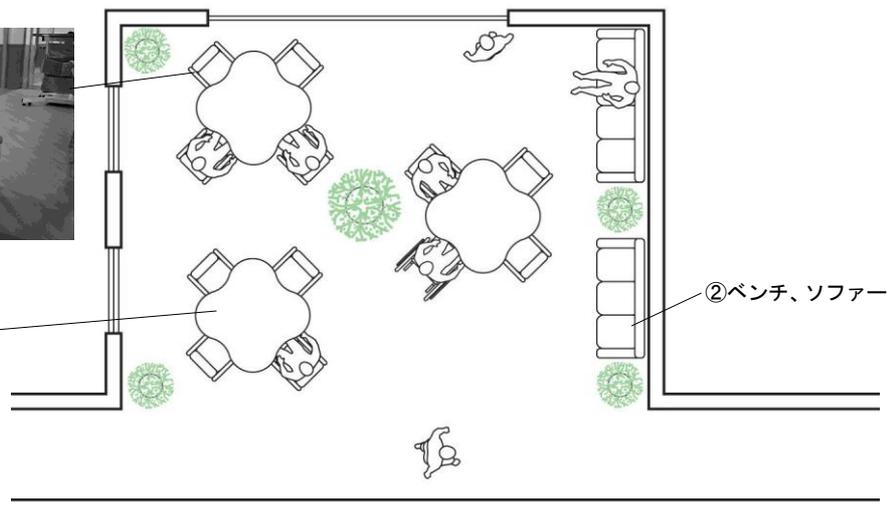
■ 休憩所の例

- 施設の規模、利用人員に応じ、適正な数、位置、規模のものを設置する。
- 授乳所、便所、洗面所の近くに設置することが望ましい。

①椅子



③テーブル



整備事例

●車椅子利用者にも利用しやすい休憩所



・安定した椅子があり、車椅子利用者にも利用しやすい高さのテーブルがある。（穴水ライフサポートセンター・穴水町）

●みんなで利用しやすいテーブルと椅子を設置した休憩空間



・車椅子利用者も近づきやすいテーブル、座幅が広く立ち座りがしやすい椅子を利用することでみんなで利用しやすい休憩空間になっている。
（いしかわ総合スポーツセンター・金沢市）

管理、人的対応の留意事項

- ・休憩所の什器類の配置は、歩行者や車椅子利用者の動線に配慮し、常に整理整頓を心がける。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・高齢者と同様、知的、発達、精神に障害のある人には、疲れやすい人がいるため、休憩のためのベンチ等を設置することが有効であり、ベンチ等は通行の妨げにならず、かつ、玄関ホールや廊下などから確認しやすい場所に設置することが望ましい。

基本的考え方

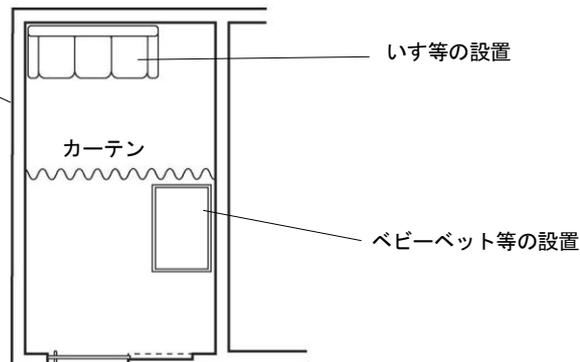
授乳所は、乳児連れの人が利用しやすいように、授乳やおむつ替えのスペース、ベビーカーや手荷物の置き場等に配慮して設計する。また、男性も利用できるように配慮する。

整備基準	授乳所等	解説図
	不特定かつ多数の者が利用する施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものにおいては、授乳等を行える場所を設置し、ベビーベッド、いす又はこれらに代わる設備を設けること。	→図 19-1 授乳所

整備基準の解説

■ 図 19-1 授乳所

2,000 m²以上の建築物に設置



設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

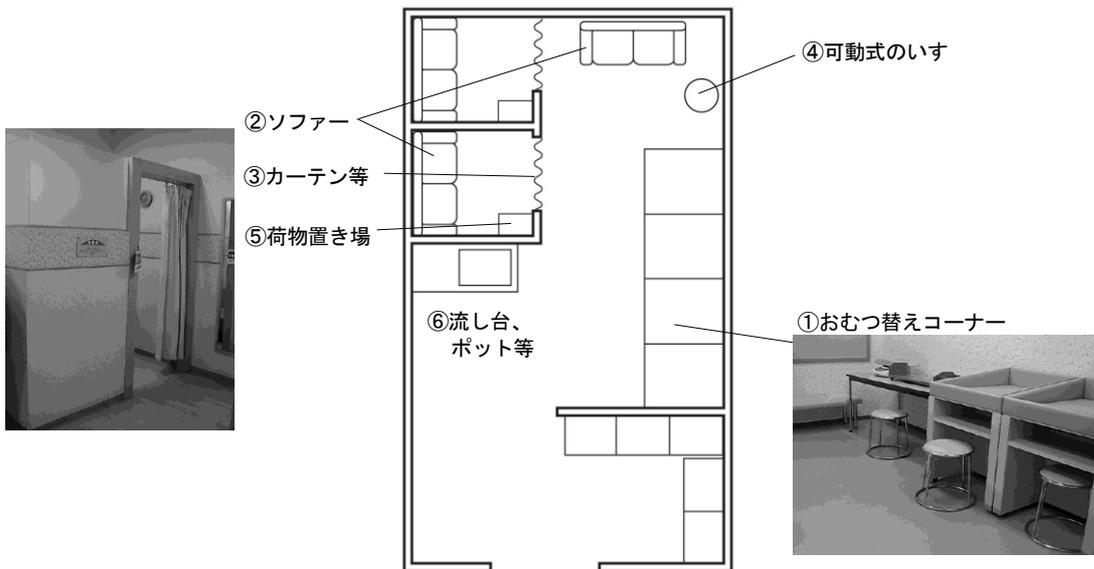
	設計図内の番号	ベビーカー、乳児連れの人
おむつ替えコーナー	①	・おむつを替えることができるコーナーを設ける。
ソファ	②	・ゆったり座って授乳できるようソファを設ける。
カーテン等	③	・授乳スペースには、カーテンやついたて等によりプライバシーを確保する。
可動式はいす	④	・授乳やおむつ替え等を行うことができる可動式はいすを設ける。
荷物置き場	⑤	・授乳スペースの周辺に荷物やベビーカーの置き場を設けることが望ましい。
流し台、ポット等	⑥	・給湯や哺乳瓶の洗浄ができる設備を設け、車椅子使用者も使うことができるよう配慮する。

設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

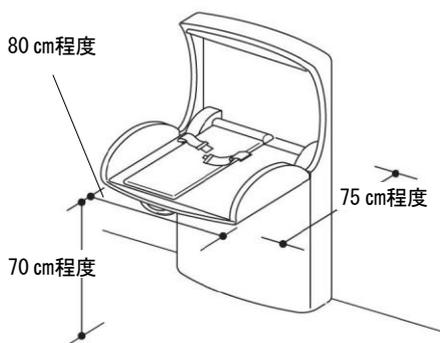
■授乳所

・施設の規模、利用人員に応じ、適切な数、規模のものを設置する。



■乳幼児用ベッド

●壁、床取付タイプ（1.5ヶ月～2歳6ヶ月まで）

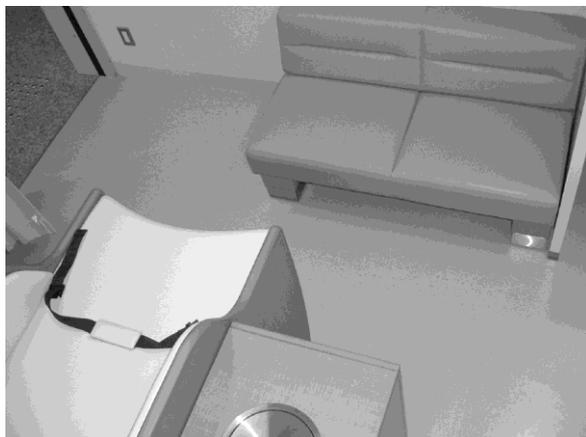


■必要な備品

- ・紙おむつ捨て場
- ・汚物流し
- ・洗面台（手洗器）
- ・給湯器
- ・石けん

整備事例

● ベンチとおむつ替えシート



- ・授乳に使えるベンチがある。
 - ・乳幼児用ベッドには安全ベルトがある。
- (石川県庁・金沢市)

● 充実した赤ちゃんルーム設備



- ・カーテンで区切られた母乳授乳室がある。
 - ・乳幼児用ベッドが多く、ベビーカーでも気軽に利用できる。
- (アル・プラザ津幡・津幡町)

管理、人的対応の留意事項

- ・やむを得ず授乳室を設置できない場合には、接客室や利用していない部屋等を気軽に利用できるように対応する。

基本的考え方

水飲場は、車椅子使用者、視覚障害者、子ども等に利用しやすい構造にするとともに、わかりやすい場所に設置する。

整備基準 水飲場

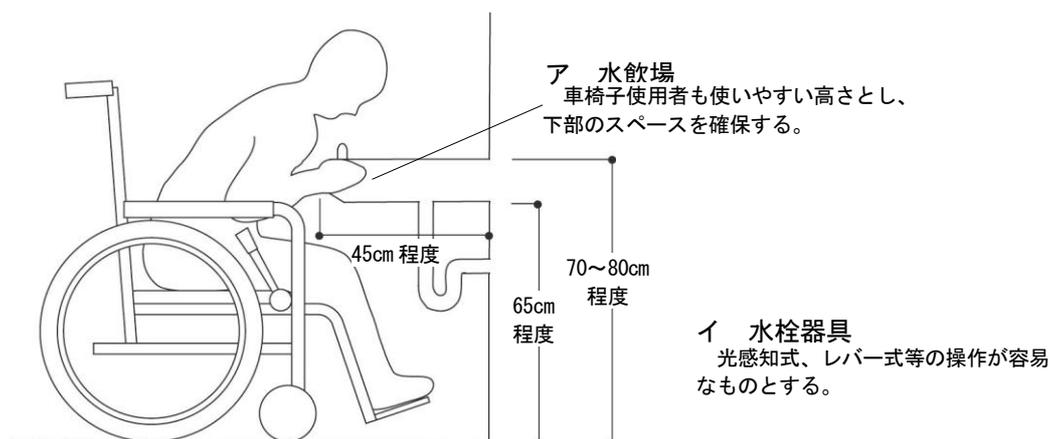
解説図

水飲場を設ける場合においては、次に定める構造とすること。
 ア 水飲場は、車椅子使用者も円滑に利用できるような高さ等に配慮した構造とすること。
 イ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものを設けること。

→図 20-1
水飲場

整備基準の解説

■ 図 20-1 水飲場



設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別に「設計の配慮事項」を示している。

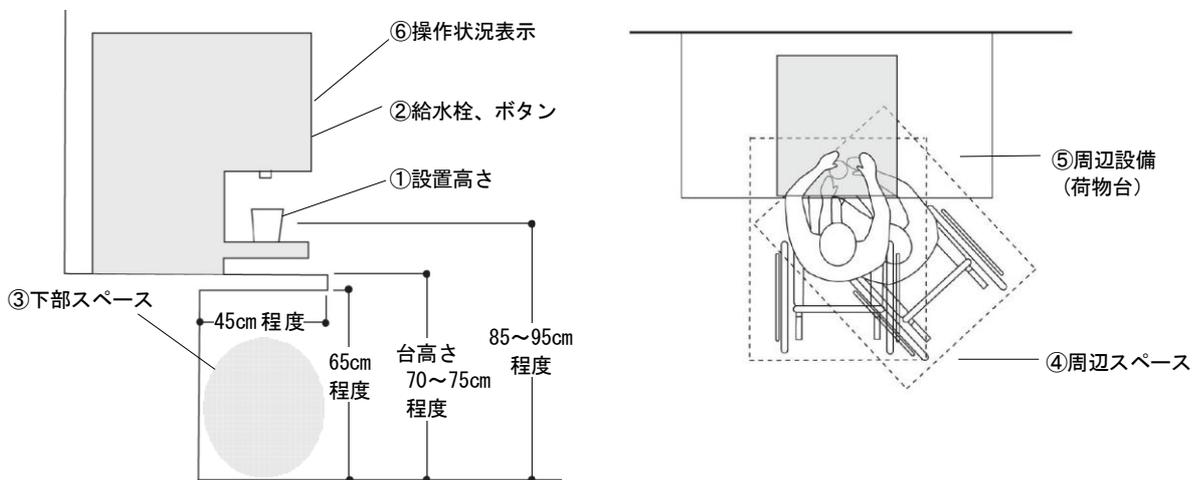
	設計図内の番号	肢体不自由 		
		立位移乗	座位移乗	介助移乗
		杖歩行	歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）
設置高さ	①	・セルフサービスの給水器は、設置台の高さを70~75cm程度、コップ等の位置を85~95cm程度とする。		
給水栓、ボタン	②	・給水栓は、操作が容易な光感知式、レバー式、ボタン式等とし、足踏み式のものとは併設する。		
下部スペース	③	・車椅子使用者の利用に配慮して、下部の高さを65cm程度、奥行を45cm程度とする。		
周辺スペース	④	・車椅子使用者が近づけるスペースを確保し、いろいろな方向からアプローチできるようにする。		
周辺設備	⑤	・荷物を置ける台等を設けることが望ましい。		

設計図内の番号	視覚障害	聴覚障害
	見えにくい(弱視/色盲) みえない(全盲)	聞こえにくい 聞こえない
給水栓、ボタン	② ・セルフサービスの給水器の押しボタン等は、操作方法が単純でわかりやすいものとする。 ・弱視者にもわかりやすい色や形とする。	
操作状況表示	⑥	・セルフサービスの給水器では、給水の完了状況を表示するランプ等を設けることが望ましい。

設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■セルフサービスの給水器の例



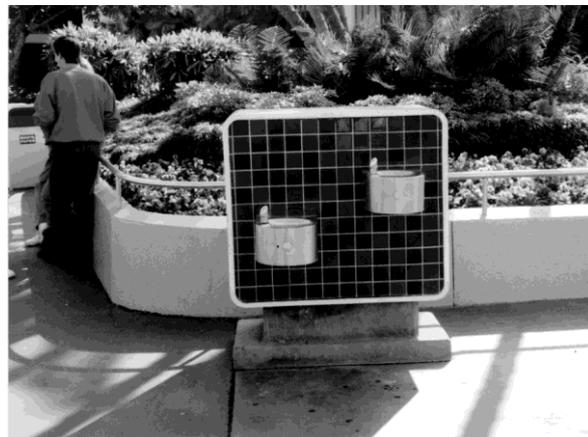
整備事例

● 近づきやすい水飲み場



・高さが2種類あり、下部や周辺のスペースも空いているので、子どもから大人、車椅子利用者にも利用しやすい。(仙台空港・宮城県)

● 高さの違う水飲み場



・高さが2種類あり、子どもから大人、車椅子利用者も利用しやすい。(ディズニーランド・アメリカ)

管理、人的対応の留意事項

- ・水飲み場の周囲及び下部スペースは、車椅子使用者の接近の妨げとなるゴミ箱やベンチ等を設置しない。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、外出先で緊張によりのとが渴きやすい人や薬を飲む人がいるため、玄関ホール、トイレの近くなどに水飲み場を設置し、かつ、わかりやすく設置場所を伝えることが望ましい。

21 改札口及びレジ通路

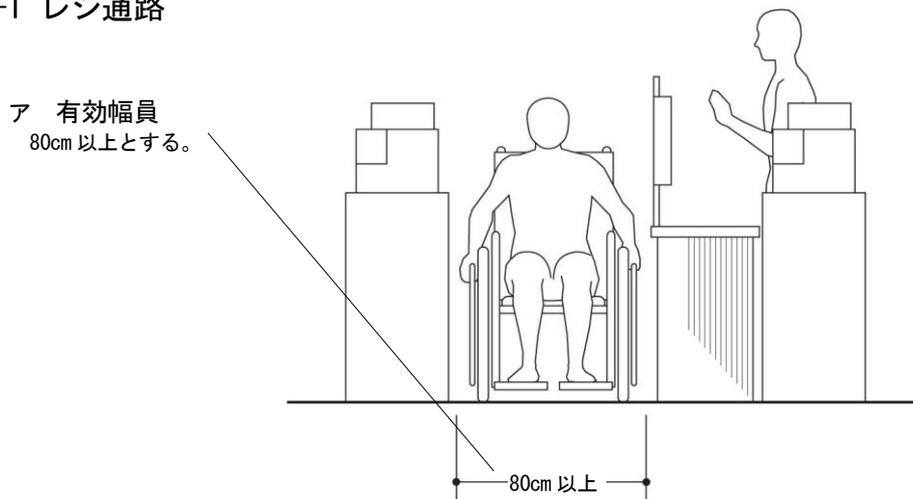
基本的考え方

劇場、映画館等の改札口及びスーパー等のレジカウンターの通路は、車椅子使用者等が円滑に利用できるように整備する必要がある。

整備基準 改札口及びレジ通路	解説図
<p>改札口及びレジ通路を設ける場合においては、1以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p>	<p>→図 21-1 レジ通路</p>

整備基準の解説

■ 図 21-1 レジ通路



イ 構造
段差や傾斜路がないなど車椅子使用者が通りやすい構造とする。

設計上の配慮事項（動作特性格別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性格別の「設計上の配慮事項」を示している。

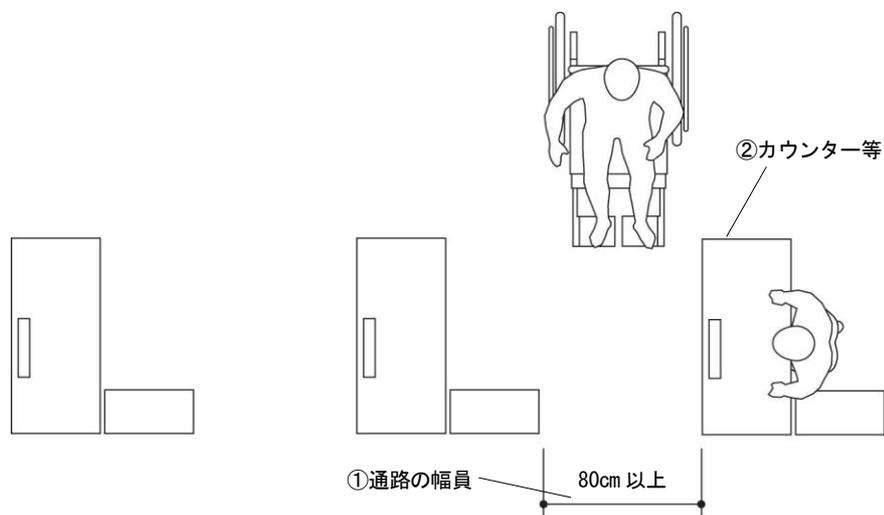
	設計 図内 の 番号	肢体不自由 		
		立位移乗	座位移乗	介助移乗
		杖歩行	歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）
通路の幅員	①	・有効幅員 80 cm以上を確保する。		
カウンター等	②	・車椅子使用者が利用しやすい高さ等に配慮する。		

設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■ レジ通路

- ・車椅子使用者の優先レジを設置し、その旨を表示することが望ましい。



整備事例

●幅の広い車椅子使用者優先レジ



- ・車椅子使用者の優先レジを設置し、有効幅員を80cm以上確保している。（金沢サティ・金沢市）

管理、人的対応の留意事項

- ・レジや改札口までの動線、視覚障害者誘導用ブロック等に、通行を妨げるような障害となるような物を置かない。
- ・視覚障害者等が買い物をする際には、店員の人的対応に心がける。

22 公衆電話台、カウンター及び記載台

基本的考え方

公衆電話・ファックス台、受付カウンター、記載台等は、車椅子使用者が利用しやすい高さの設定や杖を固定する工夫等を行い、多くの人が利用しやすいよう配慮する。

整備基準	公衆電話台、カウンター及び記載台	解説図
	公衆電話台、カウンター及び記載台を設ける場合においては、車椅子使用者も円滑に利用できるよう高さ等に配慮した構造とすること。	—

設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

	設計図内の番号	肢体不自由 		
		立位移乗 杖歩行	歩行器等	座位移乗 車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）
設置位置	—	<ul style="list-style-type: none"> 公衆電話は、玄関ホールや廊下等のわかりやすく使用しやすい位置に設置する。 受話器に音声増幅装置を設置したり、英語表示可能なデジタル公衆電話を設置することが望ましい。 		
車椅子対応公衆電話台、カウンター等	①	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者が利用しやすいよう、公衆電話台やカウンター等の高さは下端寸法 65~70cm 程度、上端寸法 70~75cm 程度、奥行は 45cm 以上とする。公衆電話台におけるプッシュボタンの中心高さは、床から 90~100cm 程度とする。 		
周辺スペース	②	<ul style="list-style-type: none"> 周辺には、車椅子の回転スペースを設ける。 床面は水平であることが望ましい。 		
周辺設備	③	<ul style="list-style-type: none"> 椅子、手すり、杖や傘を掛けられるフック等を設けることが望ましい。 		

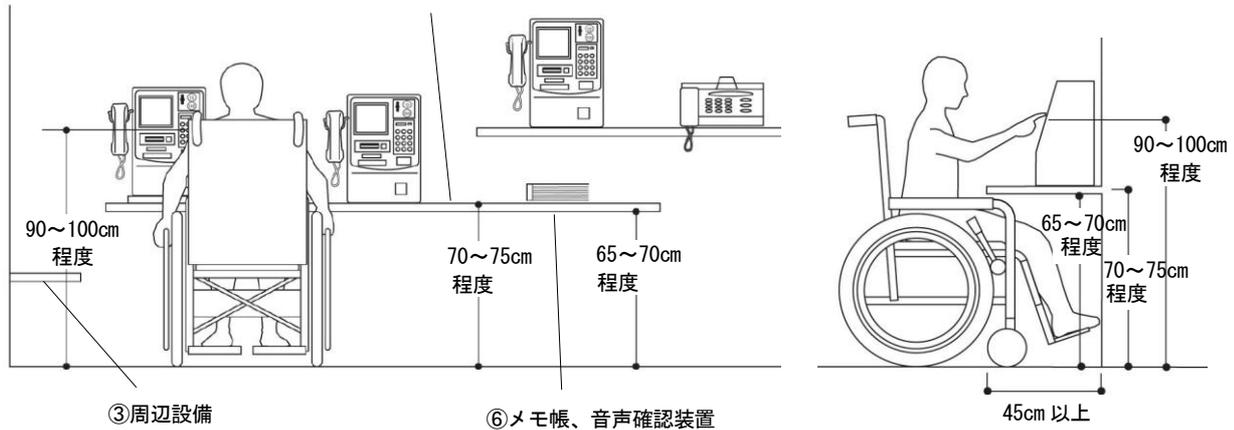
	設計図内の番号	視覚障害 		聴覚障害 	
		見えにくい（弱視/色盲）	見えない（全盲）	聞こえにくい	聞こえない
視覚障害者誘導用ブロック等	④	<ul style="list-style-type: none"> カウンターへは、視覚障害者誘導用ブロックや音声案内装置を設け、位置がわかりやすいようにする。 			
ファクシミリ等	—			<ul style="list-style-type: none"> 公衆電話台周辺は、ファクシミリや通信モデム端子等、音声以外での情報伝達設備を設けることが望ましい。 	
電光掲示板	⑤			<ul style="list-style-type: none"> 銀行、病院等で呼び出しを行うカウンターでは、電光掲示板等を設置することが望ましい。 	
メモ帳、音声認識装置	⑥			<ul style="list-style-type: none"> カウンターには、コミュニケーションの手助けとして、筆談用のメモ帳や話したことが文字に変換される音声認識装置等を設けることが望ましい。 	

設計上の配慮事項（設計箇所別）

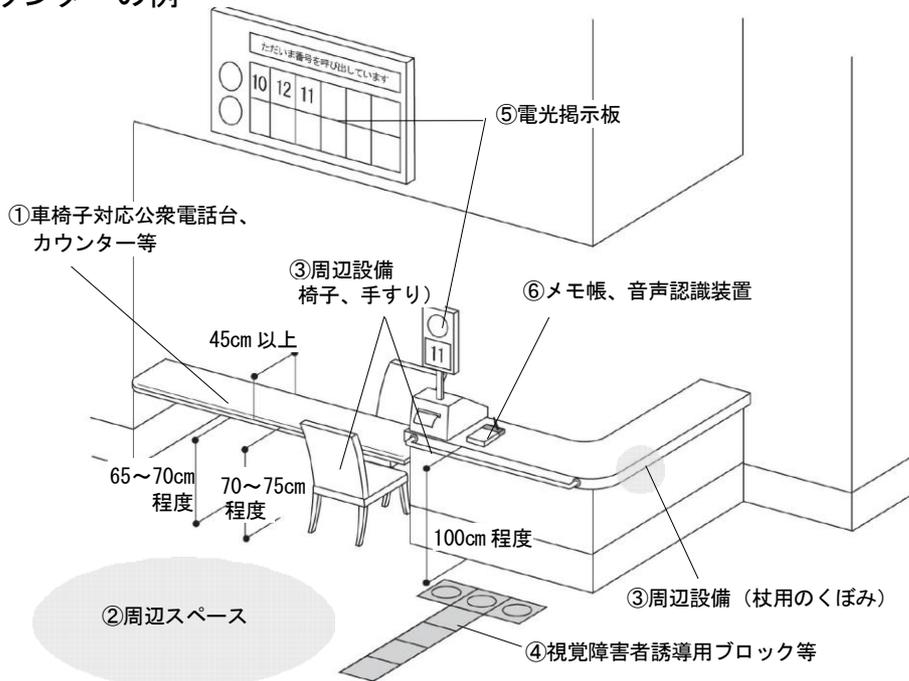
※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■ 公衆電話台等

①車椅子対応公衆電話台、
カウンター等



■ カウンターの例



整備事例

●座って使える公衆電話台



- ・腰掛け椅子と電話回転台があり、腰掛けても車椅子利用者でも利用しやすい。
- ・ファックスがあり、聴覚障害者も連絡を取りやすい。
(アリス館志賀・志賀町)

●高さが違うカウンター



- ・立位と座位に対応した2種類のカウンターがある。
- ・カウンター下の奥行きが45cm程度あるため、車椅子利用者が利用しやすい。(石川県庁・金沢市)

管理、人的対応の留意事項

- ・受付カウンターにおいては、障害のある人への案内の仕方やコミュニケーションの取り方、貸出可能な補助機器について十分に理解し、対応することが大切である。

基本的考え方

券売機は、車椅子使用者が利用しやすい機種を選定するとともに、視覚障害者にもわかりやすいよう点字表示等を行い、施設のわかりやすい位置に設置する。

整備基準	券売機	解説図
	<p>券売機を設ける場合においては、1以上の券売機は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 金銭投入口及びボタンは、車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮した構造とすること。</p> <p>イ 視覚障害者が円滑に利用できる構造とすること。</p>	—

設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

	設計図内の番号	肢体不自由 		
		立位移乗	座位移乗	介助移乗
設置位置	—	杖歩行	歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）
金銭投入口及び操作ボタン	①	・券売機は、施設のわかりやすい位置に設置する。		
カウンター下部スペース	②	・金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に入れることができるものとし、操作ボタンを含めて、車椅子使用者にも利用しやすいよう、中心高さを100cm程度とすることが望ましい。		
		・車椅子使用者が接近しやすいよう、カウンターの下部高さを65cm程度、奥行を45cm以上設ける。		

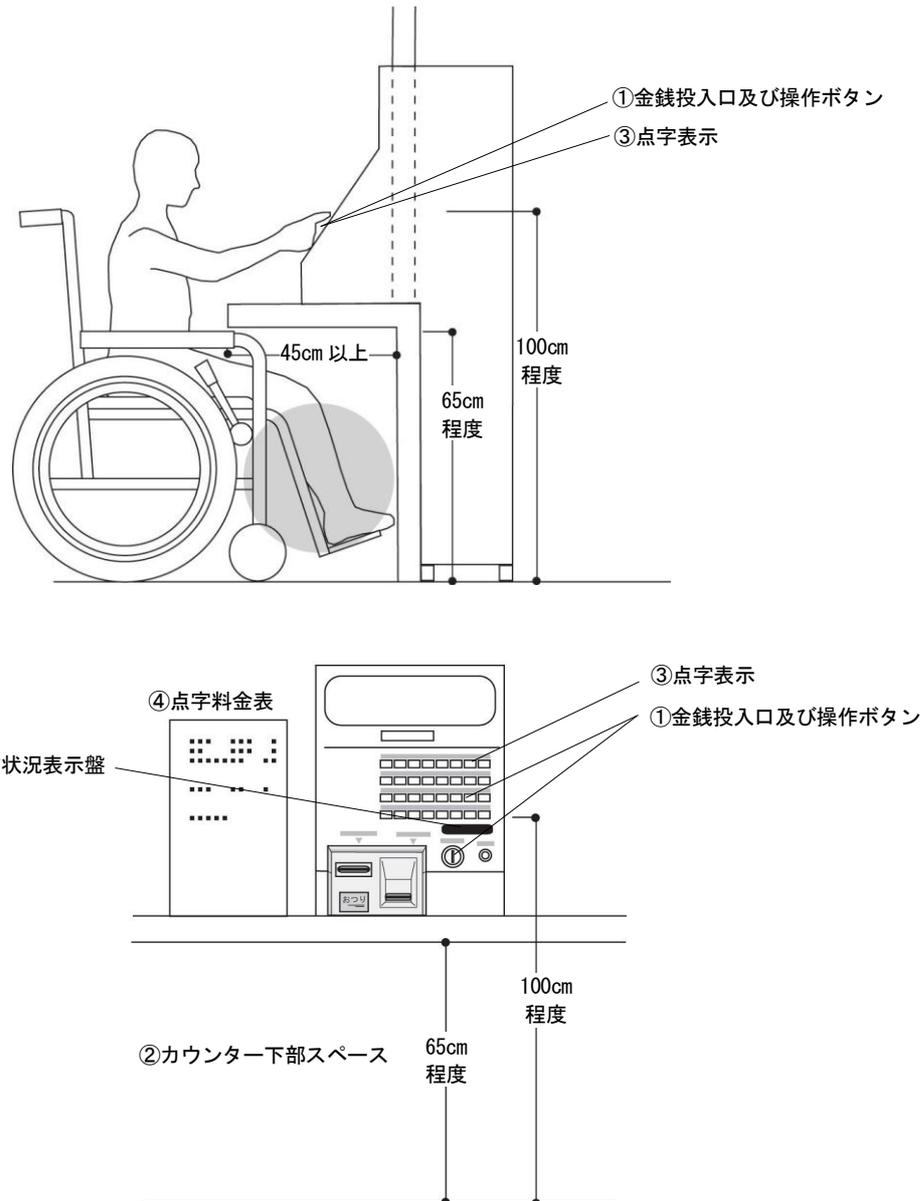
	設計図内の番号	視覚障害 		聴覚障害 	
		見えにくい（弱視/色盲）	見えない（全盲）	聞こえにくい	聞こえない
金銭投入口及び操作ボタン	①	・タッチパネル表示は、見えにくいまたは見えない。			
		・操作パネルとボタンは色相、明度に差をつけ、識別しやすくする。			
点字表示	③	・点字表示は、横に並んだボタンでは上、縦に並んだボタンでは左に取り付ける。			
点字料金表	④	・券売機の周辺に点字料金表を設ける。大きさは最大50cm×50cm以内で触察しやすいように、傾斜させることが望ましい。			
		・弱視者に配慮し、大きめの墨字を併記する。			
操作状況表示盤	⑤			・操作状況が確認できる電光表示盤を設けることが望ましい。	

設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

■ 券売機の例

- ・券売機まで視覚障害者誘導ブロック等により誘導することが望ましい。
- ・車椅子使用者に配慮し、周囲に十分なスペースを確保することが望ましい。



整備事例

●点字料金表のある券売機



- ・ボタン及び料金表に点字表示がある。
- ・電光掲示により、操作状況がわかる。
(東金沢駅・金沢市)

●料金案内の点字本



- ・地下鉄運賃等を点字で解説する黄色い表紙の冊子がある。
(名古屋ドーム・愛知県名古屋市)

管理、人的対応の留意事項

- ・券売機は、来客対応の従業員（案内係、受付係等）が待機する場所の近くに設置することが望ましい。
- ・料金改定等があった場合は、点字表示も速やかに更新する。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、指先が器用に動かせず、小銭を投入する際に落としてしまう人や行き先選択など複雑な操作が難しい人もいるため、受け皿を取り付けるなど硬貨の投入しやすい形状にするとともに、わかりやすい形態や色彩の表示をすることは有効である。

